

武蔵野市バリアフリー 基本構想 (答申案)

平成 23 年 2 月

下線部 — 第3回改定委員会
からの修正箇所

目 次

第1章 はじめに

1. 背景	1
2. 目的	1
3. 位置づけ	2
4. 改定の手順	4
5. 武蔵野市の概況	7

第2章 基本的な考え方

1. 四つの原則	9
2. 基本的な方針	10
3. 個別方針（移動等円滑化に関する事項）	12
4. その他の事項	16
5. 目標年次	23

第3章 地域別構想

吉祥寺駅周辺地区

1. 吉祥寺駅周辺の現状	24
2. 基本的な方針	25
3. 重点整備地区の位置及び区域	25
4. 特定事業及びその他の事業	28
5. その他	42

三鷹駅周辺地区

1. 三鷹駅周辺の現状	43
2. 基本的な方針	43
3. 重点整備地区の位置及び区域	44
4. 特定事業及びその他の事業	47
5. その他	61

武蔵境駅周辺地区

1. 武蔵境駅周辺の現状	62
2. 基本的な方針	62
3. 重点整備地区の位置及び区域	63
4. 特定事業及びその他の事業	66
5. その他	76

第4章 実現にあたって

1. 特定事業計画の作成	77
2. 特定事業の実施	77
3. 進捗状況の把握及び評価	78
4. 武蔵野市第五期基本構想・長期計画に基づく個別計画との連携	79
5. 国や関係自治体との連携	79

第5章 今後の展開

1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進	81
2. 市内全域への拡大	81
3. 新たな技術等への取組み	82
4. 基本構想の継続的な発展	82

参考資料	84
------------	----

用語集	115
-----------	-----

1. 背景

日本の総人口は、2004年（平成16年）をピークに減少を始めています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の将来人口推計では、今後ますます少子化・高齢化が進むとされており、障害者が区別されることなく活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が広まる中、少子高齢社会の本格的な到来を背景に、快適で安全に移動できるまちづくりが推進されています。

平成6年に、公共的性格を有し、不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的として『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）』が制定されました。

そして、平成12年に『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）』（以下「交通バリアフリー法」と表記）が公布され、国が移動円滑化の促進に関する基本方針を定めることや市町村の作成する基本構想により、駅を中心とした地域のバリアフリー施策を進める枠組みが整えられました。

国は平成12年11月に『移動円滑化の促進に関する基本方針』を策定し、本市においても、平成15年3月に交通バリアフリー法に基づく基本構想（以下「旧基本構想」と表記）を策定しました。市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項や実行性を高めるための仕組みなどについて定め、平成22年を目標として旅客施設やバス車両、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

平成17年7月には、『ユニバーサルデザイン政策大綱』が策定されました。これにより、バリアフリー化が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないことや、心のバリアフリーや情報提供その他のソフト面での対策が不十分であることなど、これまでのハートビル法及び交通バリアフリー法を中心としたバリアフリー化の取組みの課題が明らかになりました。そこで、「より一体的・総合的なバリアフリー施策」を推進するため、2つの法律を統合・拡充した『高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）』（以下「バリアフリー新法」と表記）が平成18年12月に施行されました。また、バリアフリー新法第3条第1項に基づき主務大臣により示された『移動等円滑化の促進に関する基本方針』（平成18年12月15日国家公安委員会、総務大臣、国土交通大臣、自治省告示1号）の改正が進められています。

本市でも旧基本構想が目標年次に達し、事業の評価や方針の見直しが必要となりました。そこで、新しい法制度や改正が進む「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、基本構想を改定することとしました。

2. 目的

バリアフリー新法では、その目的として、「高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進すること」を掲げ、その実現のため、

1）公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バス・福祉タクシーなどの車両）、一定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園などの

バリアフリー化を推進

- 2) 一定の区域において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、建築物、路外駐車場、都市公園、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進
- 3) 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）及び心のバリアフリーの推進

の実施が求められています。

そのため本市においても、新しい法制度に基づく旧基本構想の改定は、主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進についての取組みを示すことを目的とします。

また、基本構想改定の経過と同様に、事業の実施段階における情報公開や市民参加の考え方についても本構想に示すこととします。

さらに、バリアフリーのまちづくりの実現には、各特定事業者や市、近隣区市、市民等が連携しながらその事業を推進していくことが重要であることから、本構想において、関係主体の連携の考え方についても示すこととします。

3. 位置づけ

本構想は、バリアフリー新法に基づき改定されるものですが、本市の施策の体系の中では、地方自治法第2条に基づき策定された『武蔵野市基本構想』及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を上位計画とします。

バリアフリー新法第25条第1項で、『市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な

推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という）を作成することができる。』とされています。

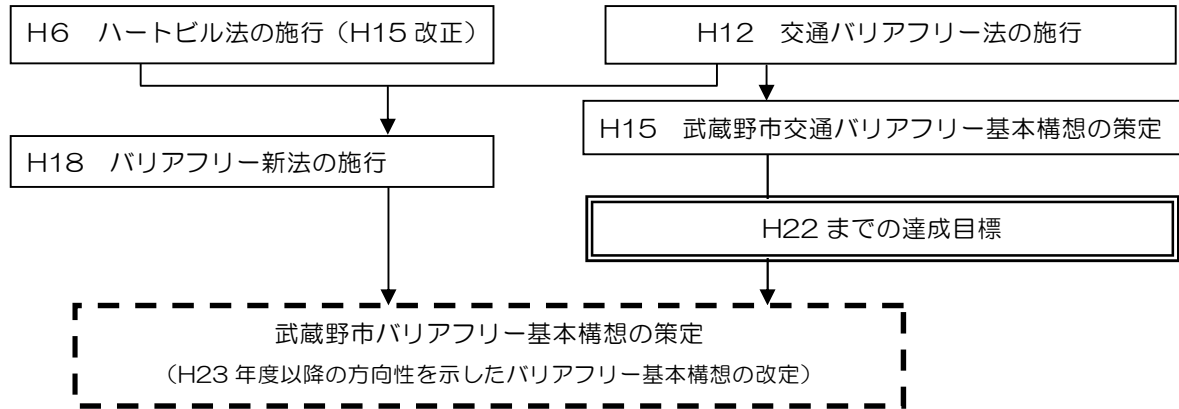
また、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、基本構想の検討にあたっては「重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかにする」観点から、長期的展望を示す上で必要な範囲で生活関連施設・生活関連経路を設定し、移動等円滑化の内容を記載するよう配慮することが規定されています。

そのため本構想では、特に重点的な整備が継続的に必要な地区として、3駅周辺地区を重点整備地区として定めるとともに、並行して改定が進められる武蔵野市都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、市独自に長期的な移動等円滑化を目指す観点から、目標を平成32年度に設定します。また、市内全域でのバリアフリーの推進については、武蔵野市健康福祉総合計画や武蔵野市都市計画マスタープランを踏まえ推進していくこととします。

このように本構想により整備を進める地域を定め、事業内容と事業期間を明確にすることで、実効性が高く確実な事業推進を図ります。

また、本構想の実施については、事業者ごとに本構想に基づく事業計画を作成し、そこで示された具体的な内容及びスケジュールに基づき行うこととなります。

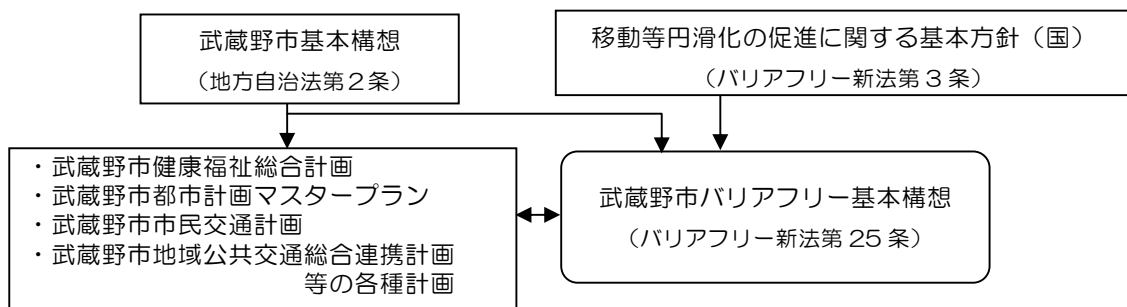
改定の背景



【バリアフリー新法 旧交通バリアフリー法からの主な変更点】

- (ア) 対象者の拡充：身体障害者からすべての障害者に拡大
- (イ) 対象施設の拡充：建築物、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーの追加
- (ウ) 制度の拡充：重点整備地区を、旅客施設を含まないエリアまで拡充
- (エ) 当事者参加：基本構想策定時の協議会制度を法定化
- (オ) ソフト施策の充実：スパイラルアップ及び心のバリアフリーを促進

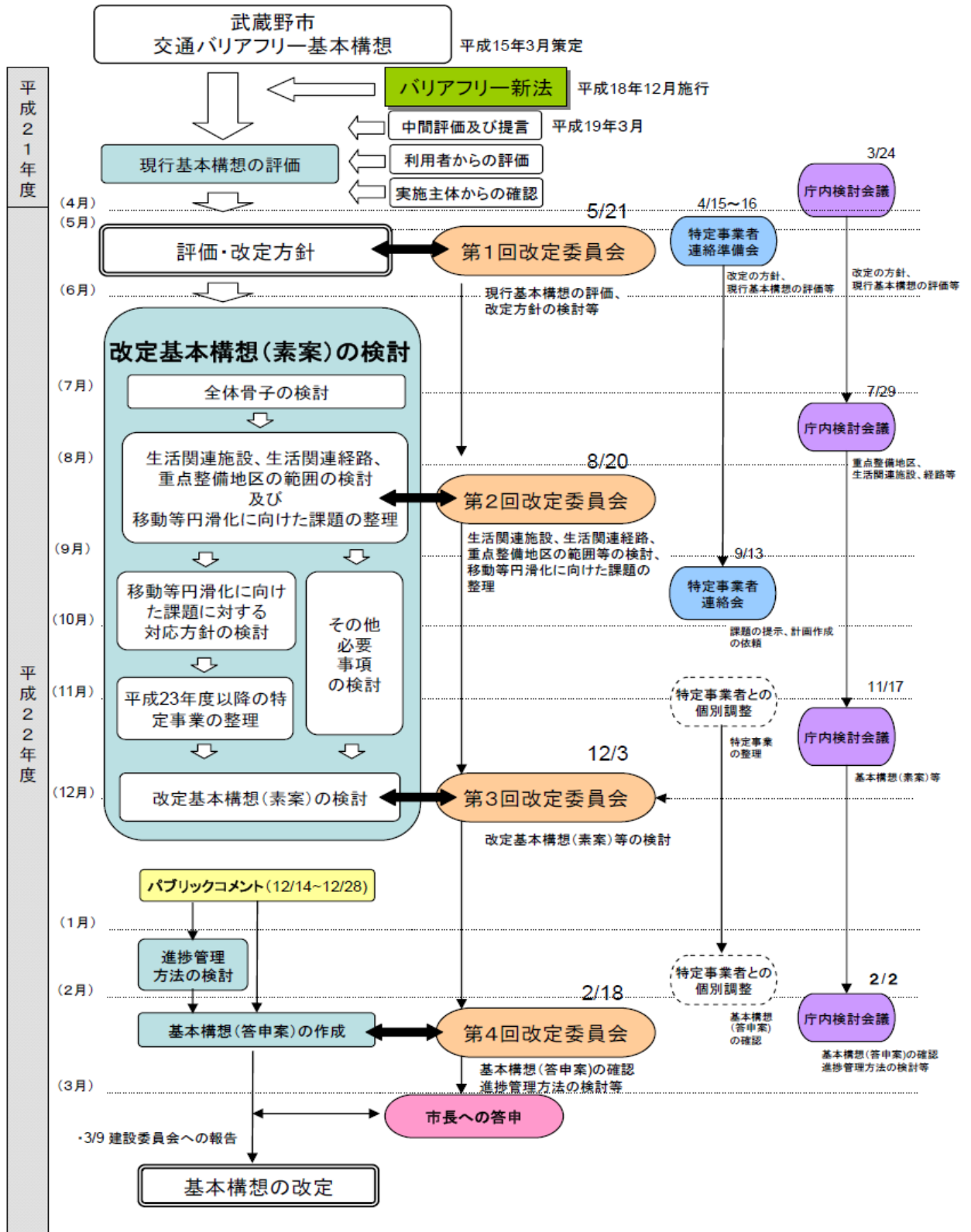
武蔵野市でのバリアフリー基本構想の位置づけ



4. 改定の手順

委員会を設置し、下記のスケジュールにより実施しました。

本構想の改定は、建築・交通・福祉分野の専門家や、高齢者、障害者等の市民からなる改定



第1章 はじめに

また、改定にあたっては広くご意見をいただくとともに、高齢者や障害者等が移動したり、施設を利用する上での障害を把握するため、改

定委員会での議論とは別に、以下の通り意見をうかがう機会をもうけました。

1) 旧基本構想の中間評価及び提言の実施

平成 19 年 3 月

学識経験者、関係団体代表、NPO 活動団体、福祉活動者、公募市民などで組織する武蔵野市交通バリアフリー事業計画実施推進委員会による、旧基本構想の中間評価及び提言を実施。

2) アンケートの実施

平成 21 年 12 月～22 年 1 月

高齢者及び障害者や、現在育児中などの理由により移動に困難な状況が生まれる場合がある方、また、市役所・コミュニティセンター・テンミリオンハウス利用者などを対象としてアンケートを実施。

約 1,600 票を配布、435 名の方々から回答を得ました。

3) ヒアリングの実施

平成 22 年 2 月 18 日～3 月 15 日

高齢者や障害者の団体へのヒアリング。

対象団体名	実施日	時 間	場 所	参加人数
武蔵野市老人クラブ連合会	平成 22 年 2 月 24 日	10:00～	武蔵野市役所	10 人
武蔵野市障害者福祉協会	平成 22 年 2 月 26 日	16:00～	障害者福祉センター	9 人
武蔵野市視覚障害者福祉協会	平成 22 年 2 月 26 日	14:00～	障害者福祉センター	2 人
武蔵野市聴覚障害者協会	平成 22 年 3 月 15 日	19:00～	武蔵野市役所	9 人
社会福祉法人武蔵野デイセンター山びこ	平成 22 年 2 月 22 日	10:30～	障害者総合センター	5 人
社会福祉法人武蔵野地域生活支援センターびーと	平成 22 年 2 月 26 日	16:30～	障害者総合センター	10 人
ライフサポート MEW	平成 22 年 2 月 18 日	15:30～	ライフサポート MEW	5 人
延べ参加者				50 人

4) まち歩きの実施

平成 22 年 7 月 14 日

武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会委員によるまち歩き

現地視察地	実施日	時 間	参加人数
吉祥寺駅周辺	平成 22 年 7 月 14 日	9:00～12:30	委員 8 人 事務局 9 人

なお、まち歩きは、改定委員会で検討を進めるにあたり、現在のバリアフリー化の状況について、共通認識を図ることを目的に実施したもので、道路や商業施設等でのバリアフリー化の取組みが進む吉祥寺駅周辺を対象地にしました。

また、改定委員会で使用した資料及び議事要録を本市のホームページで全て公開するとともに、改定委員会も公開して行いました。

5. 武蔵野市の概況

1) 位置等

本市は、新宿副都心から鉄道で15分程度の至近距離に位置し、その立地条件の良さや良好な住環境などから、3駅を中心とする商業・業務集積地以外は良好な住宅地としての土地利用が進みました。東西約6km、南北約3km、面積10.73km²という狭小なエリアに約13万の市民が生活をしており、全国的に見ても人口密度の高い市です。また、吉祥寺は都内でも有数の商業・業務集積地となっていることもあり、市内から市外への通勤・通学者より、市内への流入人口が超過するなど、昼夜間人口比は110%を超えており、多摩地域における拠点的な性格もあわせもっています。

昭和40年頃までに市街化が進んだため、新たに大規模な開発を要するエリアもなく、都市基盤整備も一定の水準まで進んでおり、成熟した市街地が形成されています。

また、武蔵野台地に位置しており、井の頭公園周辺部の一部を除いて全般的に平坦な地形となっています。

本市における公共交通網は、市域を東西に貫く鉄道路線と各駅から主に南北方向にのびるバス交通により形成されています。また、既存のバス交通の空白・不便地域を解消するためムーバスが7路線、9ルートで運行されています。

2) 人口構成等

本市の人口は、昭和40年代以降、ほぼ13万人で安定しています。年齢区分による構成を見ると、14歳以下の年少人口の構成比率は、平成12年度には11.2%であったものが平成21年度には10.6%となっており微減少傾向にあります。また65歳以上の高齢者人口の構成比率は、平成12年度には16.5%であった

ものが平成21年度には19.8%となっており増加し続けています。このような状況から本市でも、少子高齢化は確実に進行していることがわかります。

また、障害者の状況は、身体障害者数で見ると、平成12年度の2,801人から平成21年度の3,193人と約14%増加しています。知的障害者数は、平成12年度の637人から平成21年度の832人と約31%増加しています。また、精神障害者数は平成21年度で474人です。（武蔵野市2009市勢統計による）

3) バリアフリー化の状況

本市では、昭和59年度に「武蔵野市福祉環境整備指導要綱」を策定し、バリアフリーのまちづくりに取り組んできました。また、平成17年度に策定した第四期基本構想では、まちづくりの目標として『高齢者や障害者などハンディキャップを持つ市民がいつまでも健康で生きがいをもち、自立して生活できる地域社会を築くことをまちづくりの基本とする』という考え方を掲げ、まちづくりを進めてきました。

旅客施設については、平成3年度より駅へのエスカレーターやエレベーターの設置を進めています。三鷹駅北口においては、平成5年度に上りエスカレーター、平成17年度に下りエスカレーター及びエレベーターを設置しています。三鷹駅構内については、平成20年度にバリアフリー化が完了しました。また、吉祥寺駅構内においては、本市、JR及び京王電鉄が協力し合い、平成9年度にJR吉祥寺駅構内、平成13年度に京王吉祥寺駅構内にエスカレーターの設置が完了しています。

なお、吉祥寺駅及び武蔵境駅は現在改良中であり、吉祥寺駅は平成25年度、武蔵境駅は平成24年度を目途にバリアフリー化が完了する

見込みです。

交通計画については、平成6年度に高齢者、障害者等をはじめ市民の誰にとっても利用しやすい交通体系をめざして「武蔵野市市民交通計画」を定め、本市独自の視点によるバリアフリーのまちづくりへの取組みを具体化させてきました。

また、交通空白・不便地域の解消等を目的として、平成7年度に吉祥寺東循環路線から開始されたムーバスの運行は、現在では7路線、9ルートへ発展し、市内におけるムーバスネットワークは一定の完成を見えています。平成5年度にはリフトタクシー「つながり」の事業を、平成12年度にはレモンキャブの運行を開始するなど、移動に制約のある人のためのSTS（スペシャル・トランスポート・サービス）の確保にも努めてきました。

道路整備については、平成17年3月に吉祥寺駅周辺地区が国土交通省より「スーパーモデル地区」の指定を受けました。全国のモデルとなる地区を目指し、国の支援のもとバリアフリーの面的、一体的整備を実施してきました。平成17年度に本町新道（市道第225号線）及び弁天通り（市道第104号線）、平成18年度に吉祥寺大通り（市道第191号線）、吉祥寺駅北口駅前広場及び中道通り（市道第2号線）のバリアフリー化を実施しました。

市では道路ネットワークの整備及び景観やユニバーサルデザインのまちづくり等を具体化する計画として、美しい道路景観の創造、歩いて楽しい道づくり及び安全・安心なまちづくりを目指すことを目的に「景観整備路線事業計画」を策定し、市道のうち11路線について優先的に道路整備を行っています。平坦な歩道の整備や電線類の地中化等のバリアフリー整備を実施しており、平成25年までに8路線の整備が完了する予定です。

また、透水性舗装や遮熱性舗装の試験施工等を行い、車いす利用者や子供等、移動に際して特に路面の暑さの影響を受けやすい人も快適に歩行ができる道路の整備を進めています。

駅周辺において通行の妨げとなる放置自転車については、平成6年度に「武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例」を制定し、放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去等を進めるとともに、「自転車等総合計画」や「三駅周辺自転車等駐車場整備計画」を定め、駐輪場の整備を進めてきました。平成22年度には、吉祥寺駅及び三鷹駅周辺に大型駐輪場を確保し、吉祥寺大通り及び中央大通りの歩道上にあった暫定駐輪場を廃止しました。

しかし、残念ながら全ての面においてバリアフリー化が実現されたわけではなく、まだまだ様々な課題を抱えています。

1. 四つの原則

●すべての人にやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）の原則

障害をもつ人も、もたない人も、地域の中とともに暮らしていくためには、身体障害者のみならず、知的障害者、発達障害者、精神障害者を含むすべての障害のある人がない人と同じように日常を送れる生活環境が必要です。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害者のみならず、荷物を持った人や、ベビーカーを持った子連れの人など、武蔵野市を訪れるすべての人にやさしい環境づくりが必要とされています。これを実現するためには、道路や建物等のバリアフリー化などハード面の環境整備を行う一方、高齢者、障害者等に対する理解と協力を促す心のバリアフリーの推進など、ソフト面でも人にやさしいまちづくりを行っていくというハード・ソフト両面を含む包括的な考え方が重要です。本市では、平成5年度に掲げたTWCCの理念に基づき、平成14年度に交通バリアフリー基本構想を策定し、福祉のまちづくりを着実に進めてきました。本構想においても、このTWCCの理念を踏まえるとともに、特定の人にとってのバリアフリーを超えてすべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

※ 平成5年度に策定した第三期基本構想において本市が独自に掲げた、『高齢者にやさしいまち、障害者にも他のすべての人にもやさしいという福祉的視点で将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備する（TWCC：Total Welfare Configured City）』というまちづくりの基本理念

●市民参加の原則

「市民参加」が地方自治の原点であることから、本市は、基本構想・長期計画において、先駆的に独自の市民参加方式を取り入れ、「市民参

加」による施策の計画、事業の実施を進めてきました。本構想においてもこの「市民参加」の伝統を継承し、①基本構想策定への参加、②事業実施への参加、③基本構想実現への参加の機会を確保します。

バリアフリー化を推進していくためには、市民と行政の信頼に基づく積極的な市民の参加が重要であるとともに、障害のある人となない人との相互理解が不可欠です。そこで、特定の人のためのバリアフリーではなく、すべての人にやさしい「ユニバーサルデザインのまちづくり」を実践するために、行政だけではなく、武蔵野市民及び市内の企業・団体は、積極的にバリアフリーの推進に努めるものとします。

●拡大の原則

バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づき主務大臣が定める『移動等円滑化の促進に関する基本方針』にしたがって、整備すべき地区を指定するとともに、旅客施設、道路、都市公園、建築物等について移動等円滑化のための事業に関する基本的事項を定め、重点的かつ一体的なバリアフリー整備を実施するものです。区域と年限を区切って実現することを明確にするところに特徴があります。本構想では、バリアフリー新法の定める特定事業に加え、ユニバーサルデザインのまちづくりに寄与する事業について明示するとともに、推進すべき方向性を可能な限り示します。また、重点整備地区の整備を最優先しますが、その他の地区についても重点整備地区の進捗を踏まえ、市全体のバリアフリー化の実現をめざして必要な施策を進めます。

●実現保障の原則

本構想を実現するために、策定後各事業者はバリアフリー新法に基づく特定事業計画を市は

特定事業以外のバリアフリー化事業についての事業計画を作成します。これらの事業計画及び本構想が適正に実現することを保障するために、移動等円滑化の進捗状況を適宜把握するとともに、高齢者、障害者等の意見を反映させ、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図る仕組みを作ります。

旧基本構想で未完了の特定事業については、事業内容を継承します。ただし、他事業との連携により効果的に事業化が進められる可能性や早期事業化が困難な場合については、段階的な取り組み方法を位置づけるものとします。また、事業推進にあたってはバリアフリーについての市民への啓発活動を積極的に行い、本構想の内容や事業計画づくり、バリアフリー化事業の進捗状況などについて広く市民へ広報します。

2. 基本的な方針

1) 重点整備地区のバリアフリー化の推進

バリアフリー新法に基づく重点整備地区を設定する場合、以下の要件が求められます。

＊配置要件

生活関連施設が徒歩圏内に集積している面積がおおむね400ha未満の地区であって、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であること。

連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性にかんがみ、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められる。

＊課題要件

高齢者、障害者等の移動や施設の利用状況、諸機能の集積の実態、想定される事業の実現可能性

等から総合的に判断して当該地区における事業に一体性があり、事業の実施が必要であると認められること。

＊効果要件

移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることが、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など、都市が有する様々な機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められること。

市内の旅客施設は、ＪＲ中央本線及び京王電鉄井の頭線の吉祥寺駅・ＪＲ中央本線の三鷹駅・ＪＲ中央本線及び西武鉄道多摩川線の武蔵境駅の３駅であり、この周辺地域は、いずれも配置要件・課題要件・効果要件を満たしています。ユニバーサルデザインによるまちづくりを着実に進めていくためにも、３駅周辺地域のすべてを旧基本構想に引き続きバリアフリー新法に定める重点整備地区とします。

(1) 生活関連施設のバリアフリー化の推進

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」です。平成21年度に実施したアンケート調査及び個別ヒアリング調査を踏まえ、３駅周辺の実情に応じて定めます。バリアフリー新法の目的が生活関連施設及び施設間を結ぶ経路の移動等円滑化となることから、その起終点となる生活関連施設の設定が重要になります。

効率的で効果的なバリアフリー化を進めるためには、高齢者、障害者等の利用が多い施設について優先的にバリアフリー化を推進する必要があります。そこで、特定旅客施設のほか、アンケート結果等による利用者が多い施設や、特

定の利用者層がいる施設、旧基本構想で位置づけている施設、生活関連経路沿道にあり、高齢者、障害者等の移動を支援する機能を持つ都市公園などを生活関連施設として設定します。

上記の考え方に基づき設定された施設については、鉄道事業者、公園管理者、建築主等との協議により、バリアフリー化の内容を定めた特定事業を位置づけます。

(2) 生活関連経路のバリアフリー化の推進

生活関連経路とは、重点整備地区内における生活関連施設相互間の経路です。先に示した生活関連施設同士を結ぶ経路を基本に、高齢者、障害者等の利用実態を考慮しバス停留所からのアクセスも踏まえ設定します。また、近隣市の定める生活関連経路との連続性に配慮するなど、行政界を越えた一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

2) 全市的なバリアフリー等の推進

重点整備地区では、生活関連施設や生活関連経路における重点的かつ一体的な移動等円滑化の事業について定め、優先的に事業を推進していきますが、事業を定めていない施設や経路、また、ソフト的な施策についても推進を図っていく必要があります。

そのため、本構想では、全市的な視点から、福祉交通や、心のバリアフリー、公共サイン・公共施設サイン、既存公共施設のバリアフリー化などの取組の内容を定め、特定事業等の推進と併せて積極的に取組を進めていきます。

また、その他重点整備地区外で行うバリアフリー化については、あらためて第5章で述べることにします。

3. 個別方針（移動等

円滑化に関する事項）
 リー化を実施する際に活用する基準やガイドライン、条例などを以下に整理します。

円滑化に関する事項）

生活関連施設及び生活関連経路等のバリアフ

種別	項 目	名 称	所管など 作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 H18.12
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 H18.12
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 H18.12
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 H18.12
	路外 駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 H18.12
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 H18.12
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 H18.12
	都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 H18.12
移動等円滑化 ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕〔車両等編〕	国土交通省 H19.7
	道 路	道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター H20.2
	都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 H20.1
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省（監修） H19
その他の 条例等	公共交通・ 道路・公園・ 建築物等	東京都福祉のまちづくり条例	東 京 都 H21.3
	建築物	東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東 京 都 H18.12
	駐車場	東京都駐車場条例	東 京 都 H14.12

1) 公共交通特定事業

鉄道駅については、旧基本構想に基づく特定事業が着実に推進されており、三鷹駅ではすべての特定事業が完了しています。また、改良中の吉祥寺駅は平成25年度、武蔵境駅は平成24年度を目途に駅舎が完成し、旧基本構想に基づく特定事業が完了する見込みです。工事中に際しても連続した明快で簡潔な経路や案内・誘導の確保に努めるとともに、引き続き、移動等円滑化基準等に基づいた整備を推進します。また、バリアフリー化された経路が確保されている施設においても、さらに利便性を向上し、誰でも安心して移動できる環境とするため、新たに法の対象となった知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴を理解し、案内や対応ができる係員を充実させること、他の交通手段への円滑な乗り換え・市街地への移動が図れるように、事業者間で連携し、情報提供手段を充実させることなど心のバリアフリーに配慮し事業を推進することとします。

バス事業については、旧基本構想の策定以降、代替車両は全てノンステップ・ワンステップ車両としており、約90%が低床式車両となっています。その他、停留所への上屋の設置やバスロケーションシステムの導入、乗務員の教育など、各事業者で移動等円滑化の取組みを進めています。

引き続き、代替車両についてノンステップバスなどの低床式車両を導入することや、バス停留所における行き先表示・音声案内等の改善、ベンチや上屋の設置、利用者が円滑に乗降できる構造への改善等を進めます。また、情報提供・交通案内については、市や事業者間の連携のもと、駅前広場などの交通結節点を中心に、配置の見直しやデザイン・使用の統一化を図ります。

加えて、更なるサービスの向上を図るため、

バス停留所では歩道に正着し、ニーリングすることや、状況に応じたアナウンス（声掛け）を乗務員が心掛けます。また、新たに法の対象となった知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴等を理解し案内や対応することについて、接遇教育を充実するなど心のバリアフリー配慮し事業を推進することとします。

2) 道路特定事業

旧基本構想で定めた特定事業は、個別的な段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備などにおいて一定の進捗を見ていますが、地域全体の移動等円滑化の実現には至っていない状況です。

旧基本構想で定めた特定経路は、国の定める特定道路に指定されており、改修にあたっては移動等円滑化基準に適合させる必要があります。その他の生活関連経路についても、引き続き、移動等円滑化に向けた整備を推進します。

特に、地域の一体的なバリアフリー化を図る視点から、関係者間の連携により、接続する沿道施設との段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、利用者が円滑に乗降できるバス停留所の構造への改善等に配慮することとします。また、工事中も含め、わかりやすい案内や誘導を行うこと、歩道上に置かれた商品や看板などの不法な占有物に対する指導・取締りを継続的に行うことなど心のバリアフリーに配慮して事業を推進することとします。

(1) 複断面道路(歩車道分離型道路)における方針

複断面の生活関連経路については、移動等円滑化基準等に基づき、関係する事業者や沿道施設の管理者と連携して主に以下のようなバリアフリー整備を推進します。

- * 歩道はセミフラット型を基本とし、マウントアップ型も含め連続して2mの幅員

を確保します。

- * 連続して2mの幅員が確保できない場合であっても、車いすがすれ違うことのできるように可能な限り歩道の部分的な拡幅を行います。
- * 歩道は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げ（透水性舗装）とします。
- * 波打ち歩道を解消し歩道をフラット化します。
- * 歩道の形態に支障がない範囲で、沿道施設との段差の解消や勾配の改善を図ります。
- * 視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- * バス事業者と連携し、バス停留所は利用者が円滑に乗降できる構造とします。

(2) 単断面道路（歩車道一体型道路）における方針

単断面の生活関連経路においては、移動等円滑化基準等に基づき、必要に応じて関係する事業者や沿道施設の管理者と協議を行い、高齢者、障害者等が安全で快適に移動できるように、主に以下のようなバリアフリー整備を推進します。

- * 車道の幅員の縮小等により、歩道の設置に努めます。
- * 車道の形態に支障がない範囲で、沿道施設との段差の解消や勾配の改善を図ります。
- * 歩道を設置できない場合は、「歩行帯」と位置づけ、全幅員から必要な車道幅を減じた幅員で設定します。
- * 歩行者の安全確保を行うため「車道帯」と「歩行帯」で舗装の色を変えるなどして、視覚的な区分を行います（路側帯のカラー舗装化）。

- * L形側溝を狭小化し「歩行帯」の水平面をより広く確保します。
- * 横断歩道に接続する「歩行帯」の部分について、視覚障害者が横断歩道を認知できるような工夫をします。
- * 視覚障害者の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- * 交通管理者と協議して、車両の進入制限や一方通行化など交通規制の実施を検討します。

3) 路外駐車場特定事業

建築物や都市公園に付随する路外駐車場について、それぞれの特定事業の設定にあたり移動等円滑化基準等に基づき、車いす使用者用駐車施設のバリアフリー整備等を推進します。

また、その他の路外駐車場については、荷捌き対策その他のバリアフリー化に資する事業への協力を施設設置管理者に求めています。

4) 都市公園特定事業

都市公園については、移動等円滑化基準等に基づき、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できるように、移動しやすい園路の確保や、わかりやすい案内・誘導施設の整備、多機能トイレの環境を整えるなど、利用しやすい特定公園施設のバリアフリー整備を推進します。

生活関連経路の沿道の都市公園については、高齢者、障害者等の移動を支援する施設として、出入口の段差解消や、休憩できるベンチの設置など可能な整備を行うこととします。

また、高齢者、障害者等への配慮について、他の利用者へ意識啓発を行うことなど心のバリアフリーに配慮して事業を推進することとします。

5) 建築物特定事業

生活関連施設に指定された建築物においては、移動等円滑化基準等に基づき、高齢者や障害者等が安全で快適に利用できるように、移動等円滑化経路等のバリアフリー整備を推進します。

また、施設の老朽化の状況や構造上の問題などから完全なバリアフリー化が困難な場合であっても、実施可能な改良を行うとともに、人によるサポートやサービスを充実させ、誰もが使いやすい施設を目指す必要があります。

これらを踏まえ、建築物特定事業の実施にあたっては、特に、関係者間の連携による接続する道路との段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保、わかりやすい案内表示の整備など建築物と道路の連続性に配慮することとします。また、エレベーターや多機能トイレなどの設備が、それらを必要とする人に優先的に利用されるような仕組みづくりや、新たに法の対象となった知的障害者、精神障害者、発達障害者の心理や行動の特徴等を理解し、適切に対応ができる係員を充実するなど心のバリアフリーに配慮することとします。

6) 交通安全特定事業

旧基本構想に基づく特定事業で、主要な経路上の信号機はすべて音響式に改良され、標示・標識の高輝度化が完了しています。また、横断歩道にエスコートゾーンを設置するなど、安全性の向上が図られており、着実に移動等円滑化が推進されています。一方、継続的なマナー啓発や、バリアフリー対応信号機の利用方法についての周知が必要です。引き続き、重点整備地区内の信号機、標識等について、移動等円滑化基準に基づく整備を推進します。

特定事業の実施にあたっては、音響式、高齢者感应式、残り時間表示式信号機等の更なる導入、視覚障害者誘導施設（エスコートゾ

ーン）の設置、高齢者、障害者等が安全に横断歩道を渡るために必要な青時間の確保を行うこととします。また、バリアフリー対応信号機の利用やバスの正着等を妨げる違法駐車への対策、歩行者の安全性を損なう自転車利用に対する継続的なマナー啓発など心のバリアフリーに配慮することが必要です。

7) その他の事業

(1) 駅前広場

- * 駅前広場は交通結節点として、また地域の活性化及び顔づくりに寄与する場所として重要な施設です。しかしバリアの生じやすい所でもあるので、安全で快適に乗り継ぎできるよう駅前広場の整備または再整備を進めます。
- * 駅前広場には視覚障害者誘導用ブロック、文字及び音声による案内設備及びベンチを設置します。視覚障害者等が間違った情報を得ないように、バス停留所における音声案内を適切に行います。
- * 移動等に制約のある人の送迎が、安全で便利に行えるよう配慮します。

(2) その他交通対策

- * 吉祥寺駅については、南北通路の自由通路化、拡幅及び直線化を図り、高齢者、障害者等にわかりやすく移動しやすい空間に改良します。
- * 武蔵境駅については、南北の駅前広場を結ぶ通路を整備し、交通結節点の機能向上を図ります。
- * 武蔵境駅については、駅舎と駅前広場、店舗をつなぐ駅舎連続施設（北側）を整備し、駅周辺施設利用者の利便性の向上を図ります。
- * 生活道路における通過交通を排除する

ために、都市計画道路網の整備促進を隣接区・市及び都に対し求めています。

4. その他の事項

1) 福祉交通

市では、移動に制約のある人の外出支援事業として、移送サービス「レモンキャブ」とリフトタクシー「つながり」を実施しています。

レモンキャブは、バスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援するための移送サービス事業です。本事業では、商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、個別ニーズに応じたサービスを提供しています。平成21年度の利用会員数は860人、利用件数は約19,000件で、近年は共に増加傾向にあります(平成22年度版武蔵野の福祉による)。利便性の高いサービスの提供により、利用者から高く評価されている本事業ですが、今後も継続してサービスを提供するためには、運行システムの改善、運行管理者・運行協力員の確保、車両の更新や福祉有償運送制度上の問題など、検討を必要とする様々な課題があります。そのため、運行管理者や運行協力員の確保の方策や、運営システムの改良等について検討をしてい

ます。

リフトタクシー「つながり」は、車いす利用者や寝たきりの要介護者等の移動を支援することを目的に、市がタクシー事業者に対して、リフトタクシー運行事業に要する経費の一部を補助するものです。事業としては、高い評価を得ていますが、利用者への周知不足の指摘や運行時間帯延長の要望があります。そのため、市広報や公共交通の案内とあわせた情報提供などによって、一層の利用促進を図るとともに、サービスの充実方策について検討します。

また、バス交通の利用には不便を感じているもののレモンキャブやつながりの利用の条件には該当しない高齢者も多く、新たな移動手段へのニーズが高まっています。そのため、レモンキャブとバス交通の中間のニーズを把握し、タクシー等を利用したデマンド交通サービスを検討します。

平成20年度には市が主体となり、地域の交通を検討する地域公共交通活性化協議会を設置しました。市民や民間事業者と共に、高齢者、障害者等に対する移送サービスのあり方について考えていきます。

事業者	事業内容	前期 ～5年	後期 5～10年	展望期 10年～
武蔵野市	車両の買い替えを進めます。(レモンキャブ)	■		
	運行協力員の公募を行います。(レモンキャブ)	■	■	■
	事業の周知に努めます。(つながり、レモンキャブ)	■	■	■

2) 心のバリアフリー

移動等円滑化基本方針では、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解と協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であるとしています。

そのうえで、国民の責務として、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力することが重要であるとしています。

また、地方公共団体の責務として、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めることが定められています。

特に、新たな法制度で対象として追加された知的障害者・精神障害者・発達障害者については、人とのかわりあいやコミュニケーションが苦手であるなど、周りの人の理解と協力が重要であり、安心して移動や施設の利用ができるように、利用者の困難さを理解し、状況に応じて適切な対応ができるような取組みが必要になります。

本市では、武蔵野市健康福祉総合計画において「こころのバリアフリーの推進」を掲げており、これまで普及・啓発活動、地域交流、福祉教育の**体系化の推進**として、「市民こころの健康相談支援事業」の実施、「むさしのあったかまつり」の開催、小中学生へのボランティアプログラムの提供、ふれあい福祉学習検討委員会による福祉学習プログラムの展開など、心のバリアフリーに関する様々な事業を推進してきました。

本構想では、これらの取組みを継続するとともに、移動等円滑化基本方針を踏まえ、「高齢者、障害者等に対する理解促進」、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げないこと」、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用の手助け」を心のバリアフリーの基本的な考え方とし、庁内の取組みだけでなく、各特定事業者に対しても職員教育等を通じた心のバリアフリー推進について協力を求め、ハード・ソフトが一体となった総合的な移動等円滑化を進めていきます。

それぞれについて、継続的な取組みが必要な事項、今後取組みを検討する事項を以下に整理しました。

高齢者、障害者等に対する理解促進

＜取組みの方向性＞

- ＊ これまで取組んでいる講座や教育プログラムなどの施策を継続しながら、内容の充実に努めます。
- ＊ 高齢者、障害者等を理解するため、市民、事業者、行政などとの交流の機会づくりを進めます。
- ＊ 地域のイベントなどへ的高齢者・障害者の参加を進めます。
- ＊ 啓発、交流及び学習は、市民、事業者、行政及び学校が連携して行います。

高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げない

＜取組みの方向性＞

- ＊ 自転車利用に関するマナーの向上を図るため、引き続き、広報、イベント、学習会及び教育の場を通じ啓発に努めます。
- ＊ 生活関連施設や生活関連経路について、引き続き、各特定事業者が適切な維持管理につとめ、常に利用を妨げないよう配慮します。

第2章 基本的な考え方

- * 施設整備にあたり、計画段階から市民意見を取り入れることにより、高齢者・障害者等の施設利用に不具合が生じないよう努めます。

いきます。

- * バリアフリー情報を掲載したマップの作成・更新やバリアフリーに関する情報提供を進めます。

高齢者、障害者等の移動や施設の利用の手助け ＜取組みの方向性＞

- * 各特定事業者は職員研修などを通じて高齢者、障害者等に適切な対応ができるよう接遇の向上に努めるとともに、案内支援サービス等の充実を図ります。
- * コミュニケーションボードや筆談用具など、コミュニケーション支援ツールの導入を推進し、これらの存在を示すための表示の掲示を施設管理者に依頼して

特定事業者が取組む事項は「第3章 地域別構想、4. 特定事業及びその他の事業」で示し、その他については以下に示すこととします。

また、円滑な移動を妨げる違法駐車や違法駐輪対策は、第3次武蔵野市市民交通計画の内容を踏まえ、「5 その他」で別に示すこととします。

事業者	事業内容	前期 ～5年	後期 5～10年	展望期 10年～
武蔵野市	<u>小中学生を対象とした福祉教育を推進します。</u>	■	■	■
	<u>市民を対象とした講座を開講します。</u>	■	■	■
	<u>障害者等との交流を促進します。</u>	■	■	■
	<u>行政職員への研修の充実を図ります。</u>	■	■	■
	<u>啓発用冊子の配布・周知を行います。</u>	■	■	■
	<u>コミュニケーションボードの設置を検討します。</u>	■		
	<u>バリアフリーマップ改訂版の発行を行います。</u>	■		
	<u>「まち案内所」の設置に向け検討を行います。</u>	■		

3) 公共サイン・公共施設サイン

公共空間に設置される主に歩行者を対象としたサイン（本構想で公共サインとする）は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」、「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針」など、サイン整備の統一を図るべく各種基準や指針、ガイドラインが定められています。

サインには以下の種類があり、それぞれを連携させて適切に設置する必要があります。

案内サイン

地域内の事物の所在や位置関係などを確認するためのもので、地図で表現される。

誘導サイン

歩行者を目的の事物まで導くもので、矢印・目的地名・略図・距離などで表現される。

位置サイン

対象物の所在地において名称や用途を示し、他のものと識別するためのもので、文字・記号・ピクトグラム（絵文字）などで表現される。

説明サイン

情報の送り手の意図を説明、または事物の内容・歴史などを解説するもの。文字・図・ピクトグラム（絵文字）などで表現される。

規制サイン

安全やルールを保つための行動を促すもので、禁止・注意・指示の内容が文字・ピクトグラム（絵文字）などで表現される。

市内の公共サインについては、駅周辺の総合的案内の不足や、目的地までの連続的な案内の不足、バス停など、駅から離れた場所での案内の不足、表記内容の不統一などが指摘されています。また、方向感覚を見失う場合があるため、まちなかでの案内が有効であるとの意見もあり、

来街者だけでなく市民にとっても案内サイン、誘導サインの充実が必要です。現状の問題点として、サインの存在を識別することができないこと、情報を読むことができないこと、情報を理解することができないこと、必要とする場所に存在しないことなどがあげられます。

また、建築物内においても表記内容の不統一や道路との連続性の確保が課題となっており、特に公共建築物内に設置されるサイン（本構想で公共施設サインとする）では、公共サインの方針に準じた統一的な対応の必要性が高いといえます。

そのため、公共サイン及び公共施設サイン等の設置にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れて以下の基本方針を定めました。

なお、本方針に準拠するサインは、道路空間に設置される歩行者用の案内・誘導・位置サインとし、駅やバス停留所、民間建築物、都市公園、路外駐車場における各種サイン、また、道路空間におけるその他の種類のサインについては、本方針を参照するものとします。ただし、公共建築物に設置される案内・誘導・位置サインについては、表現方法の統一等、一部の整備方針について準拠するものとします。

基本方針① 認識性

高齢者、障害者、外国人など、誰でも容易に認識、理解できる構造・設置方法・内容とする

基本方針② 統一性

関係主体の連携により、情報の乱立を防ぐとともに、同じルール・様式による案内サインの設置を推進する

基本方針③ 連続性

サイン相互の関連性を調整し、人の動きに応じて目的地までの連続的な誘導や全体との位置関係がわかる案内を確保する

基本方針④ 継続性

適切な維持管理により、正確な情報や見やすさ・利用しやすさを継続的に確保する

基本方針⑤ 効率性

民間事業者との連携や協力により、効率的かつ効果的なサインの設置、維持管理を行う

なお、市全域における統一的なわかりやすさを確保するために、これらの基本方針に基づき、公共サインガイドラインを作成することとし、次にその基本的な考え方を示します。

- * バリアフリー経路や誘導する経路上の適切な位置に、わかりやすくサインを配置します。

- * 誰もがわかりやすいように、サインの表示面で使用する文字の書体、色、大きさ、内容、図記号などについて機能的で無駄のない内容とします。
- * 誰もが見やすく、見つけやすいサインデザインとします。
- * サインの機能を保持するために、内容の更新や清掃・修繕など適切な維持管理を行います。
- * 連続的な案内や効率的なサイン配置を実現するため、関係主体と適切な連携を図ります。

事業者	事業内容	前期 ～5年	後期 5～10年	展望期 10年～
武蔵野市	公共サインガイドラインを策定します。	■		

4) 既存公共施設のバリアフリー化

平成18年に交通バリアフリー法とハートビル法が統合・拡充され、バリアフリー新法が施行されました。また、新法の施行を踏まえ、平成21年に東京都福祉のまちづくり条例が改正されました。これらの改正により、施設の新築・改築等に際しては定められた基準への適合遵守義務が、既存施設には適合努力義務が課せられました。本市では既存公共施設のバリアフリー化の状況調査を進めており、今後は新法や条例の基準に沿った整備を進めていくことになります。

しかしながら、法的または物理的な制約が発生することや改善内容によっては多額の費用が生じること、また一定期間、施設機能が休止してしまうこと等から基準に準じた整備が困難な場合があります。そのため、目指すべき整備水準が不明確となり、既存公共施設の整備に際し、統一的

なバリアフリー化が図れないことが想定されます。

また、基準は新築・改築時を想定したもので、整備の優先順位が定められていないため、改善できる箇所の部分的な整備を推進した結果、バリアフリー化の連続性が不足し、効果の発現が限定的になることが懸念されます。

本市は、前述の課題に対応し、実効性のある整備を進めるため、優先的に整備する事項の提示、施設の優先順位の設定、実現可能な整備方法の整理を行うことを目的に、市有公共施設を対象とした整備方針を策定することとし、次にその基本的な考え方を示します。

敷地入口から案内まで支障なく、円滑に入れるよう整備を進めます

- * 敷地の入口や駐車場からの主な経路を利

用し、案内へ円滑に移動できるように、通路幅員、扉、段差及び傾斜路の整備を進めます。

円滑に入ることができる階で、主たる目的の達成のための行動に支障が生じないよう整備を進めます

- * 案内から主な経路を利用し、利用居室、トイレ、子育て支援設備及び昇降設備へ円滑に移動できるように、通路幅員、扉、段差及び傾斜路の整備を進めます。

多機能トイレ及び子育て支援環境の整備を検討します

- * 車いす利用者用トイレの整備を進めます。

- * オストメイト用汚物流しを福祉施設に整備し、併せて不特定多数が利用すると考えられる施設にも整備を進めます。
- * ベビーチェアについて子育て関連施設から整備を検討します。
- * ベビーベッドについて一定規模以上の子育て関連施設から整備を検討します。

上下階への移動が支障なくできるよう整備を検討します

- * 不特定の利用が見込まれる施設のうち、階数の多い施設から設置検討します。

事業者	事業内容	前期 ～5年	後期 5～10年	展望期 10年～
武蔵野市	整備方針を策定します。	■		
	整備方針に基づき整備を推進します。	■		

5) その他

(1) 違法駐車対策

吉祥寺駅周辺では、駐車場案内、満空情報システムを拡充するとともに、駐車場のガイドマップを適宜更新し、商店会、案内所等の協力のもとで無償配布します。また、民間駐車監視員制度導入後の違法駐車状況について、その推移を確認するとともに、必要に応じて市民団体や関係機関と連携し、意識啓発、指導強化及び取締り等による違法駐車対策を検討します。

(2) 放置駐輪対策

駅から概ね 300mの範囲に位置する自転車・ミニバイク放置禁止区域は、商業集積地であるため歩行者が多く、安全・安心な歩行環境の確保や防災上の観点から特に放置駐輪対策を進めることが重要になります。そのため、駐輪場の新設や立体化等により収容台数を拡充しつつ、既存の駐輪場には短時間無料制度やフリーゾーン（定期利用ゾーンを一時利用として運用する）の導入により駐輪場への誘導策を推進します。

(3) 駐輪場の整備

放置駐輪を防止するため、啓発活動の実施とあわせ、「自転車等総合計画」や「三駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、鉄道事業者や商店会と連携し、駐輪場整備を進めていきます。

(4) 荷捌き対策

- ＊ 路上における荷捌き車両を減少させるため、民間の時間貸し駐車場を活用した荷捌きカード事業を推進します。
- ＊ 配送の効率化を図り、路上荷捌きを排除・減少すべく、共同集配システムの構築など、総合的な取組みを行い、交通環境の改善や回遊性の向上を目指します。

(5) 業者及び商業者団体の協力

- ＊ 看板や商品台等が路上に放置されることのないよう、「吉祥寺環境浄化作戦」の充実を検討することを求めます。

- ＊ 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、商業者及び商業者団体にはその啓発に努めることを求めます。

(6) 自転車交通マナーの向上

警察署や交通安全協会と連携し、小中学生を対象とした交通安全教室や一般を対象とした自転車安全利用講習会の内容の充実や対象者の拡大、マナーアップキャンペーンの実施などを通じて、自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を図ります。

(7) 情報アクセスの整備

ホームページでのアクセシビリティの向上や、図書館などへの音声読み上げ機、拡大読書機の設置など、すべての人が必要な情報を容易に得ることができるよう多様な手段を活用した情報提供サービスの拡充を図ります。

(8) サポート体制

地域での自立生活を促進するため、障害のある人の人権と主体性を基本としつつ、日常生活を支えるさまざまな支援が地域の中で提供されるよう、地域社協をはじめボランティアやNPOなどの地域福祉活動の育成支援などを通して、支援ネットワークづくりを進めます。

(9) 協力体制

- ＊ 今後この基本構想を実現して行くにあたり、各事業者の連携と協力を図るため事業者との会議の場を設けます。
- ＊ 道路管理、ムーバス事業、自転車対策、まちづくり、連続立体交差事業、障害者福祉、高齢者福祉及び、地域福祉等の関連部署との情報共有を行い、連携を図ります。

5. 目標年次

平成 32 年度を目標年次としますが、長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかにする観点から、特定事業では展望期まで示すこととします。

前 期 : 平成 23～27 年度

後 期 : 平成 28～32 年度

展望期 : 平成 33 年度～

1. 吉祥寺駅周辺の現状

JR吉祥寺駅は、昭和44年に中央線複々線高架化が完成し、現在の立体駅舎となりました。その後、平成8年度に改札階からホームまでを結ぶ車いす対応式の上りエスカレーターが、平成16年度に下りエスカレーターが設置されました。また、平成22年度には改札からホームへのエレベーターが設置されました。

京王井の頭線吉祥寺駅は、もともと高架線でありJR中央線複々線高架化にあわせ昭和45年にターミナルエコービル(現京王吉祥寺駅ビル)がオープンし現在の駅舎となりました。その後、平成2年度にJR公園口から京王線ホームまでの間に上りエスカレーターが設置されました。平成12年度には南口の道路から券売機設置階まで及び券売機設置階からホームまでに車いす対応の上りエスカレーターが、平成15年度にはホームから券売機設置階まで下りエスカレーターが設置されるとともに、多機能トイレも整備されました。

現在、JR吉祥寺駅の改良、京王吉祥寺駅ビルの建替え、南北自由通路の整備などの工事が行われており、工事完了後には多機能トイレの整備のほか、駅南北通路の自由通路化、拡幅及び直線化、駅のバリアフリー化、駅改札口の2階への集約化などが実現し、駅のバリアフリー化がいっそう進む予定です。

また、京王吉祥寺駅ビルの建替えにあわせ、京王井の頭線の高架下に公衆トイレ「ミカレットきちじょうじ」を整備予定であり、多機能トイレもあわせて設置されることになっています。

吉祥寺駅周辺をみると、大規模な店舗から個性的な店舗まで、多様な店舗が集積しており、その店舗配置や道路のネットワークが回遊性の高い、都内でも有数の商店街を形成しています。

この商店街には、歩道を有する広い道路もあ

りますが、歩車道一体型の単断面道路もあり、吉祥寺の魅力を維持し、さらに発展させるためには、この単断面道路も含めた回遊性を検討することが重要となります。

この地区は、歩行者・自転車・自動車の交通量も多く、放置自転車・違法駐車などによる交通渋滞、歩行困難等が発生しています。このため自転車等については、平成6年度に「自転車・ミニバイク放置禁止区域」が定められ、放置自転車等の排除を推進するとともに、公共駐輪場の整備を進め、平成22年度には吉祥寺大通りの道路上の駐輪施設を廃止しました。違法駐車については、駐車場案内、満空情報システムにより駐車場情報を提供するとともに、ムーバスを利用したパークアンドライドにより個別輸送機関から公共交通機関への乗り換えの促進を図っています。また、平成20年度には荷捌き車両の路上駐車対策として、「吉祥寺方式」と呼ばれる協議会(委員会)方式による包括的な荷捌き対策を検討・実施する委員会が設置され、平成21年9月から駐車場事業者であるパーク24株式会社による、時間貸し駐車場を活用した荷捌きカードによる事業を開始しました。また、平成22年度末には共同集配送事業を開始しました。

魅力ある商業空間と、井の頭公園などの自然、公開空地や歩道に設けられた休憩スペースなどの面的な広がり吉祥寺の魅力を形成しています。

2. 基本的な方針

吉祥寺の良さを満喫するには、誰もが安全に楽しく歩くことのできる歩行動線の確保と、魅力的な商業施設や公園等の施設を誰もが快適に利用できるようにすることが重要です。

駅施設については、JR吉祥寺駅の改良工事及び京王吉祥寺駅ビルの建替えに伴い、エレベーター及び上下エスカレーターの整備、多機能トイレ、視覚障害者誘導用ブロックの充実、駅南北通路の自由通路化、拡幅及び直線化等のハード面の整備が行われる予定ですが、工事中においても連続した明快で簡潔な経路の確保や案内、誘導を行う必要があります。

バスについては、北口、南口及び井ノ頭通り沿いの丸井前など、駅周辺のバス停が複数の地点に点在していることから、吉祥寺駅からバス停までの適切な案内が特に重要です。

道路については、特に北口周辺は生活関連施設が多く、商業施設の集積もあるため、バリアフリー化を路線ごとに考えるのではなく、面的なバリアフリー整備を推進していきます。また、商業施設が多いこの地区の特性から、看板や商品の陳列が移動等円滑化経路にはみ出さないことや、商業施設利用者の自転車が移動等円滑化経路に駐輪されることのないよう配慮していくことが必要です。

公園については、駅から井の頭公園までの移動等円滑化経路の確保が課題となっています。吉祥寺の魅力を形成する主要因である井の頭公園を誰もが快適に利用できるよう検討を進めることが必要です。

建築物については、特に商業施設が集積していることから、誰もがゆったりと、回遊しながら買い物を楽しめるように、道路から施設への連続性や施設内の円滑な移動ができる経路の確保が必要です。また、休憩スペースやトイレの

機能充実も求められています。

吉祥寺地区は歩行者や自動車の通行量が特に多いことから、高齢者、障害者等が安全に横断歩道をわたれるための工夫が求められています。

これらを実現するため、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー化された信号機の設置、エスコートゾーンの設置などハードの整備とともに、歩行空間を阻害する違法駐車防止、吉祥寺環境浄化作戦などを活用した不法占有物の排除、放置自転車の排除、実情に即した交通安全施設の整備、これらの日常の点検、管理体制の強化などソフト面の対策を充実します。

また、商業施設等への道路からの連続性の確保や案内の充実、公園への経路のバリアフリー化などに努め、よりいっそう回遊性を高めるまちづくりを進めていきます。

3. 重点整備地区の位置及び区域

1) 重点整備地区（面積 約 87.5ha）

吉祥寺駅周辺地区については、駅周辺に商業集積があり、その外側に井の頭公園、コミュニティセンター、松井外科病院、吉祥寺南病院等の施設があります。駅周辺の商業地域では、主な施設に向かう経路だけではなく、その施設間を結ぶ経路も歩行者ネットワークを構築する上で重要であり、この地区において面的なバリアフリー整備を推進することが特に必要です。

バリアフリー新法で掲げる重点整備地区の要件から、下記を含む地区を重点整備地区として定めます。

○配置要件：アンケート、ヒアリング結果、特別特定建築物の配置状況などから設定した生活

関連施設・生活関連経路

○課題要件：吉祥寺地区の回遊性をさらに向上させる必要がある駅周辺

○効果要件：吉祥寺地区の特徴である商業地域地区の位置関係等については、吉祥寺駅周辺重点整備地区図を参照して下さい。

2) 生活関連施設

アンケート・ヒアリング結果等から、高齢者、障害者等の利用が多いと見込まれる施設について、生活関連施設を以下の通り設定しました。

<旅客施設>

JR 吉祥寺駅、京王井の頭線吉祥寺駅

<公共施設>

吉祥寺市政センター、武蔵野公会堂、吉祥寺図書館、御殿山コミュニティセンター、本町コミュニティセンター、吉祥寺南町コミュニティセンター、吉祥寺東コミュニティセンター

<病院>

松井外科病院、水口病院、吉祥寺南病院

<商業施設>

ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺、西友吉祥寺店、東急百貨店吉祥寺店、アトレ吉祥寺、コピス吉祥寺、京王吉祥寺駅ビル

<公園>

井の頭公園

3) 生活関連経路

○旧基本構想で特定経路として位置づけた経路については、生活関連経路として位置づけます。吉祥寺駅北口から、⑥都道 115 号線(平和通り)・①都道 114 号線(吉祥寺通り)・⑤市道第 225 号線(本町新道)・北口駅前広場を含む④市道第 191 号線(吉祥寺大通り)によって商業集積地を囲んだ経路、西友・京王吉祥寺駅ビルへ至る経路を指定します。

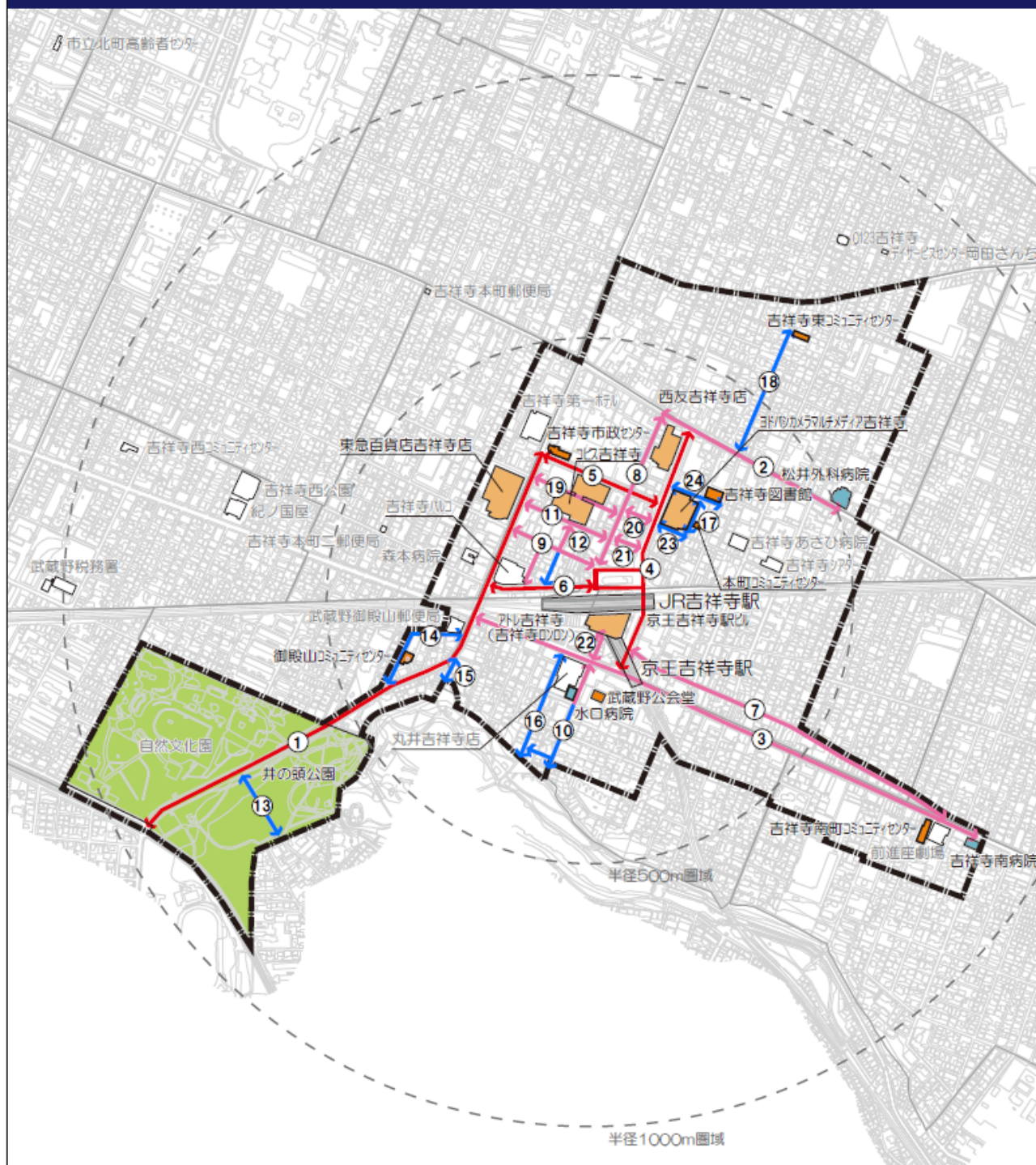
○旧基本構想で準特定経路として位置づけた経

路については、生活関連経路として位置づけます。吉祥寺の回遊性を生かすために商業集積地の中を面としてとらえた経路、松井外科病院へ至る経路、南口から武蔵野公会堂、吉祥寺南病院へ至る経路を指定します。

○旧基本構想で位置づけられていない経路についても、生活関連施設の設定に伴い、経路を追加します。旧基本構想では位置づけていなかったコミュニティセンターまでの経路や、井の頭公園の入口までの複数経路、隣接する「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」(「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想」(平成 15 年 10 月 三鷹市))の指定経路と接続する経路などについて、施設間の連続性等を考慮し設定します。

※文章中丸数字は図対番号を表す。

吉祥寺駅周辺重点整備地区図



凡例

重点整備地区



生活関連経路



旧特定経路



旧準特定経路



新規追加経路

周辺施設



生活関連施設（新規追加施設は外枠を太線で表示）

旅客施設



公共施設



福祉施設



医療施設



商業施設



公園



縮尺：S=1/10,000

重点整備地区 面積：87.5ha

0 100 500 m



4. 特定事業及びその他の事業

1) 特定旅客施設（鉄道駅）のバリアフリー化（公共交通特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

JR吉祥寺駅の改良工事及び京王井の頭線吉祥寺駅ビルの建替えに伴い、エレベーターの設置、バリアフリー経路の確保、視覚障害者誘導用ブロックの充実、南北自由通路の拡幅・整備を実施します。また、工事中においても連続した明快で簡潔な経路の確保や案内、誘導を行います。

■吉祥寺駅（JR）

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	通路	南北自由通路を拡幅・整備します。（武蔵野市・京王電鉄と連携）	■		
		ベビーカーや大きな荷物をお持ちの方でも利用しやすい改札口を整備します。	■		
		段差を解消し、動線をわかりやすくするため、3つの改札口を2階に統一します。	■		
	エレベーター・エスカレーター	エレベーターを必要とする方を優先する案内を掲示します。	■		
		エレベーターを設置して、まちからホームまでのバリアフリールートを整備します	■		
利用	トイレ	入口の段差を解消します。	■		
案内		接続する交通機関との案内の強化に努めます。	■	■	■
		<u>筆談用具の設置を示す案内を掲示します。</u>	■		
工事期間中		バリアフリー経路を可能な限り単純化します。	■		
		わかりやすく連続的な経路案内を設置します。	■		
		視覚障害者誘導用ブロックを連続敷設します。	■		
心のバリアフリー		ラッシュ時間帯のテンポラリースタッフの配置等により案内の強化に努めます。	■	■	■
		サービス介助士等の資格取得を目指した教育訓練を定期的実施します。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■吉祥寺駅（京王）

事業内容			前期 (5 年以内)	後期 (5～10 年)	展望期 (10 年以降)
移動	通 路	南北自由通路を拡幅・整備します。（武蔵野市・JR 東日本と連携）	■		
		JR への乗換えや駅ビル利用のバリアフリー経路を確保します。	■		
	エレベーター・エスカレーター	出入口から改札・ホーム階へのエレベーターを設置します。	■		
	ホーム	今後の状況を考慮した上で、ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。			■
案内		接続する交通機関との案内の強化に努めます。	■	■	■
		券売機と係員窓口を近づけ、案内をしやすい駅構造に改良します。	■		
工事期間中		バリアフリー経路を可能な限り単純化します。	■		
		工事に支障のない範囲で、電光掲示板や行き先案内板を視認しやすい場所に設置します。	■		
		視覚障害者誘導用ブロックを連続敷設します。	■		
心のバリアフリー		駅務係員のサービス介助士資格取得及びフォローアップ教育を定期的実施します。	■	■	■

2) 特定車両（バス車両）等のバリアフリー化（公共交通特定事業）

遇教育、バスの運行状況の案内(バスロケーションシステムの改良)などに加えて、市や事業者間の連携のもと、駅前への総合案内板の設置等の分かりやすい案内の整備、バス停留所の構造の改善等の事業を推進します。

〔移動等円滑化に関する事項〕

ノンステップ・ワンステップバス車両への代替、車内における案内表示の充実、乗務員の接

■バス（京王バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋を設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
	吉祥寺駅南口、井ノ頭通り、丸井前のバス停の行き先表示の改善を検討します。	■		
情報提供	バス停留所でのわかりやすい情報提供やバスロケーションシステムの更なる改良に努めます。	■	■	■
案内	筆談用具の設置を示す案内を車内に掲示します。	■		
	行政及び関係事業者と連携し、駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
心のバリアフリー	駅周辺で、状況に応じて人による案内を実施します。	■	■	■
	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の見直しを行います。	■	■	■

■バス（西武バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。	■		
	車内における行き先表示や運賃表をカラー液晶表示器へ順次代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋を設置・改良します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	わかりやすい案内表示のため、停留所標識の建て替えにあわせてデザインを検討します。	■	■	■
	新型のバスロケーションシステムの導入を進め、運行実態とのずれ等の問題点の改善に向けた検討を進めます。	■		
案内	筆談用具の設置を示す案内を車内に掲示します。	■		
	乗降口の異なる系統が混合している停留所においては、その旨を停留所標識等に掲示します。	■		
	行政及び関係事業者と連携し、駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	■
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■バス（関東バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。		■	
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所の適切な維持管理に努め、随時案内掲示等の汚損の改修を行います。	■	■	■
	QRコード利用による携帯電話からのバスロケ接続の簡略化を推進します。	■		
	バスロケーションシステムを見直し、運行実態とのずれ等の問題点を改善します。	■		
案内	車内の案内表示の充実に向けて検討します。	■	■	■
	行政及び関係事業者と連携し、駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	■
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

■バス（小田急バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、順次バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所でのわかりやすい情報提供やバスロケーションシステムの更なる改良に努めます。	■	■	■
案内	車内における案内表示の充実を検討します。			■
	行政及び関係事業者と連携し、駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	■
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■バス（ムーバス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
案内	行政及び関係事業者と連携し、駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	■
情報提供	「バスナビ」での案内について、市ホームページ等で周知します。	■		
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

3）道路のバリアフリー化（道路特定事業）

【移動等円滑化に関する事項】

生活関連経路の複断面道路(歩車道分離型道路)については、歩道の改修による段差解消、ベンチ等の休憩施設の設置、視覚障害者誘導用ブロック設置、分かりやすい案内サインの整備などの事業を沿道施設との連続性にも配慮のうえ実施します。

生活関連経路の単断面道路(歩車道一体型道路)については、歩行帯の設置及びカラー化、L形側溝の狭小化、舗装の打ち換えによる路面の平坦化、街路灯の改修、電線類の地中化などの事業を実施します。

また、不法占用の取締りの強化、放置自転車の排除などを引き続き推進します。

■道路（都道）

道路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
東京都	①	都道114号線 吉祥寺通り	井ノ頭通りより北側の区間について、ブロック舗装の改修を検討します。	■		
			<u>井ノ頭通りより北側の区間について、横断歩道接続部の勾配改善を検討します。</u>	■		
			わかりやすい案内サインの整備を検討します。		■	
	②	主要地方道7号線 五日市街道	<u>適切な維持管理に努めます。</u>	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

	③	主要地方道7号線 井ノ頭通り	吉祥寺駅前の区間について、道路全体の改修の際に歩道勾配を改善します。			■
--	---	-------------------	------------------------------------	--	--	---

■道路（市道）

道路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市	④	市道第191号線 吉祥寺大通り (駅前広場含む)	個別的な段差解消の改善を図ります。		■	
			暫定駐輪場を廃止し歩道幅員を確保します。	■ H22実施済		
			全面的なバリアフリー化を実施します。			■
	⑤	市道第225号線	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑥	都道115号線 平和通り	視覚障害者誘導用ブロックの輝度比を改善します。		■	
	⑦	市道第2号線 末広通り	歩行帯と車道帯をカラー舗装により分離します。	■		
			電線類の地中化により歩行帯の幅員の確保します。	■		
			バリアフリーに適した舗装材を採用します。	■		
			街路灯を改修し照度アップを図ります。	■		
	⑧	市道第6号線 サンロード	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑨	市道第7号線 ダイヤ街	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑩	市道第151号線	歩道部の段差解消を実施します。			■
			L形側溝の狭小化を実施します。			■
			階段の手すりを2段式とします。		■	
	⑪	市道第189号線 元町通り	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑫	市道第190号線	道路の拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。			■
	⑬	市道第10号線 井の頭公園	吉祥寺通り交差付近の歩行帯と車道帯をカラー舗装により分離します。	■		
	⑭	市道第9号線	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■		
			L形側溝の狭小化等を実施します。	■		
	⑮	市道第8号線	2段式手すりの設置等により歩行者の負担軽減を図ります。		■	
	⑯	市道第151号線	道路の拡幅に合わせてバリアフリー化を実施します。	■	■	
	⑰	市道第298号線	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■		
			道路を拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。			■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

道路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
	⑱	市道第99号 線	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。			■
			L形側溝の狭小化等を実施します。			■
			沿道の建替えに合わせて、狭あい協議により道路の幅員を確保します。	■	■	■

■ 道路（私道）

生活関連施設間の連続性を確保する必要があることから、本市が管理する私道については、道路特定事業に準じて以下の事業内容を定めます。

道路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市	⑲	私道	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑳	私道	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	㉑	私道	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	㉒	私道	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	㉓	私道 (ベルロード)	バリアフリーに適した舗装材を採用します。			■
	㉔	私道 (ヨドバシカメラ北側)	バリアフリーに適した舗装材を採用します。			■
			排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。			■
			L形側溝の狭小化等を実施します。			■

■ 道路（共通）

道路 管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市・東京都	維持・管理	視覚障害者誘導用ブロックを継続的に維持管理し、工事中の箇所では適切な敷設方法の指導を行います。	■	■	■
	設備	歩道へのベンチ等の休憩施設の設置について、事業の拡大を検討します。	■	■	■
	事業者間の連携	生活関連施設内の視覚障害者誘導用ブロックと連結させます。	■	■	■
		バス事業者と連携して、正着しやすいバス停留所となるよう歩道の構造を改善します。	■	■	■
	心のバリアフリー	道路上の不法占用看板・工作物に対する指導及び撤去を推進します。	■	■	■
		自転車の放置防止指導を強化します。	■	■	■

4) 都市公園のバリアフリー化（都市公園特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連施設の井の頭公園では、誰もが移動しやすい園路の確保、多機能トイレの改修や案内誘導の充実などの事業を実施します。

■井の頭公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	関係者間で連携し、出入口のバリアフリー化を検討します。			■
	園路	利用者の多い園路から優先的に、快適な歩行空間への改修を実施します。	■	■	■
利用	トイレ	順次、多機能トイレの改修を進めます。	■	■	■
		トイレ入口の段差を解消します。	■		
	その他の設備	既存の水のみ場を車いす対応に改修します。	■	■	
案内		園全体の案内誘導計画の策定を検討します。	■		
駐車場		駐車場から園路までのバリアフリー経路を確保します。	■		
		西園に移動等円滑化基準に適合した駐車場を新設します。	■		
心のバリアフリー		自転車利用者への利用啓発や注意案内に努めます。	■	■	■
		イベント時における園路の幅員確保に努めます。	■	■	■

5) 建築物のバリアフリー化（建築物特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連施設の建築物については、スロープ

への手すりの設置、主要な通路における有効幅員の確保、エレベーターにおける車いす等の優先利用の掲示、分かりやすい案内表示の提示、筆談対応の掲示、係員の接客教育などの事業を実施します。

<公共建築物>

■吉祥寺市政センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	エレベーター	エレベーターを必要とする方を優先する旨の表示を検討します。	■		
利用	トイレ	オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵野公会堂

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	正面出入口のスロープについて脱輪防止策を検討します。	■		
		駐車場側出入口のスロープについて手すりを両側に設置します。	■		
	階段	階段において、両側への手すりの設置を検討します。	■		
	敷地内通路	屋内における視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。	■		
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置について検討します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないように配慮します。	■	■	■
案 内			■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■吉祥寺図書館

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以上)
移動	敷地内通路	階段の手すりの改修を検討します。	■		
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
	駐輪場	昼間の自転車整理員常駐と、夜間の警備員の巡回において整理していきます。	■	■	■
案内		分かりやすい施設内の案内表示を検討します。	■	■	■
		点字案内の設置を検討します。		■	
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■吉祥寺南町コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以上)
移動	出入口	視覚障害者誘導用ブロックを道路と建物の連続性に配慮したものに改善します。	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
	エレベーター	エレベーター操作盤に点字を表示します。	■		
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
案内		手話のできる窓口担当者がある旨の掲示を検討します。	■		
しくみ		だれにでも利用しやすい予約方法を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■吉祥寺東町コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以上)
移動	出入口	スロープに手すりを設置します。	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	■	■	■
しくみ		<u>だれにでも利用しやすい予約方法を検討します。</u>	■		
心のバリアフリー	筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。		■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。		■	■	■

■本町コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以上)
移動	出入口	スロープに手すりを設置します。	■		
		植木の剪定を行い、スロープの安全性向上に努めます。	■	■	■
		出入口の階段にライン（色）を表示することで、段差の位置を明確にします。	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	■	■	■
しくみ		<u>だれにでも利用しやすい予約方法を検討します。</u>	■		
心のバリアフリー	筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。		■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。		■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■御殿山コミュニティセンター

事業内容			前期 (5 年以内)	後期 (5～10 年)	展望期 (10 年以降)
移動	出入口	視覚障害者誘導用ブロックを道路と建物の連続性に配慮したものに改善します	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
しくみ		<u>だれにでも利用しやすい予約方法を検討します。</u>	■		
心のバリアフリー		筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

<民間建築物>

■アトレ吉祥寺

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	エレベーター	エレベーターの増設を検討します。			■
		エレベーターを必要とする方を優先する旨のステッカーを掲示します。	■		
利用	駐輪場	出入口やスロープを遮らないように従業員による駐輪の整理を実施します。	■	■	■
	トイレ	多機能トイレや授乳室を増設します。	■ H22 実施済		
	休憩所	館内全エリアの通路等に休憩用のいすを増設します。	■ H22 実施済		
案内		エレベーター・トイレ等の館内案内掲示を分かりやすく表示します。	■ H22 実施済		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■京王吉祥寺駅ビル

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
施設全般		建替えに合わせて施設をバリアフリー化します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■F・Fビル（コピス吉祥寺）

事業内容			前期 (5 年以内)	後期 (5～10 年)	展望期 (10 年以降)
移動	エレベーター	一部のエレベーターについて、車いすや視覚障害者の利用しやすい環境への改善を施設事業者とともに検討します。		■	
		エレベーターを必要とする方を優先する旨の周知方法を施設事業者とともに検討します。	■		
利用	休憩所	<u>授乳室や親子トイレ等の設備を備えたベビールームを設置します。</u>	■ H22 実施済		
		館内全エリアの通路等に休憩用のいすを増設します。	■ H22 実施済		
心のバリアフリー		係員の教育やその他のソフト的な対応方針について施設事業者とともに検討します。	■		

■東急百貨店吉祥寺店

事業内容			前期 (5 年以内)	後期 (5～10 年)	展望期 (10 年以降)
移動	通路（廊下）	屋上出入口の手動ドアを使いやすいものに改修することを検討します。	■		
	エレベーター	優先エレベーター内にアナウンスを設置し、利用者に優先エレベーターの周知をします。	■ H22 実施済		
		エレベーターの使いやすい運用方法を検討します。	■		
利用	トイレ	多機能トイレを増設します。	■ H22 実施済		
		既存の多機能トイレへのユニバーサルシート、オストメイト対応設備の設置を行います。	■ H22 実施済		
案 内		より分かりやすいエレベーター・トイレ等の館内案内掲示を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■ヨドバシカメラマルチメディア吉祥寺

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	駐車場出入口で通行に危険を及ぼす可能性がある箇所には警備員を配置します。	■	■	■
	通路（廊下）	主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保（商品や荷物への配慮）に努めます。	■	■	■
利用	駐輪場	利用しやすい駐輪場の整備を検討します。	■		
	トイレ	トイレの案内サインについて検討します。	■		
	その他の設備	商品が取りやすいレイアウトに変更します。	■		
案 内			■	■	■
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【吉祥寺駅周辺】

■西友吉祥寺店

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	段差や勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。		■	
		バス通り側軽食コーナーの出入口において、自動ドアの設置を検討します。		■	
		出入口付近のカートの整理を随時行います。	■	■	■
利用	駐輪場	出入口やスロープを遮らないように、従業員による自転車の整理及び駐輪場への誘導を行います。	■	■	■
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■松井外科病院

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	■	■	■
心のバリアフリー		高齢者や障害者等との意思疎通のバリアフリーを継続的に実施します。	■	■	■
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

6) 信号機等のバリアフリー化（交通安全特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

交通安全特定事業については、各道路管理者と連携のうえ、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置、生活関連経路における既存信号機のLED化、信号機における歩行者の青時間延長などの事業を実施します。

■武蔵野警察署

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
信号機関係	生活関連経路の既存信号機について、LED化を進めます。	■	■	■
	生活関連経路では、必要に応じてバリアフリー対応（青延長・音響式）信号機を整備します。	■	■	■
	利用者の状況に応じて、視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン）の設置を進めます。	■	■	■
心のバリアフリー	市のバリアフリー担当部署と連携し、バリアフリー対応信号機の利用方法の周知を図ります。	■	■	■
	生活関連経路における違法駐車取り締まりを強化します。	■	■	■
	違法駐車防止や自転車利用マナー、違法横断の防止等の広報活動及び啓発活動を実施します。	■	■	■
井ノ頭通りと吉祥寺通りの交差点	吉祥寺駅前交差点について、歩行者の青時間延長を検討します。	■		

5. その他

吉祥寺駅南口には駅前広場がなく、また、南口に面する市道第2号線（パークロード）は路線バスの降車口となっているため、駅を利用する人にとって利用しづらい駅前となっています。また、主要地方道7号線（井ノ頭通り）の吉祥寺駅南口付近は、バス停留所も多く、交通渋滞の原因の一つともなっています。そこで本市では、この状態を解決すべく吉祥寺駅南口駅前広場の

築造を計画し事業を開始しています。

吉祥寺駅南口駅前広場の実現にあたってはバリアフリー化に考慮した整備を推進していきます。

1. 三鷹駅周辺の現状

三鷹駅は昭和 44 年に橋上駅舎化され、現在の構造となりました。乗り換え路線がないにもかかわらず、乗降客数が多いという特徴があります。全ての特定事業が完了しており、視覚障害者誘導用ブロックの整備、車いすでも利用できる券売機や多機能トイレなどの設置、文字情報や音声情報の充実が行われています。改札内は、中央本線、総武線ホームへの上り下りエスカレーター及びエレベーターが設置されています。また、平成 19 年には駅構内に商業施設「ディラ三鷹」がオープンしています。

三鷹駅は本市と三鷹市に跨る駅で北口が本市となります。三鷹駅北口については、上りエスカレーターが平成 5 年に、下りエスカレーター及びエレベーターが平成 17 年に設置されています。トイレについては、「ミカレットみたか」が設置され、多機能トイレも完備されています。

駅前広場は緑豊かな空間が広がり、三鷹駅の顔となっていますが、車両と歩行者の動線が錯綜しており、交通安全上の問題を抱えています。

この地区の特徴として、市役所を始めとする行政機関、文化、スポーツ、健康施設及び福祉施設が集積する文化ゾーンであるということ、駅周辺にはオフィスが集積しているということが挙げられます。

三鷹駅北口から市民文化会館を結び、中央図書館、総合体育館、市役所等の公共施設が集積する地域へとつながる道路をこの地区の主軸となる歩行者・自転車優先の道路と位置づけ、「かたらいの道」として道路の整備を進めています。自転車通行帯の設置や電線類の地中化、歩道のカラー舗装化を進めるとともに、民間開発事業者により設置された公開空地を活用し、歩行空間の創出を図るなど、歩行者にとって安全な道づくりを進めてきました。

また、中央大通りについては、平成 22 年度に民間開発事業者との連携により駅周辺に駐輪場を整備し、道路上の駐輪施設を廃止し、より広い歩行空間を確保しました。

この地区は範囲が広く、徒歩による移動の際の歩行者の休憩や、バス利用者のバス停からの生活関連施設までの移動が想定されます。

2. 基本的な方針

駅施設については、旧基本構想に基づく特定事業がすべて完了していますが、案内の強化や教育訓練の実施によるバリアフリーの推進が必要です。

バスについては、駅前広場の交通動線が錯綜しているという問題から、バス停の再配置等の検討や案内の充実等による課題解決が必要です。

道路については、徒歩での移動距離が長くなることが想定されるため、ベンチの設置等休憩スペースの確保が求められています。また、地区内の移動にバスを利用することも想定されるため、バス停から生活関連施設までのわかりやすい誘導が求められています。

安全施設については、複雑な形状の交差点や青時間が短く渡りづらい交差点への配慮が必要です。

公園については、生活関連経路沿いに小規模な公園が多く設置されています。生活関連施設までの徒歩での移動を支援するため、移動支援施設として、水のみ場や休憩スペースの確保が求められています。

建築物については、公共施設が多く、特に積極的なバリアフリー化の取り組みが必要とされています。

これらを実現するため、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー化さ

れた信号機の設置、エスコートゾーンやスムーズ横断歩道の設置などとともに、駅周辺や主要バス停での案内情報を充実していきます。

また、公共施設を誰もが使いやすいように、ハードの整備だけでなく人によるサポートを充実させます。さらに生活関連経路沿道の公園については、バリアフリー化や休憩施設の設置を進めます。

3. 重点整備地区の位置及び区域

1) 重点整備地区（面積 約 168.4ha）

三鷹駅北口周辺地区には、市役所をはじめとする公共施設、福祉施設、文化・スポーツ・健康施設、公園等が広範囲にわたり集積しています。バリアフリー新法では高齢者、障害者等の施設間の移動が想定される経路を生活関連経路として設定しますが、三鷹駅周辺地区では、福祉施設を利用後に公園を利用する、また、市役所で手続を行った後に福祉施設を利用するなどの行動が想定されます。三鷹駅から各施設へのアクセスや、市役所を中心とした施設間の移動、最寄りのバス停留所から各施設までの移動等が想定されるため、駅から連続した経路、及び、市役所を中心とした施設間の移動経路におけるバリアフリー化が必要です。このように、連続したバリアフリー歩行空間ネットワークの形成が特に求められることを勘案し、広くバリアフリー化を進めるために本地区を設定します。

旧基本構想では、武蔵野中央公園及び障害者総合センターは三鷹駅の徒歩圏域としては離れているため重点整備地区には含まれませんでした。今回の改正にあわせて追加を行い、重点整備地区を拡大します。

バリアフリー新法で掲げる重点整備地区の要

件から、下記を含む地区を重点整備地区として定めます。

○配置要件：アンケート、ヒアリング結果、特別特定建築物の配置状況などから設定した生活関連施設・生活関連経路

○課題要件：三鷹地区の特徴である施設間利用に関して、利便性を向上させる必要性が高い、駅周辺及び市役所周辺地区

○効果要件：三鷹地区の特徴である駅から市役所周辺まで広がる多様な施設を結ぶ歩行者ネットワーク

地区の位置関係等については、三鷹駅周辺重点整備地区図を参照して下さい。

2) 生活関連施設

アンケート等から、高齢者、障害者等の利用が多いと見込まれる施設について、生活関連施設を以下の通り設定しました。

<旅客施設>

JR 三鷹駅

<公共施設>

武蔵野市役所、高齢者総合センター、中央図書館、武蔵野市民文化会館、武蔵野総合体育館、中央市政センター、障害者福祉センター、障害者総合センター、保健センター、武蔵野市シルバー人材センター、中央コミュニティセンター、西久保コミュニティセンター、緑町コミュニティセンター、武蔵野郵便局（公共施設）

<病院>

武蔵野陽和会病院

<商業施設>

京王ストアむさしの店、いなげや武蔵野西久保店、サミットストア武蔵野緑町店、三鷹東急ストア

<公園>

武蔵野中央公園

○生活関連経路沿いの都市公園（移動支援施設）

もくせい公園、中央通り公園、大野田公園、
小さな丘公園、中央通りさくら並木公園、む
さしの市民公園、伏見通り公園

移動支援施設とは、生活関連施設までの徒歩での移
動を支援するため、生活関連経路沿いの都市公園を生
活関連施設として指定する武蔵野市独自の考え方です。

3) 生活関連経路

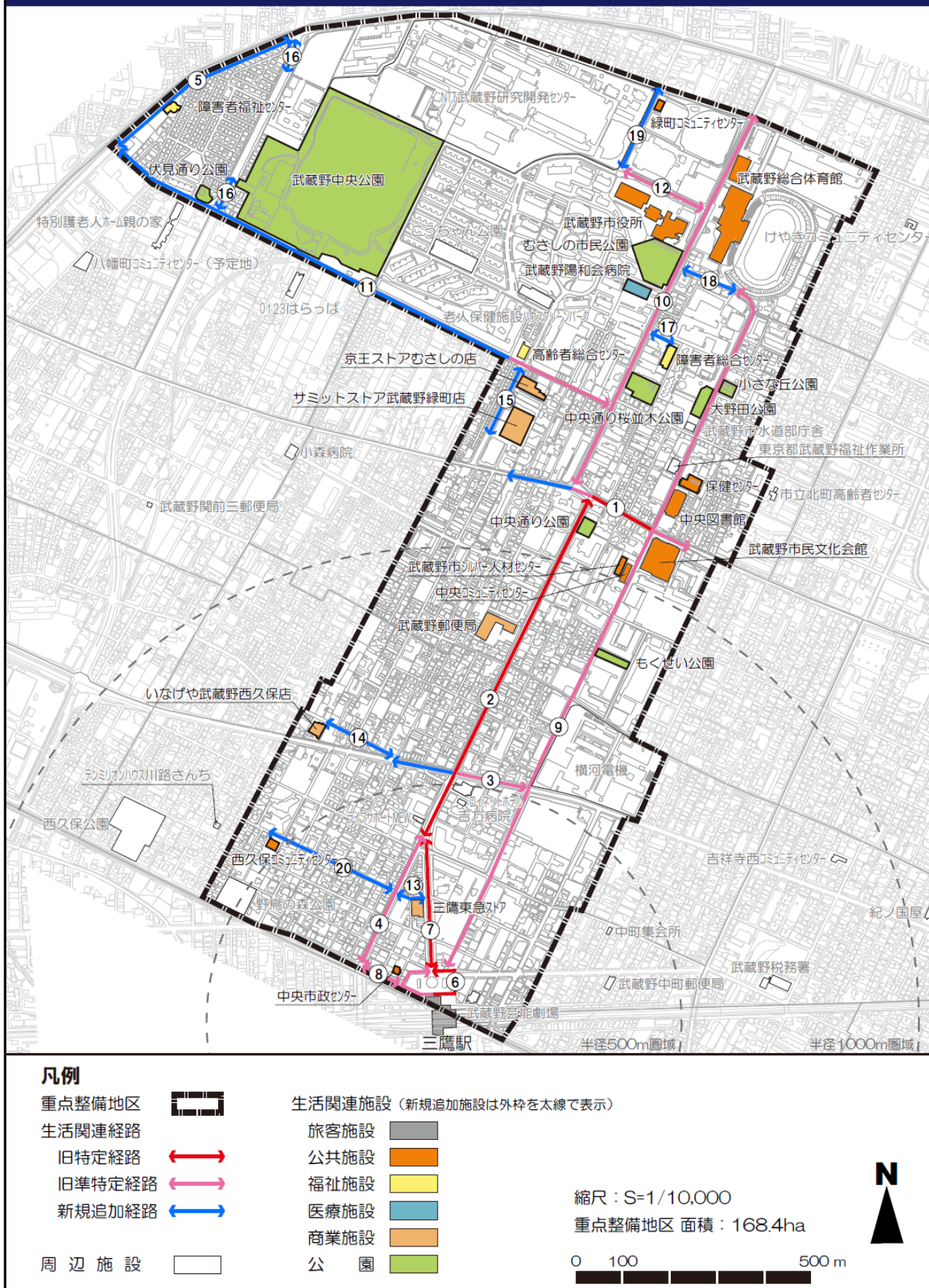
○旧基本構想で特定経路として位置づけた経路
については、生活関連経路として位置づけま
す。⑥⑦②①三鷹駅北口から武蔵野郵便局を
経て武蔵野市民文化会館に至る経路を指定し
ます。

○旧基本構想で準特定経路として位置づけた経
路については、生活関連経路として位置づけ
ます。特定経路に続き市役所などへ至る⑩市
道第 17 号線(中央通り)の経路、市民文化会
館を経て総合体育館に至る中央通りより東側
に位置する⑨市道第 16 号線(文化会館通り)
の経路、⑪高齢者総合センターへ至る経路等
を指定します。

○旧基本構想で位置づけられていない経路につ
いても、生活関連施設の設定に伴い、経路を
追加します。旧基本構想では位置づけていな
かった武蔵野中央公園、障害者福祉センター
までの経路や、コミュニティセンターまでの
経路、バス停留所から施設までの経路などに
ついて、施設間の連続性等を考慮し設定しま
す。

※文章中丸数字は図対番号を表す。

三鷹駅周辺重点整備地区図



4. 特定事業及びその他の事業

1) 特定旅客施設（鉄道駅）のバリアフリー化（公共交通特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

JR三鷹駅については、改良事業に伴い移動等円滑化が実施されましたが、連続性をもった誰にとっても利用しやすい施設を目指し、ラッシュ時間帯の案内の強化、駅職員の適切な対応・介助などの事業を実施します。

■三鷹駅（JR）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
案内	接続する交通機関との案内の強化に努めます。	■	■	■
	<u>筆談用具の設置を示す案内を掲示します。</u>	■		
心のバリアフリー	エレベーターを必要とする方が優先的に利用できるよう、駅構内放送などと呼びかけを行います。	■	■	■
	ラッシュ時間帯のテンポラリースタッフの配置等により案内の強化に努めます。	■	■	■
	サービス介助士等の資格取得を目指した教育訓練を定期的に実施します。	■	■	■

2) 特定車両（バス車両）等のバリアフリー化（公共交通特定事業）

ンシステムの改良)などに加えて、市や事業者間の連携のもと、駅前への総合案内板の設置等の分かりやすい案内の整備、バス停留所の構造の改善等の事業を推進します。

〔移動等円滑化に関する事項〕

ノンステップ・ワンステップバス車両への代替、車内における案内表示の充実、乗務員の接遇教育、バスの運行状況の案内(バスロケーショ

■バス（西武バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。	■		
	車内における行き先表示や運賃表をカラー液晶表示器へ順次代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋を設置・改良します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

情報提供	わかりやすい案内表示のため、停留所標識の建て替えにあわせてデザインを検討します。	■	■	■
	新型のバスロケーションシステムの導入を進め、運行実態とのずれ等の問題点の改善に向けた検討を進めます。	■		
案内	筆談用具の設置を示す案内を車内に掲示します。	■		
	乗降口の異なる系統が混合している停留所においては、その旨を停留所標識等に掲示します。	■		
	行政及び関係事業者と連携し、駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。	■		
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

■バス（関東バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。		■	
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所の適切な維持管理に努め、随時案内掲示等の汚損の改修を行います。	■	■	■
	QRコード利用による携帯電話からのバスロケーションの簡略化を推進します。	■		
	バスロケーションシステムを見直し、運行実態とのずれ等の問題点を改善します。	■		
案内	車内の案内表示の充実に向けて検討します。	■	■	■
	行政及び関係事業者と連携し、駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。	■		
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■バス（ムーバス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
案内	行政及び関係事業者と連携し、駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。	■		
情報提供	「バスナビ」での案内について、市ホームページ等で周知します。	■		
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二レーンリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

3) 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

【移動等円滑化に関する事項】

生活関連経路の複断面道路(歩車道分離型道路)については、歩道の拡幅や勾配の改善、波うち歩道の解消、ベンチの設置、視覚障害者誘導用ブロック設置、わかりやすい案内サインの整備などの事業を沿道施設との連続性にも配慮のうえ実施します。また、拡幅が予定されている

経路については、着実に事業を推進していくこととします。

生活関連経路の単断面道路(歩車道一体型道路)については、L形側溝の狭小化、舗装の打ち換えによる路面の平坦化などの事業を実施します。

また、不法占用の取締りの強化、放置自転車の排除などの心のバリアフリーを実施します。

■道路（都道）

道 路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
東京都	①	主要地方道 7号線 五日市街道	交差点改良事業(すいすいプラン)に合わせて歩道の拡幅、勾配の改善等のバリアフリー化を実施します。		■	
	②	都道121号線 三鷹通り	わかりやすい案内サインの整備を検討します。		■	

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

道 路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5 年以内)	後期 (5～10 年)	展望期 (10 年以降)
東京都	③	主要地方道 7号線 井ノ頭通り	道路全体の改修の際に歩道勾配を改善 します。			■
			交差点部に視覚障害者誘導用ブロック の設置を検討します。		■	
	④	都道 121 号線 三鷹通り	<u>適切な維持管理に努めます。</u>	■	■	■
	⑤	主要地方道 7 号線 五日市街道 千川上水沿い	<u>適切な維持管理に努めます。</u>	■	■	■

■道路（市道）

道 路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5 年以内)	後期 (5～10 年)	展望期 (10 年以降)
武蔵野市	⑥	三鷹駅北口 広場	全面的なバリアフリー化を実施します。			■
			横断歩道接続部の勾配の改善や平坦部 の確保を行います。	■		
			車両の乗り入れ部の勾配の改善や平坦 部の確保を行います。	■		
			視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設 を拡充します。	■		
			わかりやすい案内サインを整備します。	■		
	⑦	市道第 17 号線 中央大通り	全面的なバリアフリー化を実施します。			■
			歩行者の休憩施設としてベンチの設置 を検討します。	■		
			バスの乗降位置に視覚障害者誘導用ブ ロックを設置します。	■		
			暫定駐輪場を廃止し歩道幅員を確保し ます。	■ H22 実施済		
	⑧	市道第 12 号線	<u>適切な維持管理に努めます。</u>	■	■	■
	⑨	市道第 16 号線 文化会館通り	<u>適切な維持管理に努めます。</u>	■	■	■
	⑩	市道第 17 号線 中央通り	<u>景観整備路線として整備します。</u>		■	
	⑪	市道第 55 号線	歩道の改修により波うち歩道を改修し ます。		■	
			排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。		■	
			公園入口やバスの乗降位置に視覚障害 者誘導用ブロックを設置します。		■	
	⑫	市道第 212 号線	<u>適切な維持管理に努めます。</u>	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

道 路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市	⑬	市道第129号線	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■		
			道路の拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。			■
	⑭	市道第2号線 三谷通り	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■		
			バリアフリーに適した舗装材を採用します。			■
	⑮	市道第27号線	バリアフリーに適した舗装材を採用します。		■	
	⑯	市道第114号線	視覚障害者誘導用ブロックを連続設置し、生活関連施設との接続を検討します。	■		
	⑰	市道第166号線	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■ H22 実施済		
			区画線による注意喚起等を検討します。		■	
			L形側溝の狭小化等を実施します。	■ H22 実施済		
	⑱	市道第177号線	バリアフリーに適した舗装材を採用します。		■	
	⑲	市道第212号線	西側への歩道設置を検討します。		■	

■ 道路（私道）

生活関連施設間の連続性を確保する必要性があることから、本市が管理する私道については、道路特定事業に準じて以下の事業内容を定めます。

道 路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市	㉔	私道	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■		
			L形側溝の狭小化等を実施します。			■

■ 道路（共通）

道 路 管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市・東京都	維持・管理	視覚障害者誘導用ブロックを継続的に維持管理し、工事中の箇所では適切な敷設方法の指導を行います。	■	■	■
	設備	歩道へのベンチ等の休憩施設の設置について、事業の拡大を検討します。	■	■	■
	事業者間の連携	生活関連施設内の視覚障害者誘導用ブロックと連結させます。	■	■	■
		バス事業者と連携して、正着しやすいバス停留所となるよう歩道の構造を改善します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

	心のバリアフリー	道路上の不法占用看板・工作物に対する指導及び撤去を推進します。	■	■	■
		自転車の放置防止指導を強化します。	■	■	■

4) 都市公園のバリアフリー化（都市公園特定事業）

移動しやすい園路の確保、案内誘導の充実などの事業を実施します。

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連施設の武蔵野中央公園では、誰もが

生活関連経路沿道の都市公園では、出入口の幅員の確保や車いす対応の水飲み場の設置などの事業を実施します。

■武蔵野中央公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	園路	西側出入口付近のインターロッキングブロック園路の改修を行います。	■		
	案内	案内板の補修にあわせ、わかりやすい案内を掲示します。	■		
心のバリアフリー		自転車利用者へのマナー啓発に努めます。	■	■	■
		イベント時における園路の幅員確保に努めます。	■	■	■

■むさしの市民公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	トイレ	多機能トイレにベビーベッドを設置することを検討します。		■	
	その他の設備	車いす対応の水のみ場に改修します。	■		
心のバリアフリー			■	■	■

■中央通り公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	出入り口の幅員を拡幅します。	■		
	園路	必要に応じて園内の整地を検討します。	■	■	■
心のバリアフリー			■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■もくせい公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	出入口における車止めの設置位置を見直し、出入口の拡幅を検討します。	■		
	園路				
利用	その他の設備	車いす対応の水のみ場に改修します。	■		

■中央通りさくら並木公園

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
心のバリアフリー	イベントの主催者に対し園路の幅員確保を周知します。	■	■	■

■伏見通り公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	北側の出入口における車止めの設置位置を見直し、出入口の拡幅を検討します。	■		
	園路				
利用	その他の設備	車いす対応の水のみ場を設置します。	■		

■小さな丘公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	その他の設備	車いす対応の水のみ場に改修します。	■		
		入口付近の平坦な位置にベンチを設置することを検討します。	■		

■大野田公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	出入口の幅員を確保し、園路を整備します。	■		
	園路				
利用	その他の設備	車いす対応の水のみ場を設置します。	■		

5) 建築物のバリアフリー化（建築物特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連施設の建築物については、視覚障害者誘導用ブロックの設置、主要な通路における有効幅員の確保、エレベーターにおける車いす等の優先利用の掲示、筆談対応の掲示、係員の接遇教育などの事業を実施します。

<公共建築物>

■武蔵野市役所

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	敷地内通路	東棟から西棟へ向かう通路において、スムーズな通行の確保を検討します			■
	通路（廊下）	勾配が急なスロープには、両側手すりの設置を検討します。		■	
	エレベーター	エレベーターを必要とする方を優先する旨の表示を検討します。	■		
利用	トイレ	1階トイレを改修し利用しやすい環境を整備します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう係員による整理を実施します。	■	■	■
案 内		正面及び北玄関のスロープのサイン表示を設置します。	■		
駐車場		利用状況に応じて障害者用駐車施設の増設を検討します。		■	

■中央市政センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。	■		
	敷地内通路	階段部における手すりの設置を検討します。	■		
利用	トイレ	オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■保健センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	施設内部における視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。		■	
	エレベーター	エレベーターの操作盤に点字を表記します。	■		
利用	トイレ	オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
案内		館内案内図の更新に合わせ、分かりやすい施設内の案内表示を検討します。		■	
		出入口付近に事業案内及びエレベーター案内の掲示板を設置します。	■		
	駐車場	障害者用駐車施設の設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を実施します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■高齢者総合センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	階段	施設の改修時に階段の手すりの連続設置を検討します。			■
利用	トイレ	オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
<u>心のバリアフリー</u>		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■
		<u>案内・相談に対応できる職員を窓口に配置します。</u>	■	■	■

■障害者福祉センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	敷地内通路	なごみの家玄関前のスロープに手すりの設置を検討します。			■
	通路（廊下）	主要な通路（出入口～廊下等）における、有効幅員の確保（商品や荷物への配慮）に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	アコーディオンドアの改修等を検討します。			■
	設備	オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
案内		2階ティールームの設備の修繕を検討します。	■		
		各部屋の出入口の扉における点字の設置を検討します。	■		
<u>心のバリアフリー</u>		施設内の案内表示を充実します。	■		
		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■
		<u>案内、相談に対応できる職員を受付に配置します。</u>	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■障害者総合センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	トイレ	オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
	駐車場	障害者用駐車施設の設置を検討します。		■	
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵野シルバー人材センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	展示室及び事務所の入口における段差の解消を検討します。	■		
	敷地内通路	舗装を改修することで平坦性の確保を検討します。		■	
利用	トイレ	オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■中央図書館

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	駐輪場入口につながる歩道の切り下げについて検討します。	■		
	通路	3階のホールとトイレをつなぐスロープに手すりの設置を検討します。		■	
	階段	2階から3階へ上がる階段に手すりを設置します。	■		
	エレベーター	車椅子利用者の視界を確保するためにエレベーター内の鏡の改修を検討します。		■	
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう係員による整理を実施します。	■	■	■
案内		分かりやすい施設内の案内表示を検討します。	■	■	■
		点字案内の設置を検討します。		■	
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■市民文化会館

事業内容			前期 (5 年以内)	後期 (5～10 年)	展望期 (10 年以降)
移動	出入口	西側歩道における視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。	■		
	敷地内通路	西側出入口における自動ドアの設置を検討します。	■		
	通路（廊下）	大ホールから小ホールへ向かう上部数段の階段における手すりの設置を検討します。	■		
		主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
		滑りやすい床について、改善方法を検討します。	■		
	エレベーター	出入口および受付からエレベーターまでの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	■		
		エレベーターを必要とする方を優先する旨の表示を検討します。	■		
利用	トイレ	ベビーチェアの設置について検討します。	■		
		ホール座席からトイレまでの経路の段差解消について検討します。			■
	設備	施設更新に合わせ、ロビー（大ホール）の椅子を障害者も利用しやすいものに改修することについて検討します。		■	
		車椅子席の増設および移設を検討します。			■
案 内		わかりやすい施設内の案内表示を検討します。	■		
心のバリアフリー	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。		■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。		■	■	■

■武蔵野総合体育館

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	プールの出入口に自動ドアを設置します。		■	
	通路（廊下）	1階卓球場のスロープに手すりを設置します。	■		
	エレベーター	エレベーターを必要とする方を優先する旨を掲示します。	■		
利用	トイレ	洋式・和式トイレの案内表示を設置します。	■		
		ベビーチェアの設置を検討します。	■		
	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう係員による整理を実施します。	■	■	■
	設備	「障害者用」ステッカーのあるロッカーにおいては、知的障害者でもわかりやすいように鍵の色を統一します。	■		

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
案内	分かりやすい案内表示を設置します。	■		
心のバリアフリー	人の出入りが多い際には、係員が適切な施設利用を促します。	■	■	■
	筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■緑町コミュニティセンター

事業内容			前期 (5 年以内)	後期 (5～10 年)	展望期 (10 年以降)
移動	出入口	スロープに手すりを設置します。	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
		手すりの設置を検討します。	■		
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
しくみ		<u>だれにでも利用しやすい予約方法を検討します。</u>	■		
心のバリアフリー	筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。		■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。		■	■	■

■中央コミュニティセンター

事業内容			前期 (5 年以内)	後期 (5～10 年)	展望期 (10 年以降)
移動	出入口	視覚障害者誘導用ブロックを道路と建物の連続性に配慮したものに改善します。	■		
		出入口の階段にライン(色)を表示することで、段差の位置を明確にします。	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
	階段	階段に設置されている昇降機が気軽に利用できるよう、声かけしやすい環境を整えます。	■		
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
案内		バリアフリー経路及び主要施設について、わかりやすい案内表示を設置します。	■		
しくみ		<u>だれにでも利用しやすい予約方法を検討します。</u>	■		
心のバリアフリー		筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■西久保コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	外階段の舗装に滑り止めテープ等を設置します。	■		
	通路（廊下）	什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置について検討します。	■		
	案内	トイレ、駐車場のサインを改善します。	■		
	しくみ	<u>だれにでも利用しやすい予約方法を検討します。</u>	■		
心のバリアフリー		筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵野郵便局

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	駐輪場	利用者の駐輪が出入口やスロープを遮らないよう改善策を検討します。	■		
	案内	分かりやすい施設内の案内表示を検討します。	■		
	駐車場	管理方法も含めて、利用しやすい駐車場への更新を検討します。			■
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

<民間建築物>

■いなげや武蔵野西久保店

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	出入口におけるスムーズな通行の確保に努めます。	■	■	■
	通路（廊下）	主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保（商品や荷物への配慮）に努めます。	■	■	■
利用	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。		■	
		北側駐輪場の段差や凹凸の修繕を検討します。		■	
	案内	わかりやすい施設内の案内表示を検討します。		■	
	駐車場	駐車場北口の出入口の拡幅及び段差の解消を検討します。		■	
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【三鷹駅周辺】

■京王ストア むさしの店

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	建替え又は大規模改修にあわせ、施設のバリアフリー化を検討します。			■
	敷地内通路	従業員による移動の手助けを行います。	■	■	■
	通路（廊下）	主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保（商品や荷物への配慮）に努めます。	■	■	■
利用	駐輪場	出入口やスロープを遮らないよう従業員による駐輪の整理を実施します。	■	■	■
心のバリアフリー			■ H22 実施済		
			■	■	■

■武蔵野陽和会病院

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	敷地内通路	エントランスに、歩行者と自転車の通行を分離する旨を表す誘導表示を設置します。			■
心のバリアフリー			■		
			■	■	■

6) 信号機等のバリアフリー化（交通安全特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

交通安全特定事業については、各道路管理者

と連携のうえ、バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置、生活関連経路における既存信号機のLED化、市民文化会館前交差点信号機における歩行者の青時間延長などの事業を実施します。

■武蔵野警察署

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
信号機関係	生活関連経路の既存信号機について、LED化を進めます。	■	■	■
	生活関連経路では、必要に応じてバリアフリー対応（青延長・音響式）信号機を整備します。	■	■	■
	利用者の状況に応じて、視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン）の設置を進めます。	■	■	■
心のバリアフリー	市のバリアフリー担当部署と連携し、バリアフリー対応信号機の利用方法の周知を図ります。	■	■	■
	生活関連経路における違法駐車取り締まりを強化します。	■	■	■
	違法駐車防止や自転車利用マナー、違法横断の防止等の広報活動及び啓発活動を実施します。	■	■	■
市民文化会館前交差点	歩行者の青時間延長を検討します。	■		

5. その他

三鷹駅北口については、駅前広場に通過交通があり、人と車の交通動線が重なる部分があります。これを解消するために三鷹駅北側に迂回路として三鷹補助幹線道路が計画されています。駅前から車を減らすための有効な手段と考えられるため、事業を積極的に推進していきます。また、駅前広場の未整備部分についても完成に向け引き続き努力をしていきます。

市内の各地域の旅客輸送需要に即した効率的な輸送サービスを実現するために設置された武蔵野市地域公共交通活性化協議会において、「武蔵野市地域公共交通総合連携計画」が作成され、三鷹駅前に公共交通の総合案内板の設置や三鷹駅前のバス乗場や乗場番号の行先・方面別整理、三鷹駅前の乗場・バス停の再編や案内方法・デザイン等の統一化などが位置づけられています。各事業主体が連携し取り組む方向性が示されており、この取組みを継続して進めていくものとします。

1. 武蔵境駅周辺の現状

武蔵境駅周辺地区では、平成 11 年から JR 中央本線・西武鉄道多摩川線の連続立体交差事業が進行しています。

西武鉄道多摩川線は、平成 18 年に路線の高架化が完了しました。また、平成 20 年には移動等円滑化基準に従いバリアフリー化された駅舎が完成するとともに、緑で被われたシンボルゲート、雨にぬれずに歩ける回廊等の駅舎連続施設（南側）が設置されました。

JR 中央本線は、平成 19 年に下り線、平成 21 年に上り線の高架化が完了しました。今後、バリアフリー化された駅舎建設にあわせて、南側と同様の駅舎連続施設（北側）の設置が予定されています。

北口駅前広場は、再整備が予定されています。歩行者動線に配慮するとともに、バス、タクシーの乗降場を集約するなど、利用者の利便性や快適性の向上に留意したバリアフリー化が行われます。また、南口では、駅前の顔となる、図書館機能を中心とした知的創造拠点「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」の建設が進んでいます。北側に位置する境南ふれあい広場公園（予定地）、既存の南口駅前広場とあわせて連続したバリアフリー化が図られます。

鉄道高架化に伴い、南北方向には北口駅前広場と境南ふれあい広場公園を結ぶ武蔵野都市計画道路 3・4・27 号線の、東西方向には鉄道高架橋に沿った側道の整備など、交通環境の改善が進められます。

武蔵境駅周辺の主な施設として、北口にはスイング・武蔵境市政センター・市民会館、南口には大型商業施設、武蔵野赤十字病院、境南コミュニティセンターなどがあります。今後は、鉄道高架下空間の有効利用や側道の整備により、東西方向へ施設の立地が広がることが期待され

ています。

2. 基本的な方針

駅施設について、西武武蔵境駅はバリアフリー化が既に完了しています。JR 武蔵境駅には、エレベーター・エスカレーターが設置され、移動等円滑化経路は確保されていますが、仮駅舎のため歩行者動線が複雑になっています。そのため、工事中にあっても連続した明快で簡潔な経路や案内・誘導を確保することが求められています。また、予定される新駅舎はバリアフリー化されることから、連続立体交差事業を着実に推進していくことが重要です。

連続立体交差事業で整備される施設を、歩行者の動線に配慮された誰にとっても利用しやすい施設とすることが必要です。関係者間の連携により連続性、整合性をもった案内施設の設置を検討していきます。

バスについては、北口駅前広場の改修に伴い、バス乗降場の再編を図るとともに、高齢者等が休めるベンチや上屋の設置、わかりやすい行き先表示・適切な音声案内等の導入を進めます。また、駅施設と連携したわかりやすい案内施設の整備に努めます。

安全施設については、鉄道の高架化による交通体系の変化により横断しづらくなった交差点の安全確保が必要です。

道路については、既にバリアフリー化された経路のより良好な維持に努めます。また、その他の経路については、安全に歩ける歩行空間や移動に際して休憩できるスペースの確保、施設までのわかりやすいサインの検討を進めます。

公園については、駅前には、イベントができるような広場として境南ふれあい広場公園の整備が予定されています。イベントの開催中であっても、高齢者、障害者等の円滑な移動を妨げないように主催者・利用者の双方が配慮するこ

とが必要です。また、生活関連施設沿いの公園について、出入り口の拡幅や車いす対応の水飲み場の設置などを実施します。

建築物については、駅前の大規模店舗や地域に密着した商店街のほか、駅周辺に高齢者、障害者等が多く利用する医療施設が立地しています。そのため、建物と道路間の連続性や主要な通路の有効幅員の確保、筆談対応の掲示や施設係員の接遇の向上が求められます。

これらを実現するため、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー化された信号機の設置、エスコートゾーンの設置などとともに、駅周辺や主要バス停での案内情報を充実していきます。

また、生活関連施設を誰もが使いやすいように、ハードの整備だけでなく人によるサポートを充実させます。さらに生活関連経路沿道の公園については、バリアフリー化や休憩施設の設置を進めます。

3. 重点整備地区の位置及び区域

1)重点整備地区(面積 約100.9ha)

武蔵境駅周辺地区には、北側にスイングビル、市民会館、市政センターなどがあり、南側に大型商業施設、武蔵野赤十字病院、境南コミュニティセンターなどがあります。他の2地区に比べると生活関連施設の数多くありませんがそれぞれ重要な施設です。武蔵野赤十字病院は、この地区の住民だけではなく広く市内外の方に利用されている施設です。また、JR中央本線（三鷹駅～立川駅間）の連続立体交差事業により、一体的に都市基盤整備が進んでいます。このように、広域利用が見込まれる施設の存在や、

連続立体交差事業により都市全体の機能の増進を図ることが有効であることから、一体的なバリアフリー化を推進することが特に必要であるため、本地区を設定します。

バリアフリー新法で掲げる重点整備地区の要件から、下記を含む地区を重点整備地区として定めます。

○配置要件：[アンケート、ヒアリング結果、特別特定建築物の配置状況などから設定した生活関連施設・生活関連経路](#)

○課題要件：[武蔵境地区における駅南北の生活関連施設間を結ぶ経路](#)

○効果要件：[連続立体交差事業に伴い生まれる駅周辺の南北の動線や広域利用が見込まれる施設間の歩行者ネットワーク](#)

地区の位置関係等については、武蔵境駅周辺重点整備地区図を参照して下さい。

2)生活関連施設

アンケート等から、高齢者、障害者等の利用が多いと見込まれる施設について、生活関連施設を以下の通り設定しました。

<旅客施設>

JR 武蔵境駅、西武鉄道武蔵境駅

<公共施設>

武蔵境市政センター、武蔵野スイングホール、市民会館、境南コミュニティセンター、武蔵野プレイス、障害者就労支援センターあいる

<病院>

武蔵野赤十字病院、武蔵境病院

<商業施設>

イトーヨーカ堂武蔵境店、たいらや武蔵境店

<公園>

○生活関連経路沿いの都市公園（移動支援施設）

境南ふれあい広場公園（予定地）、境本公園

[移動支援施設とは、生活関連施設までの徒歩での移動を支援するため、生活関連経路沿いの都市公園を生](#)

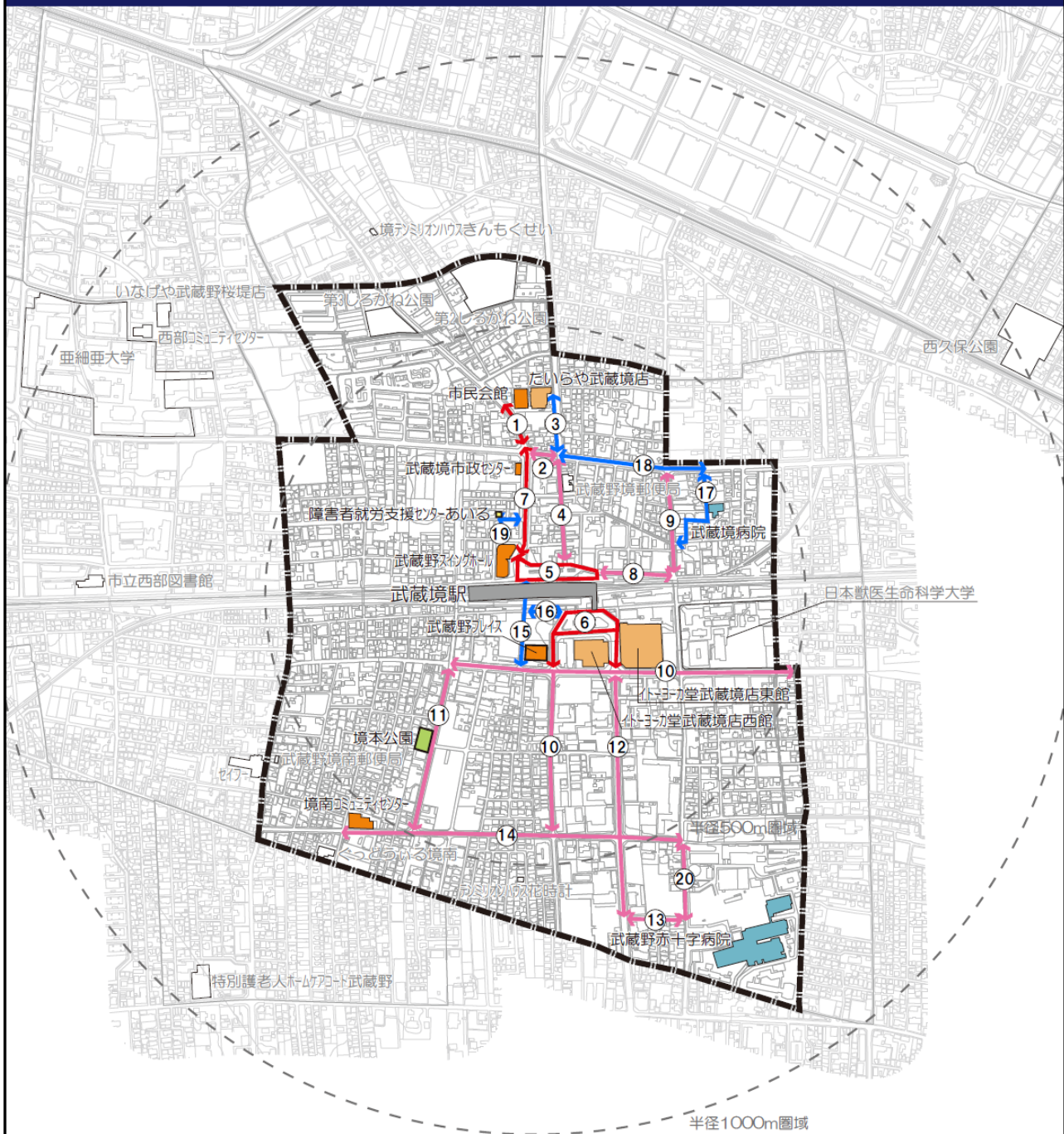
活関連施設として指定する武蔵野市独自の考え方です。

3) 生活関連経路

- 旧基本構想で特定経路として位置づけた経路については、生活関連経路として位置づけます。⑤⑦①武蔵境駅北口から北口駅前広場を通り、スイングビル、武蔵境市政センターを経て市民会館に至る経路、⑥武蔵境駅南口からイトーヨーカ堂、武蔵野プレイスに至る経路を指定します。
- 旧基本構想で準特定経路として位置づけた経路については、生活関連経路として位置づけます。武蔵境駅北口から④主要地方道12号線(すきっぷ通り)、②都道123号線を通り特定経路に結ばれる経路、武蔵境駅南口から⑥⑫⑬武蔵野赤十字病院、⑥⑩⑪⑭境南コミュニティセンターに至る経路、及びこれらの経路と同時にバリアフリー化の整備が可能な経路を指定します。また、⑫市道第199号線(かえで通り)、⑬市道第288号線(すぎみ小路)など福祉のまちづくりのモデル地区事業により既にバリアフリー化がなされた路線も含まれています。
- 旧基本構想で位置づけられていない経路についても、連続立体交差事業に伴い経路を追加します。

※文章中丸数字は図対番号を表す。

武蔵境駅周辺重点整備地区図



凡例

重点整備地区



生活関連経路



旧特定経路



旧準特定経路



新規追加経路



周辺施設



生活関連施設（新規追加施設は外枠を太線で表示）

旅客施設



公共施設



福祉施設



医療施設



商業施設



公園



縮尺：S=1/10,000

重点整備地区 面積：100.9ha

0 100 500 m



4. 特定事業及びその他の事業

1) 特定旅客施設(鉄道駅)のバリアフリー化(公共交通特定事業)

【移動等円滑化に関する事項】

駅施設については、連続立体交差事業による駅舎の改築を着実に進め、移動等円滑化基準に基づくバリアフリー化の早期完了を目指します。また、工事中にあっても連続した明快で簡潔な経路の確保や案内・誘導を実施します。

■武蔵境駅（JR）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
案内	接続する交通機関との案内の強化に努めます。	■	■	■
	筆談用具の設置を示す案内を掲示します。	■		
工事期間中	バリアフリー経路を可能な限り単純化します。	■		
	わかりやすく連続的な経路案内を設置します。	■		
	視覚障害者誘導用ブロックを連続敷設します。	■		
心のバリアフリー	エレベーターを必要とする方が優先的に利用できるよう、駅構内放送などで呼びかけを行います。	■	■	■
	ラッシュ時間帯のテンポラリースタッフの配置等により案内の強化に努めます。	■	■	■
	サービス介助士等の資格取得を目指した教育訓練を定期的実施します。	■	■	■

■武蔵境駅（西武鉄道）

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	エレベーター・エスカレーター	ゆずりあいを喚起する内容のステッカーを掲示します。	■ H22 対応済		
	ホーム	今後の状況を考慮したうえで、ホームドアの設置等、危険防止に向けた検討をします。			■
案内		筆談用具の設置を示す案内を掲示します。	■ H22 対応済		
心のバリアフリー		駅務係員のサービス介助士資格取得及びフォローアップ教育を定期的実施します。	■	■	■

2) 特定車両(バス車両)等のバリアフリー化(公共交通特定事業)

改善等の事業を推進します。

〔移動等円滑化に関する事項〕

ノンステップ・ワンステップバス車両への代替、車内における案内表示の充実、乗務員の接遇教育、バスの運行状況の案内(バスロケーションシステムの改良)などに加えて、市や事業者間の連携のもと、駅前への総合案内板の設置等の分かりやすい案内の整備、バス停留所の構造の

■バス(京王バス)

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋を設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所でのわかりやすい情報提供やバスロケーションシステムの更なる改良に努めます。	■	■	■
案内	筆談用具の設置を示す案内を車内に掲示します。	■		
	行政及び関係事業者と連携し、市内の駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	駅周辺で、状況に応じて人による案内を実施します。	■	■	■
	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の見直しを行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■バス（西武バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。	■		
	車内における行き先表示や運賃表をカラー液晶表示器へ順次代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋を設置・改良します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	わかりやすい案内表示のため、停留所標識の建て替えにあわせてデザインを検討します。	■	■	■
	新型のバスロケーションシステムの導入を進め、運行実態とのずれ等の問題点の改善に向けた検討を進めます。	■		
案内	筆談用具の設置を示す案内を車内に掲示します。	■		
	乗降口の異なる系統が混合している停留所においては、その旨を停留所標識等に掲示します。	■		
	行政及び関係事業者と連携し、市内の駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■バス（関東バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ・ワンステップ車両に代替します。		■	
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所の適切な維持管理に努め、随時案内掲示等の汚損の改修を行います。	■	■	■
	QRコード利用による携帯電話からのバスロケ接続の簡略化を推進します。	■		
	バスロケーションシステムを見直し、運行実態とのずれ等の問題点を改善します。	■		
案内	車内の案内表示の充実に向けて検討します。	■	■	■
	行政及び関係事業者と連携し、市内の駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

■バス（小田急バス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、順次バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
情報提供	バス停留所でのわかりやすい情報提供やバスロケーションシステムの更なる改良に努めます。	■	■	■
案内	車内における案内表示の充実を検討します。			■
	行政及び関係事業者と連携し、市内の駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二ーリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■バス（ムーバス）

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
車 両	全ての車両を順次ノンステップ車両に代替します。	■		
バス停	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停に上屋やベンチを設置します。	■	■	■
	正着が困難なバス停について、改良に向けて道路事業者と連携し検討します。		■	
案内	行政及び関係事業者と連携し、市内の駅前にわかりやすい総合案内板を設置します。		■	
情報提供	「バスナビ」での案内について、市ホームページ等で周知します。	■		
心のバリアフリー	必要に応じて高齢者、障害者等の座席への案内を実施します。	■		
	可能な限りバス停留所への正着に努めます。	■	■	■
	二レーンリングの実施について、乗務員教育を徹底します。	■	■	■
	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	■	■	■

3) 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

【移動等円滑化に関する事項】

生活関連経路の複断面道路(歩車道分離型道路)については、歩道の改修による段差解消の推進や視覚障害者誘導用ブロック設置、わかりや

すい案内サインの整備などの事業を沿道施設との連続性にも配慮のうえ実施します。

生活関連経路の単断面道路(歩車道一体型道路)については、L形側溝の狭小化などの事業を実施します。

また、不法占用の取締りの強化、放置自転車の排除などの心のバリアフリーを実施します。

■道路（都道）

道 路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
東京都	①	都道 123 号線	わかりやすい案内サインの整備を検討します。		■	
	②	都道 123 号線	<u>適切な維持管理に努めます。</u>	■	■	■
	③	主要地方道 12 号線	<u>適切な維持管理に努めます。</u>	■	■	■
	④	主要地方道 12 号線 すきっぷ通り	歩道上の商品や立て看板は道路パトロールの際に指導します。 放置自転車対策は市と協力して対応します。	■ ■	■ ■	■ ■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■道路（市道）

道路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市	⑤	武蔵境駅北口 広場	駅前広場の再整備に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。	■		
	⑥	武蔵境駅南口 広場	南口駅前広場の改修に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。	■		
	⑦	市道第84号線	北口駅前広場の再整備に合わせて、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置を実施します。		■	
	⑧	市道第261号線 グリーンモール	鉄道連続立体交差事業に合わせて、全面的なバリアフリー化を実施します。		■	
	⑨	市道第63号線	視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。		■	
	⑩	市道第73号線 境南通りほか	東西路線の西側区間の、全面的なバリアフリー化を実施します。	■ H22 実施済		
			段差解消などバリアフリー化を実施します。（南北路線）		■	
			視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。（南北路線）		■	
	⑪	市道第80号線 山桃通り	視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。		■	
			幅員を狭めている横断抑止柵の改修を実施します。		■	
	⑫	市道第199号線 かえて通り	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑬	市道第288号線 すぎみ通り	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑭	市道第302号線 境南コミュニティ 通り	段差解消などバリアフリー化を実施します。		■	
			視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進します。		■	
	⑮	市道第74号 線	道路の拡幅に合わせて全面的なバリアフリー化を実施します。		■	
	⑯	市道第72号 線	適切な維持管理に努めます。	■	■	■
	⑰	市道第236号 線	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■		
			L形側溝の狭小化等を実施します。			■
	⑱	市道第40号 線	視覚障害者誘導用ブロックの輝度比を改善します。		■	
			バリアフリーに適した舗装材を採用します。		■	

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■ 道路（私道）

生活関連施設間の連続性を確保する必要性があることから、本市が管理する私道については、道路特定事業に準じて以下の事業内容を定めます。

道 路 管理者	図対 番号	路線名	事業内容	前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市	①⑨	私道	排水蓋を細目又は鋳物蓋に交換します。	■		
			L形側溝の狭小化等を実施します。			■
	②⑩	私道	適切な維持管理に努めます。	■	■	■

■道路（共通）

道 路 管理者	事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
武蔵野市・東京都	維持・管理	歩道における部分的な舗装の改修に際しても、目地の小さいブロックを利用します。	■	■	■
	設備	視覚障害者誘導用ブロックを継続的に維持管理し、工事中の箇所では適切な敷設方法の指導を行います。	■	■	■
	事業者間の連携	生活関連施設内の視覚障害者誘導用ブロックと連結させます。	■	■	■
		バス事業者と連携して、正着しやすいバス停留所となるよう歩道の構造を改善します。	■	■	■
	心のバリアフリー	道路上の不法占用看板・工作物に対する指導及び撤去を推進します。	■	■	■
		自転車の放置防止指導を強化します。	■	■	■

4）都市公園のバリアフリー化（都市公園特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

生活関連経路沿道の都市公園では、園路の幅員の確保や車いす対応の水飲み場の設置などの事業を実施します。

■境南ふれあい広場公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	園路	移動を妨げる放置自転車等への対策を行いません。	■	■	■
	その他の設備	車いす対応の水のみ場に改修します。	■		
心のバリアフリー		イベントの主催者に対し園路の幅員確保を周知します。	■	■	■

■境本公園

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	その他の設備	車いす対応の水のみ場に改修します。	■		
	心のバリアフリー	イベントの主催者に対し園路の幅員確保を周知します。	■	■	■

5) 建築物のバリアフリー化（建築物特定事業）

【移動等円滑化に関する事項】

生活関連施設の建築物については、視覚障害者誘導用ブロックの設置、主要な通路における有効幅員の確保、わかりやすい案内表示の設置、筆談対応の掲示、係員の接遇教育などの事業を実施します。

<公共建築物>

■武蔵境市政センター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。	■		
利用	トイレ	ベビーベッド、オストメイト対応設備の設置について検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■市民会館

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	通路（廊下）	建物の改修の際に、居室出入口の拡幅を検討します。		■	
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
	案内	わかりやすい施設内の案内表示を検討します。	■		
	駐車場	障害者用駐車施設を設置します。	■		
	心のバリアフリー	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

■武蔵野スイングホール

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置を検討します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵野プレイス

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
	移動	移動等円滑化基準等に基づき、施設のバリアフリー整備を実施します。	■		
利用	設備	音声自動読み上げ機、拡大図書機を設置します。	■		
		対面朗読室を1階に設置します。	■		
心のバリアフリー		筆談用具の設置や設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を行います。	■	■	■

■境南コミュニティセンター

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	通路（廊下）	3階通路について、スロープ位置の改善や手すりの設置等を検討します。	■		
		什器を移動することなどにより、主要な通路（出入口～廊下等）での、有効幅員の確保に努めます。	■	■	■
利用	トイレ	ベビーチェア、オストメイト対応設備の設置について検討します。	■		
		トイレのサインを改善します。	■		
案内		名前が表示されていない部屋にサインを掲示します。	■		
		<u>手話のできる窓口担当者がある旨の掲示を検討します。</u>	■		
しくみ		<u>だれにでも利用しやすい予約方法を検討します。</u>	■		
<u>心のバリアフリー</u>		筆談用具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	■		
		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■
		<u>体育館へのスロープについてサインまたは声かけで案内し、必要な場合は係員が付き添います。</u>	■		

第3章 地域別構想【武蔵境駅周辺】

<民間建築物>

■イトーヨーカ堂武蔵境店

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	エレベーター	既存エレベーターを車いす対応に改修することを検討します。(西館)	■		
利用	トイレ	子供用フロアのトイレをベビーカーで入れるよう改修を検討します。(東館)	■		
		多機能トイレの設置や子供連れ利用者への対応を検討します。(西館)	■		
	設備	西館と東館における連絡通路の設置について関係機関と協議します。	■		
案内		よりわかりやすい案内表示の設置を検討します。	■		
駐車場		障害者用駐車施設の設置を検討します。(東館)	■		
心のバリアフリー	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。		■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。		■	■	■

■たいらや武蔵境店

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
施設全般	建替え又は大規模改修にあわせ、施設のバリアフリー化を検討します。		■	
心のバリアフリー	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵野赤十字病院

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
移動	出入口	建物の改修時にあわせ、駐車場内の段差の解消及び視覚障害者誘導用ブロックの延長を検討します。		■	
利用	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	■	■	■
案内		よりわかりやすい案内に努めます。	■	■	■
心のバリアフリー		利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。	■	■	■

■武蔵境病院

事業内容			前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
利用	駐輪場	利用者の駐輪が、出入口やスロープを遮らないよう配慮します。	■	■	■
案内		よりわかりやすい案内板の設置を検討します。	■		
心のバリアフリー	筆談用具の設置や設置を示す案内の掲示を検討します。		■		
	利用者への適切な対応について係員の教育を推進します。		■	■	■

6) 信号機等のバリアフリー化（交通安全特定事業）

〔移動等円滑化に関する事項〕

交通安全特定事業については、各道路管理者と連携のうえ、エスコートゾーンの設置、生活関連経路における既存信号機のLED化、バリアフリー対応信号機の設置などの事業を実施します。

■武蔵野警察署

事業内容		前期 (5年以内)	後期 (5～10年)	展望期 (10年以降)
信号機関係	生活関連経路の既存信号機について、LED化を進めます。	■	■	■
	生活関連経路では、必要に応じてバリアフリー対応（青延長・音響式）信号機を整備します。	■	■	■
	利用者の状況に応じて、視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン）の設置を進めます。	■	■	■
心のバリアフリー	市のバリアフリー担当部署と連携し、バリアフリー対応信号機の利用方法の周知を図ります。	■	■	■
	生活関連経路における違法駐車取り締まりを強化します。	■	■	■
	違法駐車防止や自転車利用マナー、違法横断の防止等の広報活動及び啓発活動を実施します。	■	■	■
五宿踏切跡の北側交差点	信号機の設置を検討します。	■		

5. その他

武蔵境駅周辺地区では連続立体交差事業にあわせ南北方向の道路整備が予定されています。南北交通の妨げとなっていた踏切がなくなるため、これらの道路もバリアフリー化された道路として、事業を推進していきます。

また、武蔵境北側地区には、本市が独自に計画した区画道路があります。区画道路は、都市の骨格となる幹線道路を補完し道路のネットワーク化を進めるための道路です。これらの区画道路計画の実現にあたってはバリアフリー化に考慮して整備を推進していきます。

今後、バリアフリー新法の規定に基づいて、本構想に即した特定事業計画を各特定事業者が作成し、これに基づいて特定事業を実施することになります。特定事業計画の作成や事業の実施にあたり、各特定事業者は、具体的な改善箇所や方法について、本市バリアフリー担当課と連携して必要な情報を公開するとともに、なるべく多くの方の意見が反映されるように努めることとします。

また、市が実施すべき特定事業以外の事業についても同様の方策をとります。

1. 特定事業計画の作成

施設設置管理者及び公安委員会は、本構想に即して平成 23 年度中に特定事業計画を作成することとします。この特定事業計画を定めるにあたって、あらかじめ市及び関係する特定事業者の意見を聴くとともに、高齢者、障害者等をはじめ関係者の意見を聴くこと等により、それらが十分に反映されるよう努めるものとします。本構想の策定過程において、多くの方から寄せられた様々な意見・要望を十分尊重して特定事業計画を作成するものとします。

特定事業者は、特定事業計画を定めようとする際には、あらかじめ市及び関係する施設設置管理者、公安委員会の意見を聴く義務を負いますので、十分な事業者間の調整を行い、連携の取れた特定事業計画を作成することとします。

2. 特定事業の実施

1) 公共交通特定事業

バリアフリー新法では、民間事業者の自主的な経営上の判断に委ねられるべきものであること、基本的な内容は基本構想により明らかであることから、公共交通特定事業計画の公表を義務付けていません。しかし本構想の基本的考え方である「事業実施への参加」の原則から、道路管理者に準じて市民参加の機会の確保に努めることとします。鉄道事業者については、重点整備地区の中心となる特定旅客施設である駅のバリアフリー化を担うため、公共交通特定事業の実施にあたって、以下に述べる市民参加の機会の確保に努めることとします。具体的な参加の実施にあたっては、鉄道事業者と本市バリアフリー担当課が協力します。

- ＊ 特定事業の実施にあたり必要な情報を公開すること
- ＊ バリアフリー新法に定める高齢者、障害者等にとらわれず、ベビーカーの利用者など移動に制約のある多くの人々についても意見を聴取する機会を設けること

バス事業者については、公共交通特定事業の実施にあたって、鉄道事業者に準じた市民参加の機会を確保するよう努めることとします。

2) 道路特定事業

重点整備地区においてバリアフリー化を推進するにあたって、生活関連経路のバリアフリー化の実現が重要なことから、市道及び都道の管理者である武蔵野市及び東京都の責任は特に重大です。道路管理者は、道路特定事業の実施にあたって、本市バリアフリー担当課と協力して、以下に述べる市民参加の機会を確保します。

- ＊ 特定事業の実施にあたり必要な情報を

公開すること

- * バリアフリー新法に定める高齢者、障害者等にとられず、ベビーカーの利用者など移動に制約のある多くの人々についても意見を聴取する機会を設けること

3) 都市公園特定事業

バリアフリー新法第34条に基づき、都市公園特定事業計画を定めようとする際は、あらかじめ関係する施設設置管理者の意見を聴いた上で、特に道路との接続など道路管理者との間で十分な調整を行うこととします。また、市民の憩いの場であることから、都市公園特定事業の実施にあたっては道路管理者に準じた市民参加の機会を確保するものとします。

4) 建築物特定事業・路外駐車場特定事業

バリアフリー新法では、民間事業者の自主的な経営上の判断に委ねられるべきものであること、基本的な内容は基本構想により明らかであることから、建築物特定事業計画の公表を義務付けていません。しかし本構想の基本的考え方である「事業実施への参加」の原則から、公共性の高い施設については、建築物特定事業及び路外駐車場特定事業実施にあたり、市民参加の機会の確保に努めることとします。

5) 交通安全特定事業

公安委員会は、交通安全特定事業の実施にあたって鉄道事業者に準じた市民参加の機会の確保に努めます。

6) その他の事業

本構想に基づいて行う特定事業以外の事業の

実施にあたっては、特定事業に準じた市民参加の機会を確保するよう努めることとします。

3. 進捗状況の把握及び評価

1) 進捗状況の把握の手法

バリアフリー新法は、事業の実施に向けて、特定事業計画の公表義務や関係者への送付などいくつかの方策を講じています。しかし、さらに計画の実効性を担保するためには、本構想及びこれに基づく特定事業計画に即した事業の進捗状況を把握することが必要です。

進捗状況の把握は基本的に市のバリアフリー担当課が実施します。また、本構想の基本的考え方である「基本構想実現への参加」の原則から、以下に示す権能を有する市民を含む第三者機関を設置し、事業の進捗に応じた適切な段階で事業の実施状況について評価等を行います。

- (1) 名 称：武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会(仮称)
- (2) 目 的：武蔵野市バリアフリー基本構想及びこれに基づく特定事業計画に即した事業の実施状況について評価を行い、すべての人の移動が円滑に行われるまちづくりの実現を遅滞なく進めることを目的とする。
- (3) 構 成：学識経験者、高齢者・障害者等の関係者団体代表、市民などとし、任期はこの委員会の継続性に配慮して定める。
- (4) 役割等：バリアフリー基本構想に基づく各特定事業計画及び市の独自事業がその年次計画に従って実施されているかを判断するため、関係者か

ら資料の提出及び説明を求めることができる。

特定事業の実施状況について評価し、市長に提言する。

(5) 事務局：バリアフリー担当課とする。

市長は、この委員会からの提言により特定事業が実施されていないと認める時は、公共交通特定事業等を実施すべき事業者に対して、バリアフリー新法第38条に基づき、その事業の実施を要請することとします。また、他の特定事業についても、同様に事業の実施を要請することができるものとします。

2) バリアフリー基本構想の評価・見直し

すべての人の移動や施設の利用が円滑に行われるまちづくりに本構想が資するためには、段階的かつ継続的に本構想が発展（スパイラルアップ）していくことが重要です。そこで、目標年次の前半が終了する平成27年度に本構想そのものの評価を行うとともに、事業の進捗状況やバリアフリー新法及び政省令の改正などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて基本構想の見直しを行います。評価・見直しは、「武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会（仮称）」の意見を聴くとともに、移動に制約のある人をはじめ広く市民の意見を聞きながら実施することとします。この評価に先立って実施状況についての情報を公表するとともに、評価・見直しにあたっては、アンケート、ヒアリング、現地調査など、旧基本構想の改定にあたり実施した市民参加の手法を踏襲するものとします。

4. 武蔵野市第五期基本構想・長期計画に基づく個別計画との連携

平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とする第五期基本構想・長期計画の策定作業が、市民参加、議員参加、職員参加のもと、平成22年度から始まりました。

基本構想・長期計画は、各分野で定める個別計画（都市計画マスタープラン、市民交通計画、健康福祉総合計画等）の上位に位置する市の進むべき方向性を示す総合計画です。計画期間を重ねる本構想の事業推進にあたっては、基本構想・長期計画との整合のもと、関連する各分野の個別計画と連携を図ることが重要になります。そこで、本構想に示されたバリアフリー化の方針を関係する各分野の個別計画に反映させていくとともに、連動した事業展開を図ることで、効果的な事業を推進していきます。

5. 国や関係自治体との連携

移動や利用に係るバリアフリー化の推進には、重点整備地区を拡大するだけでなく、市域を越えた重点整備地区間の移動が重要になります。特に電車やバス等の公共交通機関における事業は必ずしも市内で完結するとは限らず、鉄道駅におけるホームからの転落防止対策の推進や案内サインの充実、バスの乗降システムの統一化などには広域的・複合的な検討が不可欠です。

また、本構想では、長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿をあきらかにする観点から、

今後、記載した内容に基づき検討をはじめる中
長期的な取組も示しており、効率的かつ効果的
に事業を推進するためには、関連技術の進歩や
最新の取組に関する情報収集が課題となります。

国は、高齢者、障害者をはじめ誰もが社会の
担い手として役割を持つ国づくりを目指し、全
国的な視点からハード・ソフト両面にわたる社
会のバリアフリー化に必要な施策を推進する責
務があり、市は、国の施策に準じて必要な措置
を講ずる努めがあります。

本構想では、国の施策に準じて、地域におけ
るバリアフリー化に必要な様々な取組を示しま
した。今後は、これらの取組みにより地域のバ
リアフリー化が進展していきますが、本市のみ
ならず、全国でも同様の優良な取組が展開され
ることが必要です。そこで、本市の取組で得ら
れた検討すべき課題や新たな知見を積極的に国
や関係自治体等に発信するとともに、国や関係
自治体と連携し課題の解決に取り組むことで、市
内にとどまらず、広く市域を越えた移動等円滑
化の実現を目指します。また、多様な主体との
連携にあたり、常にバリアフリー化の推進に配
慮することで民間団体や一人ひとりの参加意識
を醸成し、社会全体のバリアフリー化に貢献し
ていきます。

なお、これらの知見や課題の発信にあたって
は、市民との協働による取組の中で出てきた意
見や提言などを積極的に取り入れていきます。

第4章までは、バリアフリー新法の主旨に基づき、バリアフリー化への具体的な取組みについて提示しています。しかし、対象と期限が限定された内容となっているため、市内全域のバリアフリー化が達成できるわけではありません。また、時の経過とともに、バリアフリー新法自体も見直しされることが考えられます。そこで、今後とも国における関連の動きについても関心を払い続けるとともに、多様な市民の参画を得て、バリアフリーあるいは、より広範な観点からの様々な取組みを展開させていく必要があります。

ここでは、バリアフリー新法の枠を超えて、まちづくりに展開させていくことについて示します。

1. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進

これまでに掲げてきた事業に引き続き、重点整備地区において以下のような事業を実施していきます。

1) 吉祥寺駅周辺地区

現在、吉祥寺は大きな変革のときを迎えています。吉祥寺の顔である駅や大規模店舗の改修が同時期に行われ、平成25年を目処にこれらの事業が完了する予定です。これらの主要な施設の更新に伴い、歩行動線の変化や、施設の使われ方の変化等、現時点では予測のつかない変化が生じる可能性があります。また今後、南口交通広場の整備が行われるため、自動車交通や公共交通の動線等の変化も起こる可能性があります。これらの将来起こりうる歩行動線や交通体系の変化等に即したバリアフリー化の推進が必要です。

2) 三鷹駅周辺地区

低・未利用地が多い三鷹駅北口周辺ですが、土地の有効かつ合理的な利用が促進し街並みが大きく変化することが予測されます。また、平成29年稼働予定の新クリーンセンターについては、地域を活性化するコミュニケーションの場となる整備が予定されています。これらのことから、新たな歩行動線や交通動線の変化が想定されるため、実情に即したバリアフリー化の推進が求められます。

3) 武蔵境駅周辺地区

武蔵境駅周辺は、JR中央本線及び西武鉄道多摩川線連続立体交差事業による南北一体のまちづくりが進められています。今後、鉄道高架下の有効活用や駅前広場の改修、南北道路や鉄道高架橋に沿った側道の整備など様々な都市基盤の整備が進められます。これらの将来起こりうる歩行動線や交通体系の変化等に即したバリアフリー化の推進が必要です。

また、それぞれの重点整備地区に共通する事業として、生活関連経路に指定されていない道路のバリアフリー化を推進します。

更に、本構想だけでは実現できなかった様々な課題に対応した事業についても実施していきます。

2. 市内全域への拡大

バリアフリー新法では、新設等を行う一定の施設等には移動等円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みになっています。そのため、基準適合義務が課せられない既存の施設等について、バリアフリー化を進めることが重要です。

そこで、重点整備地区以外の既存の施設のバリアフリー化にあたって、施設設置管理者（公

公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等）及び公安委員会は、重点整備地区の整備の進捗を踏まえ、可能な限り移動等円滑化基準へ準じるとともに、必要な情報提供を行うなどのソフト施策を充実させ、ハード・ソフト一体となった総合的な取組みを推進することとします。

公共交通特定事業のうち、バス交通については、バス停留所の設置位置・形態や交通体系についてさらに検討し必要な手段を講じることとします。

市内全域の道路については、改修に際して、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に則るとともに、歩道を拡幅するなどの検討を行います。同ガイドラインには適合しない生活道路等については本構想の『第2章 2.個別整備方針』に基づく整備を推進していきます。また、生活道路への通過車両の流入を抑制し、安全な歩行空間を確保するには、道路ネットワークの整備が必要であることから、関係機関に必要な働きかけを行います。

公園については、本市の定める公園・緑地リニューアル計画に基づき、出入口、園路、便益施設のバリアフリー化を推進していきます。

公共建築物については、バリアフリー化の整備方針を策定するとともに、策定された方針に基づき、改修を進めます。

交通管理上の課題については、交通管理者と連携し、バリアフリー化のために必要な事項について実施します。

3. 新たな技術等への取組み

国土交通省では、少子高齢化社会に向けて、ICT等を活用し、高齢者や障害者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できる環境を構築する上で、ユビキタス技術等を活用して、あらゆる歩行者が移

動に関する情報を入手できる環境を、まちづくりの中に構築することを目指した先進的な取組みを支援するモビリティサポートモデル事業を実施し、得られた成果を広く他地域へ普及・展開していく取組みを進めています。

また、視覚障害者等を対象として、利用者が送信カードの電源を入れて携帯し、公共施設などに設置されている受信機に近づくだけで、自動的に建物や施設内部を音声や自然音で案内するシステムの導入などが進んでいます。今後ますますこのような機器に対する設置要望は高まると考えられますが、多様に存在するシステムの中から、統一的な設備を選択する必要があります。

現在、様々な研究が進められていますが、このような機器を普及させていくためには、市域などにとらわれることなく、広域的に統一した基準により開発していく必要があります。

このようにバリアフリーへの新たな取組みの中には、現在試行している事業等の成果を踏まえ検討すべき事項や、広域的な観点から統一化を図るべき事項等がありますが、いずれの場合においても、独自の発想により先進的な課題に取り組むとともに、市民の声を開発する側に伝えていくなど、様々な形で関わっていきます。

4. 基本構想の継続的な発展

本構想では、移動や施設の利用、またそれらに関わる心のバリアフリーに関して、多様な市民意見に基づき、基準の有無や適合の状況にとらわれず、必要と考えられる施策を位置付けました。これにより、移動等円滑化が推進され、より充実した移動・利用環境の実現が図られることになります。

しかし、これらの取組みにより、すべての人の自由な移動・利用や社会への参加が保障され

るわけではありません。

現在、「(仮称)交通基本法」や「(仮称)障害者総合福祉法」の制定に向けた検討が進められています。この中では、一人ひとりが健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な「移動権」の保障や、障害者の自立と社会参加に向けた総合的な支援の必要性が謳われています。また、2006年(平成18年)に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」では、さまざまな障害者に固有の尊厳の尊重を促進することが謳われており、日本も批准に向けて検討しています。

これらの社会情勢の変化は、これまでの基準に適合させる取組みだけではなく、障害者が固有に抱える移動や施設の利用に対する課題について、必要な支援及び解決するための努力が求められていることを示しています。また、お互いの人権を尊重し、「理解と協力」の意識を高め、共助の考え方で障害者を支えあう社会の必要性が強く示されています。

そのため、今後も、高齢者、障害者をはじめとする全ての人が地域の中で自立し、より充実した生活を得られるように、多様な市民の意見を取り入れて取組みを改善・充実するとともに、広く一人ひとりの意識に「理解と協力」の必要性を浸透させることで、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

○参考資料

1. 武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会
2. 改定過程における市民参加の様子
3. 関係会議の状況
4. 市民意向調査
5. 基本構想（素案）に対する意見と対応
6. バリアフリー新法（抜粋）

1. 武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会

「武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会」を4回開催し、基本構想報告書を作成し、平成23年〇月〇日市長に答申しました。本委員会は、学識経験者、障害者団体・高齢者団体代表を含む市民、関係事業者等で構成されています。以下に設置要綱と委員名簿を示します。

武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会設置要綱

（設置）

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の改定に関し必要な事項を検討するため、武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本構想の改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想に関して市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 改定委員会は、次の各号に掲げる団体又は者の中から選出した、それぞれ当該各号に掲げる人数の委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者・高齢者等関係団体 3人
- (2) 学識経験者 3人
- (3) 商工関係者 1人
- (4) 行政関係者 3人

（任期）

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 改定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、改定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 改定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 改定委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 改定委員会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会 委員名簿

区分	所属	氏名	備考
障害者・ 高齢者等 関係団体	武蔵野市身体障害者協会会長	榎本 和代	
	前武蔵野福祉作業所保護者会副会長	高橋 京子	
	武蔵野市老人クラブ連合会会長	前田 耕一	
学識経験者	日本女子大学家政学部 住居学科准教授	佐藤 克志	委員長
	首都大学東京都市環境学部自然・ 文化ツーリズムコース助教	吉田 樹	副委員長
	東京国際大学人間社会学部 福祉心理学科教授	松本すみ子	
商工関係者	武蔵野市商店会連合会会長	金子 和雄	
行政関係者	国土交通省関東運輸局 交通環境部消費者行政・情報課長	井端 直行	
	東京都都市整備局 都市基盤部交通企画課長	安部 文洋	第1回
	東京都都市整備局 都市基盤部交通企画課長	小野 恭一	第2回～
	武蔵野市都市整備部長	檜山 啓示	

2. 改定過程における市民参加の様子

対する意見や要望を把握するために、高齢者や障害者の団体の方々へのヒアリングや、改定委員によるまち歩きを行いました。

本構想改定段階では、駅や周辺の道路・建築物等を利用される市民の方々のバリアフリーに

●平成22年2月18日～3月15日

高齢者や障害者の団体へのヒアリング



●平成22年7月14日

改定委員によるまち歩き



3. 関係会議の状況

本構想改定段階では、改定にあたって調整を図る必要のある機関との関係会議を行いました。以下に武蔵野市バリアフリー基本構想庁内検討会の設置要綱及び武蔵野市バリアフリー基本構想特定事業者連絡会会則ならびに委員名簿を示します。

武蔵野市バリアフリー基本構想庁内検討会議

武蔵野市バリアフリー基本構想庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、武蔵野市バリアフリー基本構想庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 庁内の関係部課の相互の調整に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げる職にある者で組織し、市長が任命する。

(座長及び副座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長各1人を置き、座長は都市整備部まちづくり推進課まちづくり調整担当課長の職にある者を、副座長

は都市整備部緑化環境センター所長の職にある者をもって充てる。

2 座長は、会務を総括し、検討会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 検討会議の設置期間は、平成23年3月31日までとする。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 検討会議が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングスタッフ)

第7条 検討会議には、第2条各号に掲げる事項について、調査、研究等を行うためワーキングスタッフを置く。

2 ワーキングスタッフは、検討会議の構成員の所属する課の職員から座長が指名する。

(事務局)

第8条 検討会議の庶務は、都市整備部まちづくり推進課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。



別表（第3条関係）

所属・職
<u>企画政策室企画調整課長</u>
<u>財務部施設課長</u>
<u>健康福祉部生活福祉課長</u>
<u>健康福祉部高齢者支援課長</u>
<u>健康福祉部障害者福祉課長</u>
<u>都市整備部まちづくり推進課長</u>
<u>都市整備部交通対策課長</u>
<u>都市整備部建築指導課長</u>
<u>都市整備部道路課長</u>
<u>都市整備部緑化環境センター所長</u>

4. 市民意向調査

本構想改定段階に、高齢者や障害者の方を含む多くの市民の方々を対象に意向調査を実施しました。本構想改定においては、これらの貴重な意見を参考にしました。実施した内容は以下の通りです。

- ・市民アンケート
(平成21年12月～平成22年1月)
- ・高齢者や障害者の団体へのヒアリング
(平成22年2月18日～3月15日)
- ・改定委員によるまち歩き
(平成22年7月14日)

これらの貴重な意見は、基本構想改定に限らず、今後のまちづくりや、心のバリアフリーの具体的な実践等へ活用されなければならないと考えています。

本章では、資料編として、アンケートの集計結果と市民からの意見を掲載しています。

(1) アンケート結果

アンケートの結果(一部)を次に示します。アンケートの自由意見については、「(2) 調査結果のまとめ」で整理しています。

また、アンケートを補完するために各団体へヒアリング調査を実施しており、ヒアリングで指摘された事項についても、コメントとして加えています。

◆アンケートの概要

○総配布票数：1556票

○対象者：高齢者や障害者の団体や、現在育児中などの理由により移動に困難な状況が生まれる場合がある方、また、市役所・コミュニティセンター・テンミリオンハウス利用者など

○回収票数：435票

○回収率：28.0%

なお、ここでは以下の回答者の特性によりクロス集計を行っています。それぞれの分類と特性を示します。

・高齢者：手帳を持たない
65歳以上の方

・肢体不自由者
・視覚障害者
・聴覚障害者
・言語障害者
・内蔵機能障害
・その他身体障害

身体障害者手帳を
持っている方

・知的障害者：愛の手帳を持っている方
・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳を
持っている方

・妊産婦：妊娠中の女性

・子育て：ベビーカー利用者

・一般：上記以外の方

設問 利用する公共施設についてお聞かせ下さい。

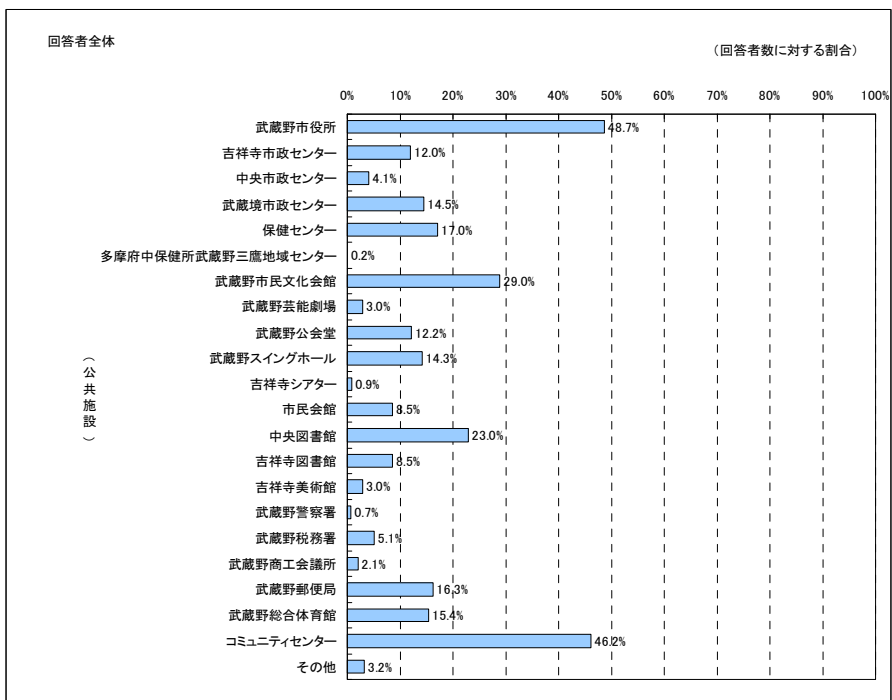
●利用する公共施設について

よく利用する公共施設は、武蔵野市役所及びコミュニティセンターが約 50%の利用率で非常に多く、続いて武蔵野市民文化会館、中央図書館の利用者が多い。回答者特性別に見ると、

武蔵野市役所及びコミュニティセンターは全ての回答者特性で高い利用率である。武蔵野市民文化会館は高齢者や障害者の利用が多く見られる。

	回答者数	武蔵野市役所	吉祥寺市政センター	中央市政センター	武蔵境市政センター	保健センター	多摩府中保健所武蔵野三 鷹の台センター	武蔵野市民文化会館	武蔵野芸術劇場	武蔵野公会堂	武蔵野スイングホール	吉祥寺シアター
合計	435	212	52	18	63	74	1	126	13	53	62	4
高齢者	151	48.7%	12.0%	4.1%	14.5%	17.0%	0.2%	29.0%	3.0%	12.2%	14.3%	0.9%
肢体不自由者	57	31	7	3	6	3	1	14	1	10	1	1
視覚障害者	23	16	0	0	5	4	0	10	5	3	2	0
聴覚障害者	8	7	0	0	0	1	0	4	0	1	0	0
言語障害者	3	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0
内臓機能障害	10	6	0	0	0	3	0	3	0	3	2	0
その他身体障害	5	3	1	0	0	1	0	2	0	30.0%	20.0%	0
知的障害者	22	12	0	1	2	1	0	7	0	1	2	0
精神障害者	3	2	1	1	1	0	0	31.8%	1	4.5%	9.1%	0
妊産婦	11	5	3	3	3	1	0	0	0	2	1	0
子育て	72	32	15	5	17	33	0	3	0	3	8	0
一般	70	35	11	3	14	15	0	4	4	9	12	2
		50.0%	15.7%	4.3%	20.0%	21.4%	0	22.9%	5.7%	11.4%	17.1%	2.9%

	回答者数	市民会館	中央図書館	吉祥寺図書館	吉祥寺美術館	武蔵野警察署	武蔵野税務署	武蔵野商工会議所	武蔵野郵便局	武蔵野総合体育館	コミュニティセンター	その他
合計	435	37	100	37	13	3	22	9	71	67	201	14
高齢者	151	8.5%	23.0%	8.5%	3.0%	0.7%	5.1%	2.1%	16.3%	15.4%	46.2%	3.2%
肢体不自由者	57	13	23	7	7	0	4	2	25	24	87	1
視覚障害者	23	8.6%	15.2%	4.6%	4.6%	0	2.6%	1.3%	16.9%	15.9%	57.8%	0.7%
聴覚障害者	8	2	16	3	5	1	3	2	12	3	20	4
言語障害者	3	3.5%	28.1%	5.3%	8.8%	1.8%	5.3%	3.5%	21.1%	3.5%	35.1%	7.0%
内臓機能障害	10	4.3%	30.4%	4.3%	0	0	0	0	17.4%	26.1%	39.1%	4.3%
その他身体障害	5	0	0	0	1	1	1	1	2	1	4	0
知的障害者	22	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	25.0%	12.6%	50.0%	0
精神障害者	3	33.3%	33.3%	0	0	0	0	0	0	0	66.7%	0
妊産婦	11	10.0%	1	0	0	0	2	0	0	1	4	1
子育て	72	10.0%	0	0	0	0	20.0%	0	0	10.0%	40.0%	10.0%
一般	70	5	40.0%	2	0	0	0	1	20.0%	4	40.0%	0
		22	6	1	0	0	4.5%	0	18.2%	36.4%	27.3%	0
		3	0	1	0	0	0	0	1	0	33.3%	0
		11	1	33.3%	1	0	0	1	0	2	33.3%	0
		72	9.1%	27.3%	9.1%	0	9.1%	9.1%	0	18.2%	36.4%	0
		70	12.5%	33.3%	20.8%	0	4	1	10	8	29	4
		9	17	9	0	2	5.6%	1.4%	13.9%	11.1%	40.3%	5.6%
		12.9%	24.3%	12.9%	0	2.9%	8.6%	2.9%	17.1%	21.4%	47.1%	4.3%



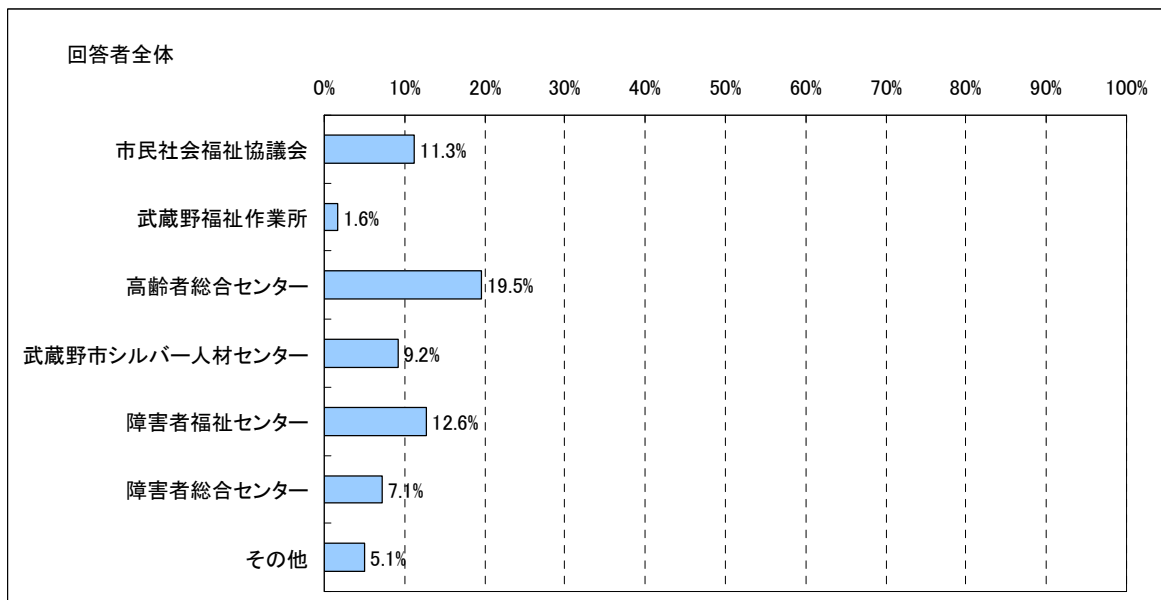
設問 利用する福祉施設についてお聞かせ下さい。

●利用する福祉施設について

よく利用する福祉施設は高齢者総合センターが最も多く、次いで障害者福祉センター、市民

社会福祉協議会が多い。回答者特性別に見ると、障害者福祉センターで視覚障害者の利用率が高い。

	回答数	市民社会福祉協議会	武蔵野福祉作業所	高齢者総合センター	武蔵野市シルバー人材センター	障害者福祉センター	障害者総合センター	その他
合計	435	49 11.3%	7 1.6%	85 19.5%	40 9.2%	55 12.6%	31 7.1%	22 5.1%
高齢者	151	20 13.2%	0	43 28.5%	19 12.6%	5 3.3%	3 2.0%	14 9.3%
肢体不自由者	57	11 19.3%	1 1.8%	20 35.1%	4 7.0%	19 33.3%	9 15.8%	3 5.3%
視覚障害者	23	1 4.3%	0	5 21.7%	0	12 52.2%	3 13.0%	0
聴覚障害者	8	2 25.0%	0	1 12.5%	0	2 25.0%	1 12.5%	0
言語障害者	3	0	0	2 66.7%	0	1 33.3%	2 66.7%	0
内臓機能障害	10	2 20.0%	0	2 20.0%	2 20.0%	3 30.0%	1 10.0%	0
その他身体障害	5	0	0	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%	0	0
知的障害者	22	1 4.5%	1 4.5%	0	1 4.5%	8 36.4%	9 40.9%	1 4.5%
精神障害者	3	1 33.3%	0	0	1 33.3%	0	1 33.3%	0
妊産婦	11	0	1 9.1%	1 9.1%	1 9.1%	0	0	0
子育て	72	4 5.6%	3 4.2%	1 1.4%	3 4.2%	0	0	2 2.8%
一般	70	7 10.0%	1 1.4%	8 11.4%	8 11.4%	4 5.7%	2 2.9%	2 2.9%



設問 利用する医療施設についてお聞かせ下さい。

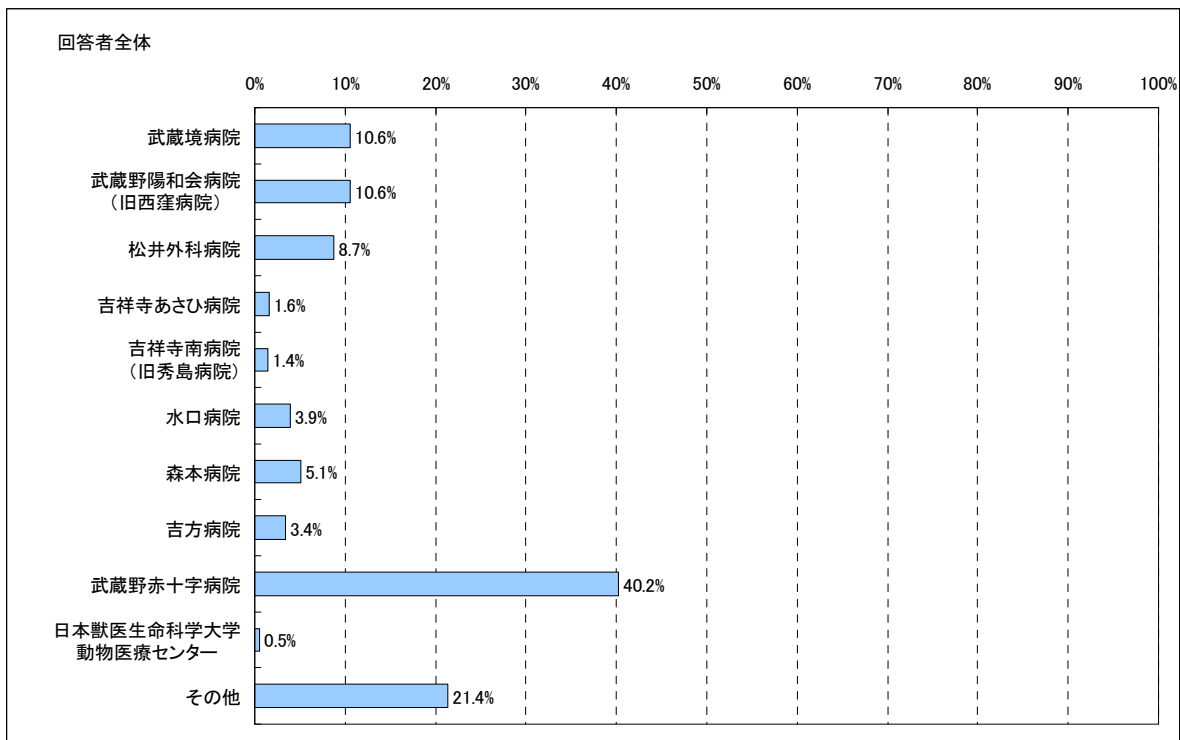
●利用する医療施設について

非常に多く、全ての回答者特性の方が利用して

よく利用する医療施設は武蔵野赤十字病院が

いる施設である。

	回答数	武蔵境病院	武蔵野陽和会病院 (旧西窪病院)	松井外科病院	吉祥寺あさひ病院	吉祥寺南病院 (旧秀島病院)	水口病院	森本病院	吉方病院	武蔵野赤十字病院	日本獣医生命科学大学 動物医療センター	その他
合計	435	46 10.6%	46 10.6%	38 8.7%	7 1.6%	6 1.4%	17 3.9%	22 5.1%	15 3.4%	173 40.2%	2 0.5%	92 21.4%
高齢者	151	12 7.9%	16 10.6%	15 9.9%	3 2.0%	3 2.0%	1 0.7%	9 6.0%	6 4.0%	45 30.0%	1 0.7%	33 22.0%
肢体不自由者	57	5 8.8%	9 15.8%	5 8.8%	2 3.5%	0	1 1.8%	1 1.8%	1 10.5%	6 40.4%	23 40.4%	0 31.6%
視覚障害者	23	0	1 4.3%	1 4.3%	0	0	0	3 13.0%	0	7 31.8%	0	13 59.1%
聴覚障害者	8	0	1 12.5%	0	0	0	0	0	1 12.5%	4 50.0%	0	2 25.0%
言語障害者	3	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0	0	0	1 33.3%	0	1 33.3%	0	0
内臓機能障害	10	0	2 20.0%	1 10.0%	0	0	0	1 10.0%	0	4 40.0%	0	2 20.0%
その他身体障害	5	0	0	2 40.0%	0	0	0	0	0	2 40.0%	0	1 20.0%
知的障害者	22	1 4.5%	2 9.1%	1 4.5%	0	0	0	0	1 4.5%	6 28.6%	0	6 28.6%
精神障害者	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1 33.3%	0	1 33.3%
妊産婦	11	1 9.1%	3 27.3%	1 9.1%	1 9.1%	0	2 18.2%	0	0	8 72.7%	0	1 9.1%
子育て	72	11 15.3%	4 5.6%	3 4.2%	0	1 1.4%	11 15.3%	4 5.6%	0	40 57.1%	1 1.4%	9 12.9%
一般	70	15 21.4%	7 10.0%	8 11.4%	1 1.4%	2 2.9%	2 2.9%	3 4.3%	1 1.4%	32 45.7%	0	6 8.6%



参考資料

設問 利用する商業施設・駐車場についてお聞かせ下さい。

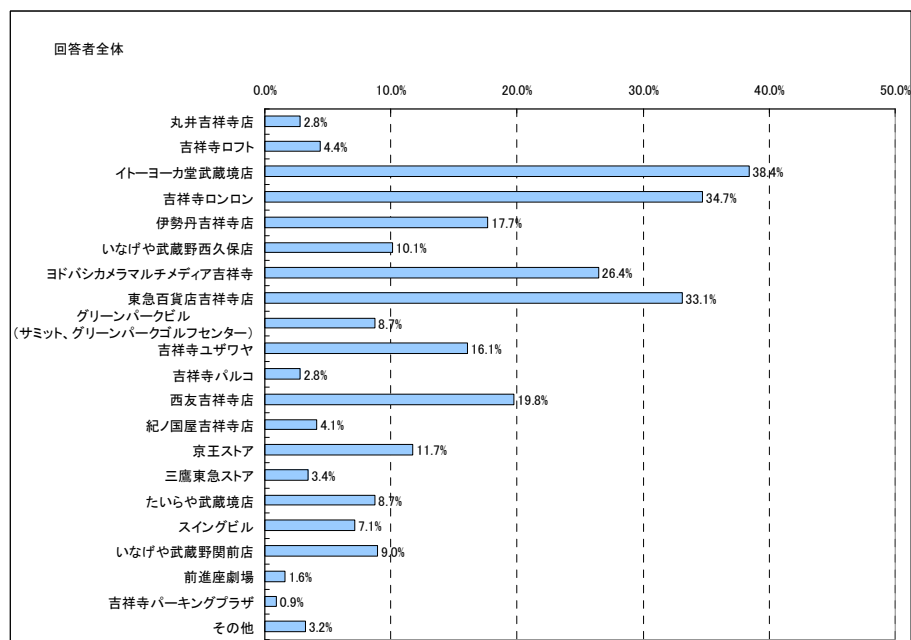
●利用する商業施設・駐車場について

よく利用する商業施設・駐車場はイトーヨーカ堂が最も多く、続いて吉祥寺ロンロン（現アトレ吉祥寺）や東急百貨店吉祥寺店が多い。回

答者特性別に見ると、妊産婦や子育ての方は利用する施設に偏りがあるが、高齢者や障害者では同程度の利用率である。

	回答数	丸井吉祥寺店	吉祥寺ロフト	イトーヨーカ堂武蔵境	吉祥寺ロンロン	伊勢丹吉祥寺店	いなげや武蔵野西久保店	ヨドバシカメラ吉祥寺店	東急百貨店吉祥寺店	グリーンパークビル（サミット、グリーンパークゴルフセンター）	吉祥寺ユザワヤ	吉祥寺バルコ
合計	435	12	19	167	151	77	44	115	144	38	70	12
		2.8%	4.4%	38.4%	34.7%	17.7%	10.1%	26.4%	33.1%	8.7%	16.1%	2.8%
高齢者	151	2	4	48	47	35	15	19	49	10	16	0
		1.3%	2.6%	31.8%	31.1%	23.2%	9.9%	12.6%	32.5%	6.6%	10.6%	0
肢体不自由者	57	0	1	11	12	8	4	13	16	10	5	3
		0%	1.8%	19.3%	21.1%	14.0%	7.0%	22.8%	31.6%	17.5%	8.8%	5.3%
視覚障害者	23	0	0	7	7	5	3	6	6	2	2	1
		0%	0%	30.4%	30.4%	21.7%	13.0%	26.1%	26.1%	8.7%	8.7%	4.3%
聴覚障害者	8	1	0	4	2	1	1	1	3	1	1	0
		12.5%	0%	50.0%	25.0%	12.5%	12.5%	12.5%	37.5%	12.5%	50.0%	0
言語障害者	3	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0
		0%	0%	33.3%	0%	0%	0%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	0
内臓機能障害	10	0	1	2	6	3	2	2	5	0	0	0
		0%	10.0%	20.0%	60.0%	30.0%	20.0%	20.0%	50.0%	0%	0%	0
その他身体障害	5	0	0	2	2	2	1	3	1	1	0	0
		0%	0%	40.0%	40.0%	40.0%	20.0%	60.0%	20.0%	20.0%	0%	0
知的障害者	22	0	1	9	10	1	2	7	7	0	4	0
		0%	4.5%	40.9%	45.5%	4.5%	9.1%	31.8%	31.8%	0%	18.2%	0
精神障害者	3	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0
		0%	0%	33.3%	0%	0%	0%	33.3%	33.3%	0%	33.3%	0
妊産婦	11	0	2	6	4	2	1	6	5	2	1	1
		0%	18.2%	54.5%	36.4%	18.2%	9.1%	54.5%	45.5%	18.2%	9.1%	9.1%
子育て	72	3	5	39	33	8	5	28	29	6	17	5
		4.2%	6.9%	54.2%	45.8%	11.1%	6.9%	38.9%	40.3%	8.3%	23.6%	6.9%
一般	70	6	5	37	28	12	8	28	19	5	18	2
		8.6%	7.1%	52.9%	40.0%	17.1%	11.4%	40.0%	27.1%	7.1%	25.7%	2.9%

	回答数	西友吉祥寺店	紀ノ国屋吉祥寺店	京王ストア	三鷹東急ストア	たいらや武蔵境店	スイングビル	いなげや武蔵野関前店	前進座劇場	吉祥寺パーキングプラザ	その他
合計	435	86	18	51	15	38	31	39	7	4	14
		19.8%	4.1%	11.7%	3.4%	8.7%	7.1%	9.0%	1.6%	0.9%	3.2%
高齢者	151	31	7	18	6	13	14	10	3	0	6
		20.5%	4.6%	11.9%	4.0%	8.6%	9.3%	6.6%	2.0%	0%	4.0%
肢体不自由者	57	7	3	7	3	4	2	7	2	1	1
		12.3%	5.3%	12.3%	5.3%	7.0%	3.5%	12.3%	3.5%	1.8%	1.8%
視覚障害者	23	9	0	6	2	2	4	2	0	0	2
		13.0%	0%	26.1%	8.7%	8.7%	17.4%	8.7%	0%	0%	8.7%
聴覚障害者	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
		0%	0%	25.0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
言語障害者	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
		0%	0%	33.3%	0%	33.3%	0%	0%	0%	0%	0%
内臓機能障害	10	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0
		30.0%	10.0%	10.0%	0%	10.0%	0%	0%	0%	0%	0%
その他身体障害	5	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0
		20.0%	40.0%	0%	20.0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
知的障害者	22	6	0	2	0	1	1	6	0	0	1
		27.3%	0%	9.1%	0%	4.5%	4.5%	27.3%	0%	0%	4.5%
精神障害者	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		33.3%	33.3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
妊産婦	11	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
		18.2%	9.1%	9.1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
子育て	72	17	1	4	1	8	6	4	0	2	4
		23.6%	1.4%	5.6%	1.4%	11.1%	8.3%	5.6%	0%	2.8%	5.6%
一般	70	15	2	9	2	8	4	10	0	1	0
		21.4%	2.9%	12.9%	2.9%	11.4%	5.7%	14.3%	0%	1.4%	0%



参考資料

設問 利用する公園についてお聞かせ下さい。

●利用する公園について

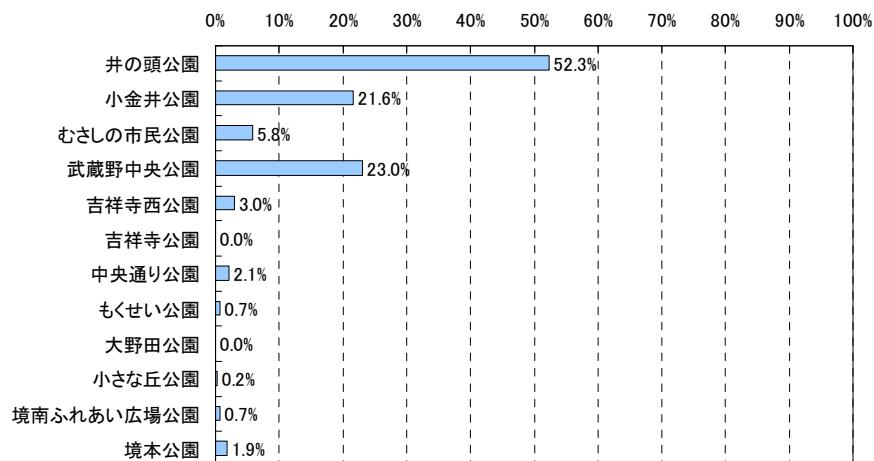
非常に多く、続いて武蔵野中央公園、小金井公園が多い。

よく利用する公園は井の頭公園が半数を超え

	回答数	井の頭公園	小金井公園	むさしの市民公園	武蔵野中央公園	吉祥寺西公園	吉祥寺公園	中央通り公園	もくせい公園
合計	435	228 52.4%	93 21.4%	25 5.7%	101 23.2%	13 3.0%	0	9 2.1%	3 0.7%
高齢者	151	69 45.7%	27 17.9%	7 4.6%	22 14.6%	4 2.6%	0	2 1.3%	1 0.7%
肢体不自由者	57	27 47.4%	8 14.0%	4 7.0%	14 24.6%	2 3.5%	0	1 1.8%	0
視覚障害者	23	8 34.8%	4 17.4%	2 8.7%	6 26.1%	0	0	1 4.3%	0
聴覚障害者	8	5 62.5%	1 12.5%	0	3 37.5%	0	0	0	0
言語障害者	3	1 33.3%	1 33.3%	0	2 66.7%	0	0	0	0
内臓機能障害	10	5 50.0%	2 20.0%	0	2 20.0%	1 10.0%	0	0	1 10.0%
その他身体障害	5	3 60.0%	0	0	1 20.0%	0	0	0	0
知的障害者	22	10 45.5%	3 13.6%	3 13.6%	8 36.4%	0	0	1 4.5%	1 4.5%
精神障害者	3	1 33.3%	1 33.3%	0	0	0	0	0	0
妊産婦	11	4 36.4%	4 36.4%	2 18.2%	5 45.5%	1 9.1%	0	0	0
子育て	72	48 66.7%	21 29.2%	4 5.6%	15 20.8%	2 2.8%	0	3 4.2%	0
一般	70	47 67.1%	21 30.0%	2 2.9%	23 32.9%	3 4.3%	0	1 1.4%	0

	回答数	大野田公園	小さな丘公園	境南ふれあい広場公園	境本公園	その他
合計	435	0 0.2%	1 0.2%	3 0.7%	8 1.8%	33 7.6%
高齢者	151	0 0.7%	1 0.7%	2 1.3%	3 2.0%	11 7.3%
肢体不自由者	57	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%	0 0.0%	4 7.0%
視覚障害者	23	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
聴覚障害者	8	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
言語障害者	3	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
内臓機能障害	10	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
その他身体障害	5	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
知的障害者	22	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.5%
精神障害者	3	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%
妊産婦	11	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0
子育て	72	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 5.6%	12 16.7%
一般	70	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 5.7%

回答者全体



設問 現在のバリアフリー化についてのご感想をお聞かせ下さい。

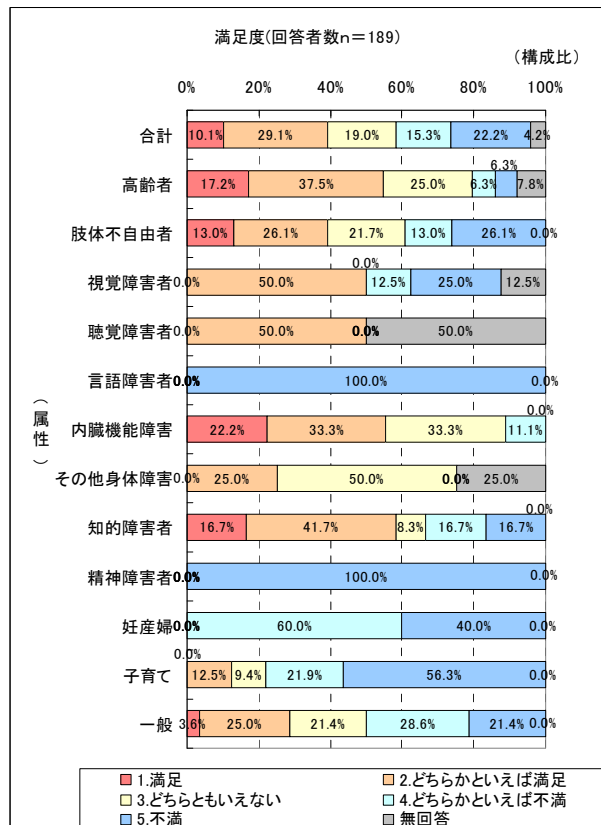
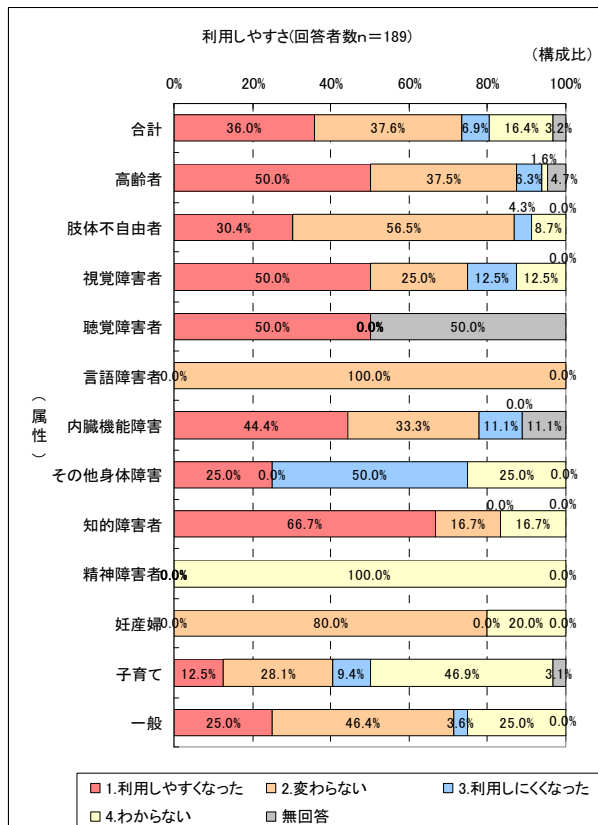
●現在のバリアフリー化の状況について

＜吉祥寺駅＞

吉祥寺駅において、平成14年（交通バリアフリー基本構想策定）以降利用しやすくなったと回答する人は全体の3分の1程度であり、中でも高齢者・視覚障害者・聴覚障害者・知的障

害者の半数以上の利用しやすくなったと回答している。満足度においても、40%近くの利用者が駅のバリアフリー化に満足しているが、エレベーターについては設置を要望する意見が多く得られた。

	回答数	利用しやすさ					満足度					
		1.利用しやすくなった	2.変わらない	3.利用しにくくなった	4.わからない	無回答	1.満足	2.どちらかといえば満足	3.どちらともいえない	4.どちらかといえば不満	5.不満	無回答
合計	189	68 36.0%	71 37.6%	13 6.9%	31 16.4%	6 3.2%	19 10.1%	55 29.1%	36 19.0%	29 15.3%	42 22.2%	8 4.2%
高齢者	64	32 50.0%	24 37.5%	4 6.3%	1 1.6%	3 4.7%	11 17.2%	24 37.5%	16 25.0%	4 6.3%	4 6.3%	5 7.8%
肢体不自由者	23	7 30.4%	13 56.5%	1 4.3%	2 8.7%	0	3 13.0%	6 26.1%	5 21.7%	3 13.0%	6 26.1%	0
視覚障害者	8	4 50.0%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%	0	0	4 50.0%	0	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%
聴覚障害者	2	1 50.0%	0	0	0	1 50.0%	0	1 50.0%	0	0	0	1 50.0%
言語障害者	1	0	1 100.0%	0	0	0	0	0	0	0	1 100.0%	0
内臓機能障害	9	4 44.4%	3 33.3%	1 11.1%	0	1 11.1%	2 22.2%	3 33.3%	3 33.3%	1 11.1%	0	0
その他身体障害	4	1 25.0%	0	0	2 50.0%	1 25.0%	0	0	1 25.0%	2 50.0%	0	1 25.0%
知的障害者	12	8 66.7%	2 16.7%	0	2 16.7%	0	2 16.7%	5 41.7%	1 8.3%	2 16.7%	2 16.7%	0
精神障害者	1	0	0	0	1 100.0%	0	0	0	0	0	1 100.0%	0
妊産婦	5	0	4 80.0%	0	1 20.0%	0	0	0	0	3 60.0%	2 40.0%	0
子育て	32	4 12.5%	9 28.1%	3 9.4%	15 46.9%	1 3.1%	0	4 12.5%	3 9.4%	7 21.9%	18 56.3%	0
一般	28	7 25.0%	13 46.4%	1 3.6%	7 25.0%	0	1 3.6%	7 25.0%	6 21.4%	8 28.6%	6 21.4%	0



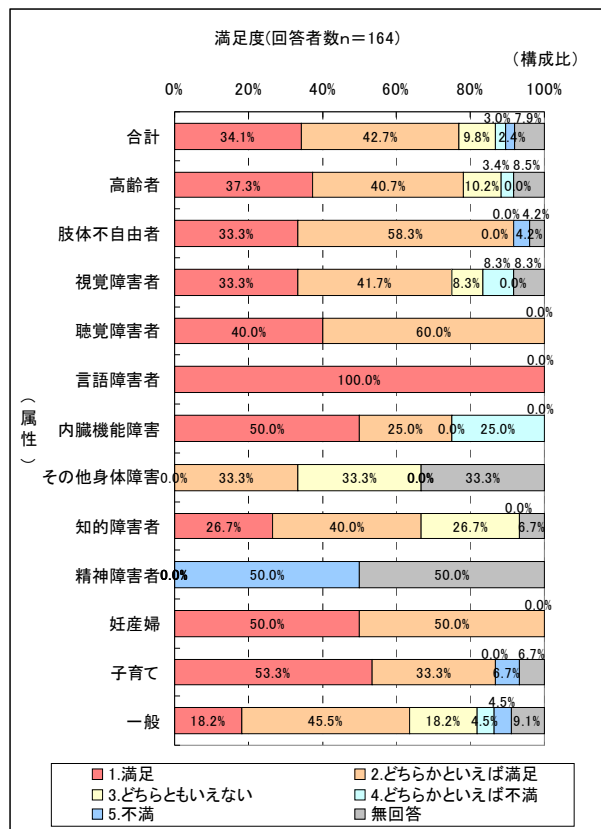
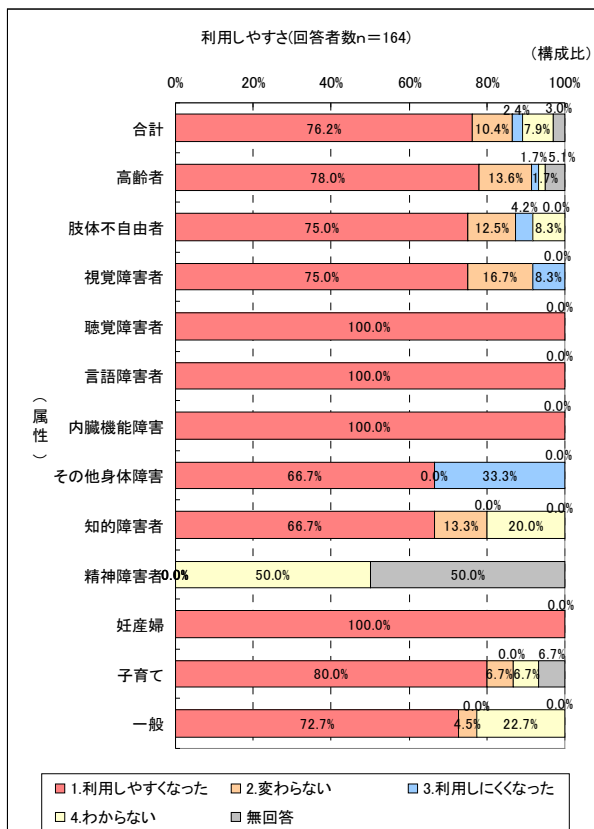
●現在のバリアフリー化の状況について

＜三鷹駅＞

三鷹駅において、平成14年（交通バリアフリー基本構想策定）以降利用しやすくなったと

回答する人は全体の約75%と非常に高い。満足度も非常に高く、エレベーターやエスカレーターの設置により利便性が高まったという意見が多く得られた。

	回答数	利用しやすさ					満足度					
		1.利用しやすくなった	2.変わらない	3.利用しにくくなった	4.わからない	無回答	1.満足	2.どちらかといえば満足	3.どちらともいえない	4.どちらかといえば不満	5.不満	無回答
合計	164	125	17	4	13	5	56	70	16	5	4	13
	100.0%	76.2%	10.4%	2.4%	7.9%	3.0%	34.1%	42.7%	9.8%	3.0%	2.4%	7.9%
高齢者	59	46	8	1	1	3	22	24	6	2	0	5
	100.0%	78.0%	13.6%	1.7%	1.7%	5.1%	37.3%	40.7%	10.2%	3.4%	0.0%	8.5%
肢体不自由者	24	18	3	1	2	0	8	14	0	0	1	1
	100.0%	75.0%	12.5%	4.2%	8.3%	0.0%	33.3%	58.3%	0.0%	0.0%	4.2%	4.2%
視覚障害者	12	9	2	1	0	0	4	5	1	1	0	1
	100.0%	75.0%	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	33.3%	41.7%	8.3%	8.3%	0.0%	8.3%
聴覚障害者	5	5	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
言語障害者	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
内臓機能障害	4	4	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
その他身体障害	3	2	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1
	100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%
知的障害者	15	10	2	0	3	0	4	6	4	0	0	1
	100.0%	66.7%	13.3%	0.0%	20.0%	0.0%	26.7%	40.0%	26.7%	0.0%	0.0%	6.7%
精神障害者	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
妊産婦	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子育て	15	12	1	0	1	1	8	5	0	0	1	1
	100.0%	80.0%	6.7%	0.0%	6.7%	6.7%	53.3%	33.3%	0.0%	0.0%	6.7%	6.7%
一般	22	16	1	0	5	0	4	10	4	1	1	2
	100.0%	72.7%	4.5%	0.0%	22.7%	0.0%	18.2%	45.5%	18.2%	4.5%	4.5%	9.1%



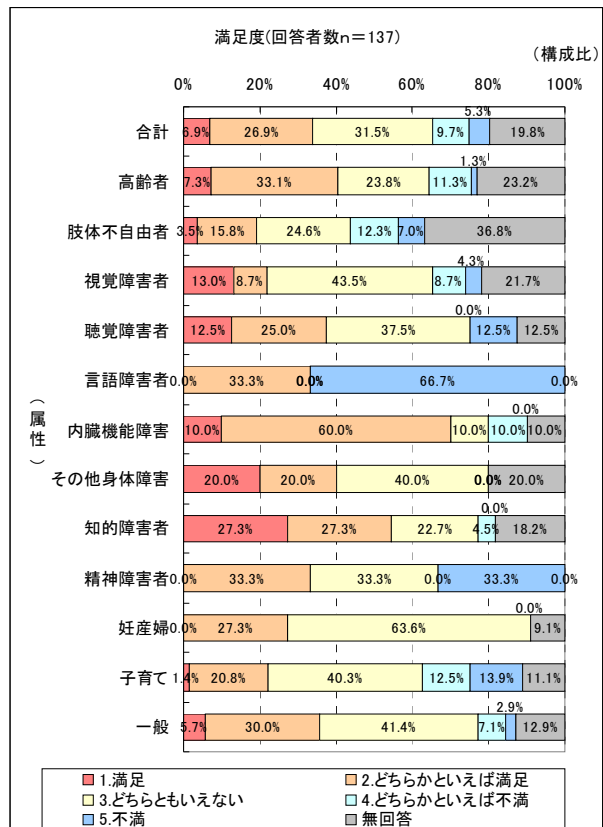
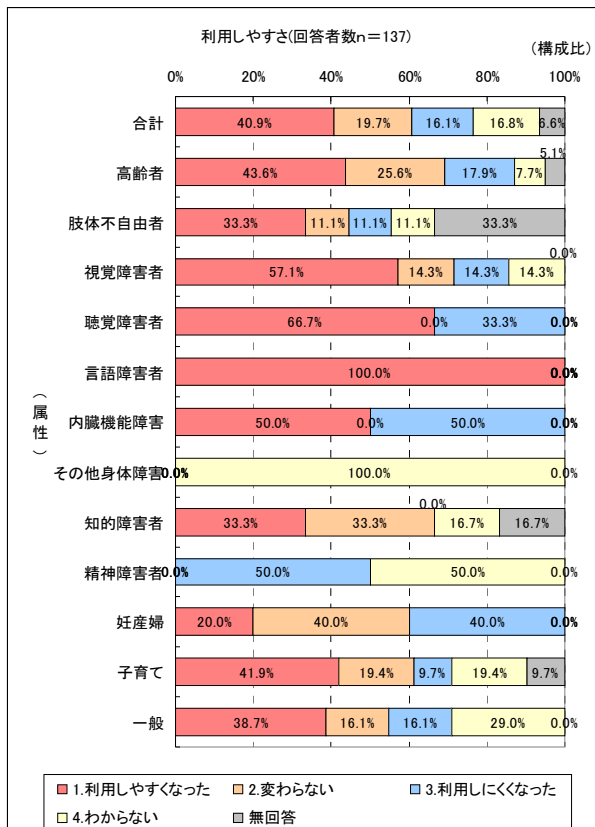
●現在のバリアフリー化の状況について

＜武蔵境駅＞

武蔵境駅において、平成14年（交通バリアフリー基本構想策定）以降利用しやすくなったと回答する人は約40%と高い割合である。一

方、駅のバリアフリー化に満足していると回答する人は約30%と比較的少なく、不満を感じている人と同程度の割合であった。駅構内が工事のため不便であるという意見が多く得られた。

	回答数	利用しやすさ				無回答	満足度					無回答
		1.利用しやすくなった	2.変わらない	3.利用しにくくなった	4.わからない		1.満足	2.どちらかといえば満足	3.どちらともいえない	4.どちらかといえば不満	5.不満	
合計	137	56 40.9%	27 19.7%	22 16.1%	23 16.8%	9 6.6%	13 9.5%	32 23.4%	40 29.2%	23 16.8%	20 14.6%	9 6.6%
高齢者	39	17 43.6%	10 25.6%	7 17.9%	3 7.7%	2 5.1%	5 12.8%	13 33.3%	10 25.6%	6 15.4%	4 10.3%	1 2.6%
肢体不自由者	9	3 33.3%	1 11.1%	1 11.1%	1 11.1%	3 33.3%	3 33.3%	0	0	0	2 22.2%	4 44.4%
視覚障害者	7	4 57.1%	1 14.3%	1 14.3%	1 14.3%	0	1 14.3%	3 42.9%	1 14.3%	2 28.6%	0	0
聴覚障害者	3	2 66.7%	0	1 33.3%	0	0	2 66.7%	0	0	0	1 33.3%	0
言語障害者	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0	0	1 100.0%	0	0
内臓機能障害	2	1 50.0%	0	1 50.0%	0	0	0	1 50.0%	1 50.0%	0	0	0
その他身体障害	1	0	0	0	1 100.0%	0	0	0	1 100.0%	0	0	0
知的障害者	6	2 33.3%	2 33.3%	0	1 16.7%	1 16.7%	0	2 33.3%	3 50.0%	0	0	1 16.7%
精神障害者	2	0	0	1 50.0%	1 50.0%	0	0	0	0	0	2 100.0%	0
妊産婦	5	1 20.0%	2 40.0%	2 40.0%	0	0	0	0	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	0
子育て	31	13 41.9%	6 19.4%	3 9.7%	6 19.4%	3 9.7%	1 3.2%	8 25.8%	9 29.0%	8 25.8%	5 16.1%	0
一般	31	12 38.7%	5 16.1%	5 16.1%	9 29.0%	0	1 3.2%	5 16.1%	13 41.9%	4 12.9%	5 16.1%	3 9.7%



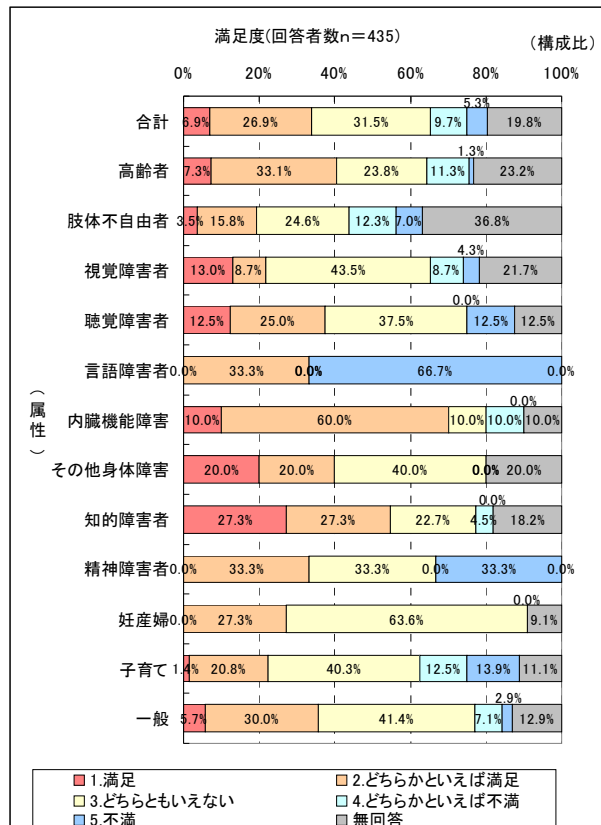
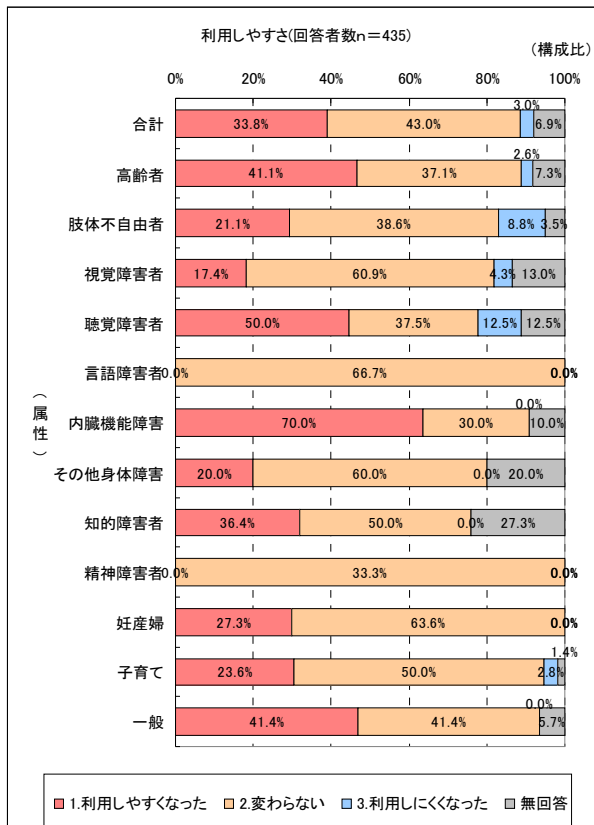
●現在のバリアフリー化の状況について

＜バス＞

バスにおいて、平成14年（交通バリアフリー基本構想策定）以降利用しやすくなったと回答する人は全体の30%程度で、半数近い利用者が変わらないと回答している。満足度におい

ても、多くの人がどちらともいえないと回答しており、バリアフリー化があまり認識されていないことがわかる。ノンステップバスの普及率の低さに不満をもつ人が多い一方で、ムーバスが開通したことで利便性が増したという意見が多く得られた。

	回答数	利用しやすさ				満足度					
		1.利用しやすくなった	2.変わらない	3.利用しにくくなった	無回答	1.満足	2.どちらかといえば満足	3.どちらともいえない	4.どちらかといえば不満	5.不満	無回答
合計	435	147 33.8%	187 43.0%	13 3.0%	88 20.2%	30 6.9%	117 26.9%	137 31.5%	42 9.7%	23 5.3%	86 19.8%
高齢者	151	62 41.1%	56 37.1%	4 2.6%	29 19.2%	11 7.3%	50 33.1%	36 23.8%	17 11.3%	2 1.3%	35 23.2%
肢体不自由者	57	12 21.1%	22 38.6%	5 8.8%	18 31.6%	2 3.5%	9 15.8%	14 24.6%	7 12.3%	4 7.0%	21 36.8%
視覚障害者	23	4 17.4%	14 60.9%	1 4.3%	4 17.4%	3 13.0%	2 8.7%	10 43.5%	2 8.7%	1 4.3%	5 21.7%
聴覚障害者	8	4 50.0%	3 37.5%	1 12.5%	0	1 12.5%	2 25.0%	3 37.5%	0	1 12.5%	1 12.5%
言語障害者	3	0	2 66.7%	0	1 33.3%	0	1 33.3%	0	0	2 66.7%	0
内臓機能障害	10	7 70.0%	3 30.0%	0	0	1 10.0%	6 60.0%	1 10.0%	1 10.0%	0	1 10.0%
その他身体障害	5	1 20.0%	3 60.0%	0	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%	0	0	1 20.0%
知的障害者	22	8 36.4%	11 50.0%	0	3 13.6%	6 27.3%	6 27.3%	5 22.7%	1 4.5%	0	4 18.2%
精神障害者	3	0	1 33.3%	0	2 66.7%	0	1 33.3%	1 33.3%	0	1 33.3%	0
妊産婦	11	3 27.3%	7 63.6%	0	1 9.1%	0	3 27.3%	7 63.6%	0	0	1 9.1%
子育て	72	17 23.6%	36 50.0%	2 2.8%	17 23.6%	1 1.4%	15 20.8%	29 40.3%	9 12.5%	10 13.9%	8 11.1%
一般	70	29 41.4%	29 41.4%	0	12 17.1%	4 5.7%	21 30.0%	29 41.4%	5 7.1%	2 2.9%	9 12.9%



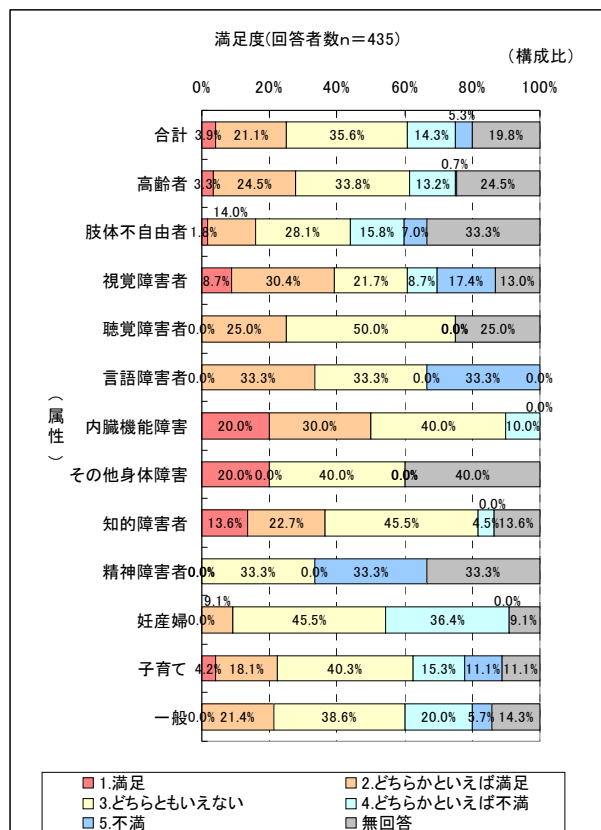
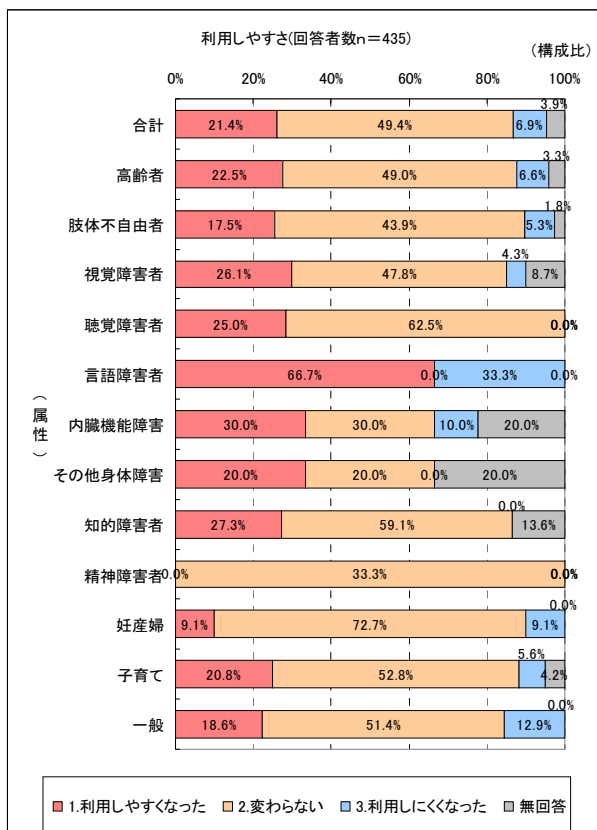
●現在のバリアフリー化の状況について

＜道路＞

道路において、平成14年（交通バリアフリー基本構想策定）以降利用しやすくなったと回答する人は全体の20%程度で、約半数の人が

変わらないと回答している。満足度においては、満足・不満・どちらともいえないのいずれもほぼ同数の回答を得た。道路工事や放置自転車に対して不満を抱える意見が多く得られた。

	回答数	利用しやすさ				満足度					
		1.移動しやすくなった	2.変わらない	3.移動しにくくなった	無回答	1.満足	2.どちらかといえば満足	3.どちらともいえない	4.どちらかといえば不満	5.不満	無回答
合計	435	93	215	30	97	17	92	155	62	23	86
	100.0%	21.4%	49.4%	6.9%	22.3%	3.9%	21.1%	35.6%	14.3%	5.3%	19.8%
高齢者	151	34	74	10	33	5	37	51	20	1	37
	100.0%	22.5%	49.0%	6.6%	21.9%	3.3%	24.5%	33.8%	13.2%	0.7%	24.5%
肢体不自由者	57	10	25	3	19	1	8	16	9	4	19
	100.0%	17.5%	43.9%	5.3%	33.3%	1.8%	14.0%	28.1%	15.8%	7.0%	33.3%
視覚障害者	23	6	11	1	5	2	7	5	2	4	3
	100.0%	26.1%	47.8%	4.3%	21.7%	8.7%	30.4%	21.7%	8.7%	17.4%	13.0%
聴覚障害者	8	2	5	0	1	0	2	4	0	0	2
	100.0%	25.0%	62.5%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%
言語障害者	3	2	0	1	0	0	1	1	0	1	0
	100.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%
内臓機能障害	10	3	3	1	3	2	3	4	1	0	0
	100.0%	30.0%	30.0%	10.0%	30.0%	20.0%	30.0%	40.0%	10.0%	0.0%	0.0%
その他身体障害	5	1	1	0	3	1	0	2	0	0	2
	100.0%	20.0%	20.0%	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	40.0%
知的障害者	22	6	13	0	3	3	5	10	1	0	3
	100.0%	27.3%	59.1%	0.0%	13.6%	13.6%	22.7%	45.5%	4.5%	0.0%	13.6%
精神障害者	3	0	1	0	2	0	0	1	0	1	1
	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%
妊産婦	11	1	8	1	1	0	1	5	4	0	1
	100.0%	9.1%	72.7%	9.1%	9.1%	0.0%	9.1%	45.5%	36.4%	0.0%	9.1%
子育て	72	15	38	4	15	3	13	29	11	8	8
	100.0%	20.8%	52.8%	5.6%	20.8%	4.2%	18.1%	40.3%	15.3%	11.1%	11.1%
一般	70	13	36	9	12	0	15	27	14	4	10
	100.0%	18.6%	51.4%	12.9%	17.1%	0.0%	21.4%	38.6%	20.0%	5.7%	14.3%



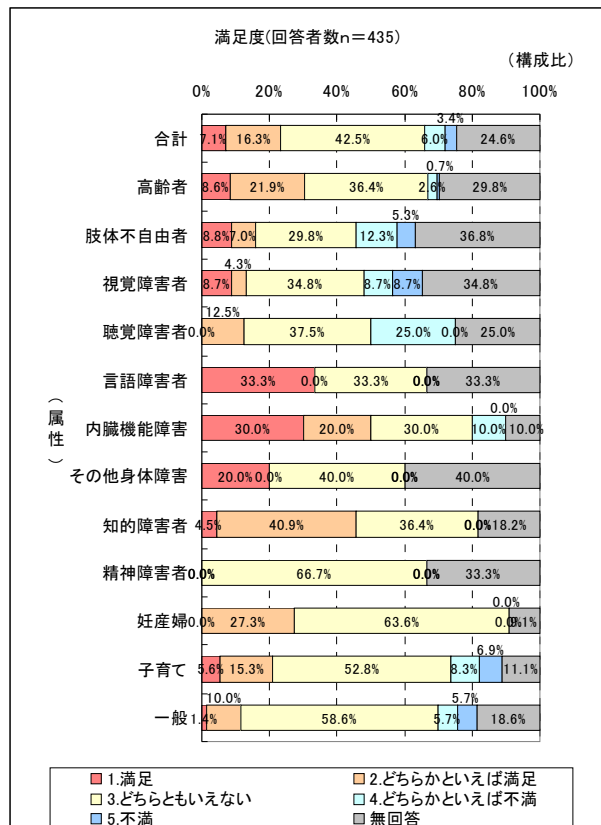
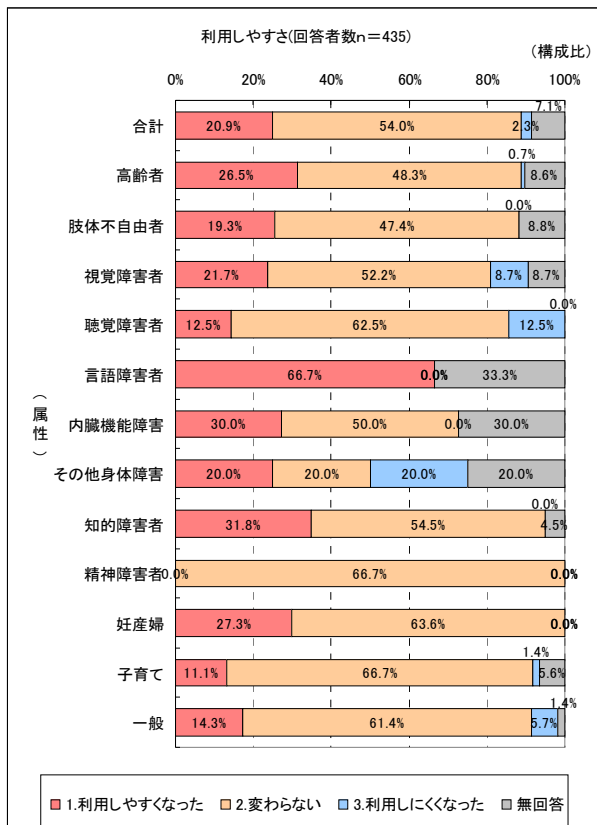
●現在のバリアフリー化の状況について

＜信号機＞

信号機において、平成14年（交通バリアフリー基本構想策定）以降利用しやすくなったと回答する人は全体の20%程度で、半数以上の人が変わらないと回答している。満足度におい

ては、どちらともいえないと回答する人が最も多く、バリアフリー化があまり認識されていないことがわかる。特定の信号機において、青時間が短く渡りきれないといった意見が多く得られた。

	回答数	わかりやすさ				満足度					
		1.わかりやすくなった	2.変わらない	3.わかりにくくなった	無回答	1.満足	2.どちらかといえば満足	3.どちらともいえない	4.どちらかといえば不満	5.不満	無回答
合計	435	91 20.9%	235 54.0%	10 2.3%	99 22.8%	31 7.1%	71 16.3%	185 42.5%	26 6.0%	15 3.4%	107 24.6%
高齢者	151	40 26.5%	73 48.3%	1 0.7%	37 24.5%	13 8.6%	33 21.9%	55 36.4%	4 2.6%	1 0.7%	45 29.8%
肢体不自由者	57	11 19.3%	27 47.4%	0 0.0%	19 33.3%	5 8.8%	4 7.0%	17 29.8%	7 12.3%	3 5.3%	21 36.8%
視覚障害者	23	5 21.7%	12 52.2%	2 8.7%	4 17.4%	2 8.7%	1 4.3%	8 34.8%	2 8.7%	2 8.7%	8 34.8%
聴覚障害者	8	1 12.5%	5 62.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	3 37.5%	2 25.0%	0 0.0%	2 25.0%
言語障害者	3	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%
内臓機能障害	10	3 30.0%	5 50.0%	0 0.0%	2 20.0%	3 30.0%	2 20.0%	3 30.0%	1 10.0%	0 0.0%	1 10.0%
その他身体障害	5	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%
知的障害者	22	7 31.8%	12 54.5%	0 0.0%	3 13.6%	1 4.5%	9 40.9%	8 36.4%	0 0.0%	0 0.0%	4 18.2%
精神障害者	3	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%
妊産婦	11	3 27.3%	7 63.6%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	3 27.3%	7 63.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%
子育て	72	8 11.1%	48 66.7%	1 1.4%	15 20.8%	4 5.6%	11 15.3%	38 52.8%	6 8.3%	5 6.9%	8 11.1%
一般	70	10 14.3%	43 61.4%	4 5.7%	13 18.6%	1 1.4%	7 10.0%	41 58.6%	4 5.7%	4 5.7%	13 18.6%



(2) 調査結果のまとめ

市民アンケート及び団体ヒアリングの調査結果より、主に武蔵野市交通バリアフリー基

本構想（旧基本構想）の評価に係る事項を以下にまとめました。

項目	内容
鉄道	<アンケート> ○三鷹駅では利便性向上評価が高く（8割強）、バリアフリー化の満足度も高い。 ○吉祥寺、武蔵境駅は評価が低い、ともに現在事業中である。 <ヒアリング> ○バリアフリー化完了施設への評価は高い。 ○複雑な駅構造（吉祥寺駅）や工事中のわかりにくさなどが指摘されている。
バス	<アンケート> ○利便性向上評価は「変わらない」が4割強。利便性向上を評価したのは3割弱。 ○ノンステップバスの導入に対する一定の評価はあるものの、さらなる導入・改善を求める声が多い。 ○運転手の対応に対する不満も見られる。 <ヒアリング> ○ノンステップバスの導入に対する一定の評価はあるものの、さらなる導入への期待が大きい。 ○ノンステップバス、バスロケーションシステムの更なる普及が必要、乗務員教育の徹底を望む。
道路	<アンケート> ○利便性向上評価は「変わらない」が5割程度。利便性向上を評価したのは2割程度。 ○道路工事や放置自転車に対する不満が見られる。 <ヒアリング> ○構造的には大きな変化を感じていない。 ○歩道の拡幅を含む大規模な改善や、歩道上での自転車利用に対しての改善を望む声がある。
信号機等	<アンケート> ○利便性向上評価は「変わらない」が5割強。利便性向上を評価したのは2割程度。 ○視覚障害者からは音響式信号機が増えたこととの評価が得られている。 ○歩行速度が低下する肢体不自由者などからは青時間延長を望む意見がある。 <ヒアリング> ○音響式信号機の導入に一定の評価が得られている。 ○青信号の残り時間表示の増設や青信号の時間延長に対しての意見がある。
対象施設	<アンケート> ○旧基本構想で対象施設としたものから、新規開店や利用状況に変化が見られる。 ○旧基本構想で対象施設とした施設以外で、今回のアンケートで回答が多かった施設（吉祥寺ロンロン（現アトレ吉祥寺）、ヨドバシカメラ）がある。 ○旧基本構想で対象施設としたもので、今回のアンケートで回答が少なかった施設（市民会館、松井外科病院、吉祥寺南病院（旧秀島病院）、三鷹東急ストア、スイングビル）がある。 ○旧重点整備地区外で利用が多い施設（武蔵野中央公園、障害者福祉センター、小金井公園）がある。 ○上記以外では旧重点整備地区内に利用施設が集積。
心のバリアフリーの必要性	<ヒアリング> ○障害に対する理解促進や適切な窓口対応などを望む意見が多い。 ○コミュニケーションボードや周りの人のサポートなどの有効性が指摘されている。
公共サインの課題	<ヒアリング> ○図記号を用いるなど、誰にとってもわかりやすい統一的な案内が必要。

5. 基本構想（素案）に対する意見と対応

○期間

平成 22 年 12 月 14 日～12 月 28 日

○実施方法

配布：市ホームページ、直接配布（担当課、各図書館（中央・吉祥寺・西部）、各市政センター（中央、吉祥寺、武蔵境））

回収：郵送、FAX、E メール、担当課に直接持参

平成 22 年 12 月の基本構想(素案)に対し、下記のような意見がありましたので、意見の一部を改定委員会の基本構想（案）に反映させて頂きました。

またその他の意見についても、今後のまちづくりの参考といたします。

●基本構想（素案）に対する意見対応表

章	項	頁	意見内容	対応
第 2 章	1.四つの原則	9	■バリアフリー基本構想の理念の再認識 地域別構想の実施にあたり詳細な検証を行うことによって利用の現実を保障するとともに、その検証作業を丁寧にすることが、仕事として関わる方々がバリアフリー基本構想の理念を再確認する機会であり、スパイラルアップのワンステップである。	ご意見の通りと考えております。今後の基本構想の進捗管理にあたりご参考にさせていただきます。
第 2 章	4.その他の事項	9	■心のバリアフリーについて 「不法占用の取り締まり、放置自転車の排除」を「心のバリアフリー」と表現すると、従来のバリアフリーとの区別がわかりにくくなる。	市民等への意識の浸透の度合いによって時代とともに「心のバリアフリー」の考え方も変化するものと考えられます。本構想では概念を整理するために、「高齢者、障害者等に対する理解促進」、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げない」、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用の手助け」に関わるソフト的な対策を心のバリアフリーと捉えました。不法占用物に対する指導、自転車の放置防止指導については、啓発や取締りを行うことで改善を図るものであり、心のバリアフリーとして示しましたが、位置づけがあいまいなところもあり、ご意見の内容も含めて再度心のバリアフリーについては整理いたしました。
第 3 章	4.特定事業及びその他の事業	34 56 72	高齢者や障害者、その他生活のなかでバリアを感じている人の状況に対する理解を啓発、それに対するソフト面での対策と従来意識されてこなかったハード面での対策を指して、「心のバリアフリー対策」と考えてはどうか。「心のバリアフリー」という視点で見えてくるようになったバリアの取組に限定して「心のバリアフリー」という用語を使った方が、従来のバリアフリーとの区別がクリアになる。	
第 2 章	4.その他の事項	17	■日常管理 盲人用押しボタンが道路に向いていたため、武蔵野警察署に改善依頼を行ったが、ずいぶんと見落とされている現状。このような現状を是非とも知っていただきたい。	「第 2 章基本的な考え方」「心のバリアフリー」の中で、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げない」取組の方向性として、「生活関連施設や生活関連経路について、引き続き、各特定事業者が適切な維持管理につとめ、常に利用を妨げないよう配慮します」としています。ご指摘にある管理上の問題も含めて今後とも、心のバリアフリーに取り組んでいきます。

章	項	頁	意見内容	対応
第2章	4.その他の事項	17	■多機能トイレにおける日常的な管理上の問題 掃除用具の存置、手すりのねじのゆるみ、アクセス動線上に放置された荷物など日常的な管理の問題があり、心のバリアフリーとして対策を考えることを要望。	「第2章 基本的な考え方」、「心のバリアフリー」の中で、「高齢者、障害者等の移動や施設の利用を妨げない」取組の方向性として、「生活関連施設や生活関連経路について、引き続き、各特定事業者が適切な維持管理につとめ、常に利用を妨げないように配慮します」としています。ご指摘の管理上の問題も含め、福祉教育や講座、研修等を通じて心のバリアフリーに取り組んでまいります。
第2章	4.その他の事項	18	■コミュニケーションボード等の設置について 「コミュニケーションボードの設置の検討」と「バリアフリーマップ改訂版の発行」は他の取組と比べて費用がかかるものではないと思うため、前期期間中に行うのがよいと考える。	「コミュニケーションボードの設置の検討」については、設置の検討という内容であることから、ご指摘の通り、前期5年以内といたします。 また、「バリアフリーマップ改訂版の発行」についても、市民の参加・協力のもと、前期5年以内の発行を目指します。
第2章 第3章	4.その他の事項 (三鷹駅周辺) 4.特定事業及びその他の事業	20 58	■中央コミュニティセンターのトイレ コーナーを利用した便器配置は利用者にとって使いづらい。	「第2章 基本的な考え方」の中で、「既存公共施設のバリアフリー化」に関する整備方針を策定することを位置づけています。中央コミュニティセンターのトイレの改修については、ベビーチェアやオストメイトの設置も含め、策定された整備方針に即して検討していきます。
第2章	4.その他の事項	22	■市民活動での情報提供 実際の市民活動の場で視覚障害の方からの貸し出し用パソコンに読み上げソフトを入れてほしいとの要望が却下された。市民活動の場でどのように平等・公平を担保するのか、考える過程を大切にしていきたい。	「第2章基本的な考え方」の中では、すべての人が必要な情報を容易に得ることができる情報提供サービスを拡充する必要を示しました。今後とも、市内各施設において、情報提供サービスを充実させる方策を検討していきます。 武蔵野プレイスにおける貸し出し用パソコンへの読み上げソフトの導入については、開館後、障害者の方の利用状況等を見ながら検討していきます。
第3章	(全地区共通) 4.特定事業及びその他の事業	29-32 47-49 67-70	■ムーバスの車いす対応 車いすでの乗降時に対応しやすいバス停留所の表示を要望。短時間に渡り板が設置できる構造を要望。	ご意見については、今後、バス停の改善やバス車両の買い替えの際に参考にいたします。 また、車いすでの乗降が行いやすい停留所の把握やその表示については研究いたします。

章	項	頁	意見内容	対応
第3章	<u>(吉祥寺駅周辺)</u> <u>4.特定事業及びその他の事業</u>	<u>32</u>	■都道 114 号線（吉祥寺通り）における勾配改善 都道 114 号線と市道 225 号線の交差点（商工会館前交差点）の横断歩道接続部の勾配が急で、車いす通行時に危険であり、緩やかな勾配への改善を要望。 後期で予定されているが、早急な改修を要望。	横断歩道接続部の勾配を改善するには、民地と歩道や車道の高低差を調整する必要があり、部分的な改修は難しい場合もあります。前期の事業である「井ノ頭通りより北側の区間について、ブロック舗装の改修を検討」とあわせて、ご指摘の交差点の勾配改善も検討していきます。
第3章	<u>(吉祥寺駅周辺)</u> <u>4.特定事業及びその他の事業</u>	<u>35</u>	■井の頭公園における早期事業実施 井の頭公園の出入口のバリアフリー化が展望期であり、早急な実現を要望。（吉祥寺通りからの急ながたがたの坂道の改善。井ノ頭通り側からの階段部にエレベーター設置。車いす使用者用の公共サイン設置）	井の頭公園の出入口のバリアフリー化に関しては様々な課題が存在し、公園管理者や道路管理者等の関係者間が連携のもと、十分に検討を重ねる必要があります。そのため、本基本構想では長期的展望も視野に入れて「展望期」として整理しています。長期的展望ではありますが、進捗管理を行う中で関係する事業者等と調整し、検討したいと考えています。
第3章	<u>(吉祥寺駅周辺)</u> <u>(三鷹駅周辺)</u> <u>4.特定事業及びその他の事業</u>	<u>38</u> <u>58</u>	■中央コミュニティセンター及び本町コミュニティセンターのバリアフリー化 長期的展望の下、建て替え及びエレベーター設置について基本構想に記載することを要望。	公共施設の新築や改築に際しては、現在の施設の配置状況や未利用地・低利用地の状況を踏まえながら、総合的に検討していく必要があります。そのため、現段階では、建て替えや大規模修繕等について言及することは難しく、基本構想（素案）では、記載した内容にとどまっています。 なお、「第2章 基本的な考え方」の中で、「既存公共施設のバリアフリー化」に関する整備方針を策定することを位置づけています。策定後は整備方針に即したバリアフリー整備を推進していきます。
第3章	<u>(吉祥寺駅周辺)</u> <u>4.特定事業及びその他の事業</u>	<u>39</u>	■アトレ吉祥寺の多機能トイレ内の傾斜式鏡 傾斜式鏡は車いすにとって見にくい。	頂いた意見を参考に、利用者の意見を踏まえ、今後施設の更新等の際に検討していきます。
第3章	<u>(吉祥寺駅周辺)</u> <u>4.特定事業及びその他の事業</u>	<u>40</u>	■コピス吉祥寺の多機能トイレ 改修にあたって、多機能トイレの設置数が減少、男女別多機能トイレによる異性介助が困難になった。ベビールーム内に多機能トイレが設置され動線が競合し車いす使用者、子育て双方にとって使いづらい。多目的シートがなくなっており、高齢者や障害者にとっては利用しにくくなった。	コピス吉祥寺は、限られたスペースの中で最大限に利便性が向上するように検討を重ね、改修を行いました。今後施設の更新等の際には、頂いたご意見も参考にして施設事業者とともに検討していきたいと考えています。 なお、特定事業内容については、再度整理いたしました。

章	項	頁	意見内容	対応
第3章	(武蔵野駅周辺) 4.特定事業及びその他の事業	73	■武蔵境市政センターの多機能トイレ 「ベビーベッド、オストメイトの設置について検討します」となっているが、レイアウトから見直さなければ車いすでは使えない。	「第2章 基本的な考え方」の中で、「既存公共施設のバリアフリー化」に関する整備方針を策定することを位置づけています。武蔵境市政センターのトイレの改修については、ベビーベッドやオストメイトの設置も含め、策定された整備方針に即して検討していきます。
第5章		81-83	■地域別構想以外の推進 地域別構想で挙げられた施設以外についてもバリアフリー検証を行う機会を設け、優先順位に反映することを要望。	「第5章 今後の展開」に記載の通り、市内全域への拡大や基本構想の継続的な発展など、継続して移動等円滑化の推進を図っていきます。また、平成27年度には、基本構想の評価・見直しを行う予定であり、ご意見の内容も踏まえて検討を進めてまいります。
第5章	4.基本構想の継続的な発展	82	■障害者の権利に関する条約批准 『障害者の権利に関する条約』批准に向けて国内でも整備が進む今日、WHOなどの国際的な見解では、情報アクセス権や設備整備のバリアフリーは決して温情的施策ではなく基本的な権利である。	ご意見の通りと考えております。基本構想の継続的な発展の中で、同条約に係る記載を入れ、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進する旨を記載しています。
その他			■トイレ内の設備等の規格の統一化 手すり・便器洗浄ボタン・非常ボタンの不適切な配置、傾斜式鏡等の使用など、現在でも不便なものが散見される現状があり、構想の内容だけでは現実的に利用可能な設備になるとは思えない。	多機能トイレの操作部の形状、色、配置及び器具の配置については、平成19年3月にJIS S 0026が制定され、規格の統一化が図られました。メーカーなどでも規格に応じた製品を開発しており、今後、新規導入が進むことで次第に統一化が図られていくものと考えられます。 事業実施に際しては、国が定める移動等円滑化基準や移動等円滑化整備ガイドライン等に基づき実施することを基本的な考え方の中で示しています。進捗管理を行う中で最新の基準を確認するとともに、必要に応じて関係者の意見を聴取し、これらを特定事業者へ周知していきます。
その他			■ニーズの処理 利用者の真意をくみ取り、現状を認識し、将来の予想を立てながら、競合するニーズをどのように処理していくのかは、やはり行政職員や施設の管理者、建築関係者等専門家の見識にかかってくる。	ご意見の通りと考えております。事業の実施にあたっては、高齢者、障害者等の関係者の意見を聴くとともに、専門家の見解や国の動向等も踏まえ、広範な観点から検討を行い、将来性のある整備を行うよう努めます。
その他			■心のバリアフリーの実施内容 心のバリアフリーや市民啓発について内容が問われる。	専門家等の意見も踏まえながら、今後とも心のバリアフリーに関する事業を推進するための方策を検討していきたいと考えております。

中間報告に基づく意見内容であるため、本文と異なる場合があります。

6. バリアフリー新法 (抜粋)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 (略)

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 3 条 (略)

(国の責務)

第 4 条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第 6 条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(国民の責務)

第 7 条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第 3 章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第 8 条 (略)

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第 9 条 (略)

(道路管理者の基準適合義務等)

第 10 条 (略)

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第 11 条 (略)

(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第 12 条 (略)

(公園管理者等の基準適合義務等)

第 13 条 (略)

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第 14 条 (略)

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

第 15 条 (略)

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第 16 条 (略)

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第 17 条 (略)

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

第 18 条 (略)

(認定特定建築物の容積率の特例)

第 19 条 (略)

(認定特定建築物の表示等)

第 20 条 (略)

(認定建築主等に対する改善命令)

第 21 条 (略)

第 4 章 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し

第 22 条 (略)

第 5 章 既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例

第23条 (略)

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第24条 (略)

**第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施
(移動等円滑化基本構想)**

第25条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(第5項を除き、以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

二 重点整備地区の位置及び区域

三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項(旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。)

五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

3 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。

4 基本構想には、道路法第12条ただし書及び第15条並びに道路法の一部を改正する法律(昭和39年法律第163号。以下「昭和39年道路法改正法」という。)附則第3項の規定にかかわらず、国道(道路法第3条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)又は都道府県道(道路法第3条第三号の都道府県道をいう。第32条第1項において同じ。)(道路法第12条ただし書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法附則第3項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの(道路法第17条第1項又は第2項の規定により同条第1項の指定市又は同条第2項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。)に限る。以下同じ。)に係る道路特定事業を実施する者として、市町村(他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第32条において同じ。)を定めることができる。

5 第1項の基本的な構想は、都市計画及び都市計

画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。

6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議をしなければならない。

8 市町村は、次条第1項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

10 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。

11 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

12 第6項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(協議会)

第26条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 基本構想を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第1項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（基本構想の作成等の提案）

第27条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者

二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（公共交通特定事業の実施）

第28条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両

二 公共交通特定事業の内容

三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前2項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

（公共交通特定事業計画の認定）

第29条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第2項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認め

るときは、その認定をするものとする。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の認定について準用する。

5 主務大臣は、第2項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第3項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（公共交通特定事業計画に係る地方債の特例）

第30条 地方公共団体が、前条第2項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

（道路特定事業の実施）

第31条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。

3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 道路特定事業を実施する道路の区間

二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間

三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第20条第1項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第23条第1項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。

6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項

に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。

7 前3項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）
第32条（案）

（路外駐車場特定事業の実施）

第33条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
- 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前2項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（都市公園特定事業の実施）

第34条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
- 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第5条の2第1項に規定する他の工作物

について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 前3項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

（建築物特定事業の実施）

第35条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
- 二 建築物特定事業の内容
- 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 建築主事を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

（交通安全特定事業の実施）

第36条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

2 前項の交通安全特定事業（第2条第二十八号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。

3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を

定めるものとする。

- 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前2項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

（生活関連施設又は一般交通用施設の整備等）

- 第37条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

（基本構想に基づく事業の実施に係る命令等）

- 第38条 市町村は、第28条第1項の公共交通特定事業、第33条第1項の路外駐車場特定事業、第34条第1項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第35条第1項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。
- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあっては主務大臣、路外駐車場特定事業にあっては知事等、都市公園特定事業にあっては公園管理者、建築物特定事業にあっては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第1項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなく公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第9条第3項、第12条第3項及び第15条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を

除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第39条 （略）

（地方債についての配慮）

第40条 （略）

第5章 移動等円滑化経路協定

（移動等円滑化経路協定の締結等）

第41条 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。第45条第2項において「大都市住宅等供給法」という。）第83条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
 - 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
 - 三 移動等円滑化経路協定の有効期間
 - 四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置
- 3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等）

第42条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から2週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（移動等円滑化経路協定の認可）

第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第41条第2項第二号に掲げる事項に建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定について同条第3項の認可をしようとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第41条第3項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

（移動等円滑化経路協定の変更）

第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（移動等円滑化経路協定区域からの除外）

第45条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第86条第1項の換地計画又は大都市住宅等供給法第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換

地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項（大都市住宅等供給法第82条第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第103条第4項（大都市住宅等供給法第83条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第43条第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第1項又は第2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（移動等円滑化経路協定の効力）

第46条 第43条第3項（第44条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第41条第1項又は第44条第1項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）

第47条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第43条第3項（第44条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第43条第3項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第1項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第43条第3項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第49条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第41条第1項、第44条第1項、第47条第1項及び前条第1項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第50条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第43条第2項及び第3項の規定は、第1項の認可について準用する。

4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第3項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

（借主の地位）

第51条 （略）

第6章 雑則

（資金の確保等）

第52条 （略）

（報告及び立入検査）

第53条 （略）

（主務大臣等）

第54条 （略）

（不服申立て）

第55条 （略）

（事務の区分）

第56条 （略）

（道路法の適用）

第57条 （略）

（経過措置）

第58条 （略）

第7章 罰則

第59条 第9条第3項、第12条第3項又は第15条第1項の規定による命令に違反した者は、300万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一 第9条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第38条第4項の規定による命令に違反した者

三 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第61条 第12条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第20条第2項の規定に違反して、表示を付した者

二 第53条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第53条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第53条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第59条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第1条 （略）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）

第2条 （略）

（道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置）

第3条 （略）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第4条（略）

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第5条（略）

（罰則に関する経過措置）

第6条（略）

（検討）

第7条（略）

（地方税法の一部改正）

第9条（略）

（租税特別措置法の一部改正）

第10条（略）

（身体障害者補助犬法の一部改正）

第11条（略）

○用語集

あ行

■ICT

Information Communication Technology の略。ICTは、情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもの。

■アクセシビリティ

アクセスのしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障害者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

■移動等円滑化基準

バリアフリー新法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等に関する基準。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー新法3条に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。(平成18年12月15日国家公安委員会、総務大臣、国土交通省告示第一号)

■インターロッキングブロック

広場や歩道などに敷く特殊形状をした舗装用のコンクリート等のブロック。インターロッキングとは「かみ合わせる」という意味で、ブロック相互のかみ合わせにより荷重分散を図る。

■STS（スペシャル・トランスポート・サービス）

STSとは、Special Transport Service の略。地域で生活する高齢者・障害者等の移動手段として、利用者の住居近くから目的地までの

送迎サービスを提供するもの。主に身体的状態の制約により、バスや鉄道などを利用することのできない人や利用困難な人を対象としている。武蔵野市では平成12年からレモンキャブ事業を実施している。

■エスコートゾーン

視覚障害者用横断帯といわれ、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

■NPO

非営利組織（Non-Profit Organization）の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。

■L形側溝

道路の端に位置する雨水排水のためのL形の側溝。コンクリート製のものが多い。

■オストメイト

オストメイトとは人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け、腹部に排泄のための孔（ストーマ）を設け、排泄、排尿に対応するための袋（パウチ）を装着している。

か行

■輝度(cd/m²)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。(JIS Z 9111)

■輝度比

輝度比 = 視覚障害者誘導用ブロックの輝度／舗装路面の輝度（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）

■吉祥寺環境浄化作戦

路上にはみ出して看板や商品台を置かないよう指導啓発を行うため、平成6年から毎月1回吉祥寺活性化協議会と市、武蔵野警察が協力して吉祥寺駅周辺の商店街をパトロールするもの。

■基本構想・長期計画

基本構想は、武蔵野市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市行政の最も上位に位置する総合計画です。地方自治法によりその策定が定められています。現在は第四期基本構想のなかにあり、平成16年度に平成17年度から平成26年までの10年間の展望にたって策定されました。

長期計画は、基本構想にもとづく、各分野ごとのより具体的な事業計画で、定期的に調整しています。

■QRコード

白と黒のドットで構成された模様の2次元コード。携帯電話などで読み取ることで文字情報やURL（ウェブページのアドレス）などのデータを得ることができる。

■交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月15日制定）の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、市区町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の大きな枠組みとなる。バリアフリー新法の施

行に伴い、ハートビル法と統合・拡充された。

■心のバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること

■コミュニケーションボード

障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵記号が記されたボード。

■コミュニティバス

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。武蔵野市のムーバスが全国ではじめて。

さ行

■サービス介助士

家事援助等に必要な入浴・排泄・食事などの介護技術を要しない「比較的元気な高齢の方や障害をもつ方をお客様としてお迎えするときの介助技術」を、NPO法人日本ケアフィットサービス協会が認定する資格。

■視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

■自転車・ミニバイク放置禁止区域

武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例に基づき、各駅周辺半径約 300m を自転車等放置禁止区域に指定し、随時放置自転車等の撤去を行っている。

■障害者の権利に関する条約

あらゆる障害を持つ人の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成 18 年の第 61 回国連総会において採択された。

■重点整備地区

バリアフリー新法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの。

■すいすいプラン

比較的短期間に、少額の投資で効果の発揮できる局所的な渋滞対策事業として、右折レーンを設置して右折待ち車両による渋滞を緩和するための東京都で策定実施している「交差点すいすいプラン 100」や「第 2 次交差点すいすいプラン」などの総称。

■スパイラルアップ

スパイラルアップとは、計画→実施→評価→改善を行いながら理想に向かっていくプロセスを意味し、「継続的に改善すること」として用いられる。

■生活関連施設

高齢者や障害のある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路(道路や通路など)

■(バスの)正着

バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

■セミフラット型

歩道の高さが車道よりやや高い(5cm 程度)歩道形式をセミフラット型という。

た行

■多機能トイレ

車いす使用者だけでなく、足の不自由な人、乳幼児連れ、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けた多機能なトイレ。

■地域社協

市内を 13 の地区(原則として小学校区)に分け、市民が主体となって地域の福祉問題を話し合ったり、対応を協議したりする団体。正式名称は「地域福祉活動推進協議会」といい、武蔵野市民社会福祉協議会がその活動を支援している。お互いのプライバシーを尊重しながら、日ごろから温かくやさしい人間関係を築き、日常生活に不安や不便を感じたときや災害時などにお互いが助け合い、支えあうことを目的とする。

■TWCC

Total Welfare Configured City の略で、高齢者にやさしいまちは、障害者にも他のすべてのひとにもやさしいという福祉的視点で、将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備すること。

■テンボラリースタッフ

朝・タラッシュ時に、ホーム上で乗車促進や

乗客案内、清掃等を行う「臨時雇用員」。

■東京都福祉のまちづくり条例

高齢者、障害者等にとってやさしいまちがすべての人にとってやさしいまちであるという認識に立ち、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るために制定された条例。平成 7 年 3 月 16 日 条例第 33 号、平成 21 年 10 月 1 日改正全面施行。

■透水性舗装

雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装構造。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。

■特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識などがある。

■特定事業計画

バリアフリー新法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。

■特定道路

生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者の移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。新設又は改築に際しては、道路移動等円滑化基準への適合義務がある。

■特定路外駐車場

道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

■特定旅客施設

1 日あたりの平均的な利用者数が 5,000 人以上であること、又は相当数の高齢者、障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

■特定建築物

学校、病院、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の人が利用する建築物

■特別特定建築物

不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（盲学校、聾学校、養護学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊 等）

な行

■波打ち歩道

マウンドアップ形式の歩道に車両が乗り入れるための切下げ部分が連続して発生し、歩道自

体が波打った危険な歩道。

■ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。

■ノーマライゼーション

障害者や高齢者などを特別な人と見るのではなく、障害者や高齢者などが社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会こそがノーマル(あたりまえ)だという考え方。

■ノンステップバス

低床型のバス的一种で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。後方座席へ行く途中に数段の階段がある。

は行

■パークアンドライド

渋滞緩和のための一つの策で、渋滞する街中を避けて駐車場を作りそこに停めて（パーク）、そこからバスや電車等の公共手段を使い（ライド）街中へ移動するというもの。

■バスナビ

パソコンや携帯電話から、バスの運行情報や時刻表を閲覧できる 情報提供サービス。

■バスロケーションシステム

バスの現在地を把握し、バス停への到着時間を利用者に知らせるもの。バス停留所や携帯電話、パソコンなどで提供される。

■ハード・ソフト

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設

に関するもの。ソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するもの。

■ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成 6 年)。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法（平成 15 年 4 月 1 日施行）では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー新法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合された。

■パブリックコメント(=意見公募)

行政が計画を策定したりする際に、あらかじめ計画の原案を市民等に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

■バリアフリー化

高齢者や障害者などが社会で活動するなかに存在する障害（バリア）を取り除くこと。

■バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年 12 月 20 日施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

■ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号(サイン)の一つ。

■ホームドア

駅のホームの縁端に設けられた、ホームと線路を仕切るドア。ホーム上の利用者が線路内に立ち入ったり、転落したりするのを防ぐなど安全を確保できる。

ま行

■マウントアップ

車道より高い(10~25cm)歩道型式をマウントアップ形式という。

■武蔵野市健康福祉総合計画

武蔵野市第四期長期計画調整計画に基づき、福祉施策及び健康施策を総合的な視点から再構築することを目的として、改定時期を迎えた「武蔵野市高齢者福祉計画」、「武蔵野市介護保険事業計画」、「武蔵野市障害福祉計画」に加え、同じく改定期を迎えた「武蔵野市健康推進計画」を一体的かつ総合的に見直した計画。

■武蔵野市市民交通計画

「市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系」の実現を図るべく、歩きやすく安全で快適な道路の整備、自転車や自動車の適正な利用、公共交通(路線バスなど)の利便性の向上など、市民の移動手段としての交通の体系について、付随する施設・設備などの整備や市民との協働などを視野に入れて、ソフト及びハードの両面から示した指針。

■武蔵野市地域公共交通総合連携計画

市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系の実現を目的とし、武蔵野市の交通行政の総合的・体系的な基本計画である「市民交通計画」の公共交通部門として策定。

■武蔵野市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成12年に市民参加により策定したもので、市と市民が共有する武蔵野市の今後のまちづくりのビジョンを示したもの。

■ムーバス

武蔵野市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢の方などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名。運賃は100円の均一料金。

や行

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

■ユニバーサルデザイン政策大綱

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき国土交通行政を推

進するために国土交通省が策定。

■ユビキタス

ラテン語で「至る所に存在する(遍在)」という意味を持ち、あらゆる情報機器が広帯域ネットワークで結ばれ、誰もがいつでもどこでも安全に情報をやりとりできる環境。

ら行

■連続立体交差事業

市街地で鉄道と道路が数多く平面交差している場所で、鉄道の一定区間を連続して高架化又は地下化し、一挙に踏切をなくしていく都市計画事業。

■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のことをいう。

■路側帯

歩道のない道路で、歩行者の通行のためや車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分。

わ行

■ワンステップバス

低床型のバス的一种で、車両内で一段のぼる形式のバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。